

## 第 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月19日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	7
○認定第 1 号及び報告第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 7
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	3 0
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○散会の宣告	52

## 第 2 号 (9月20日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○開議の宣告	54
○一般質問	54
中 畠 伸 子	54
込 山 靖 子	63
円 谷 寛	76
吉 田 孝 司	92
○休会について	113
○散会の宣告	113

## 第 3 号 (9月21日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出席議員	115
○欠席議員	115
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	115
○事務局職員出席者	115
○開議の宣告	116
○一般質問	116
熊 倉 正 磨	116
町 島 洋 一	125
○休会について	133

○散会の宣告	1 3 3
--------	-------

#### 第 4 号 (10月2日)

○議事日程	1 3 5
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 6
○事務局職員出席者	1 3 6
○開議の宣告	1 3 7
○議事日程の報告	1 3 7
○決算審査特別委員長報告(認定第1号)及び報告に対する質疑、討論、採決	1 3 7
○産業厚生常任委員長報告(議案第5号)及び報告に対する質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○会議時間の延長	1 6 2
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○各常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 7 6
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 7 7
○閉議の宣告	1 7 7
○町長挨拶	1 7 7
○閉会の宣告	1 7 8
○署名議員	1 7 9

鏡石町告示第54号

第1回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月14日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和5年9月19日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島洋一	
7番	稲	田和朝	8番	込	山靖子	
9番	吉	田孝司	10番	小	林政次	
11番	円	谷寛	12番	角	田真美	

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和5年第1回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和5年9月19日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第 1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第16 議案第11号 鏡石町指定金融機関の指定の変更について
- 日程第17 議案第12号 鏡石町宮鳥見山陸上競技場トラック改修工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第13号 借俣池浚渫工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第14号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）変更請負契約の締結について

日程第20 議案第15号 令和4年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農 業 委 員 会 長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
監 査 委 員	根 本 次 男	農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第1回鏡石町議会定例会を開会いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様、おはようございます。

ただいまから報告をさせていただきます。

第1回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和5年9月19日火曜日招集、日時、日、曜日、会議内容の順番で説明させていただきます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第1回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第1回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、決算認定のほか、教育委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の任命同意、条例の制定、一部改正、廃止、町道路線の認定と廃止、指定金融機関の指定の変更、工事請負契約や変更請負契約の締結、各会計補正予算など、合わせまして22件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決、同意、承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

---

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、町島洋一議員の3名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月2日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は14日間と決しました。

---

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

例月出納検査は、地方自治法により監査委員が必ず行わなければならない検査の一つで、毎月実施しております。この結果を報告するものです。

なお、お手元に過去3か月分の報告書を配付してありますが、内容に重複する部分がございます。

います。このため、3か月分を項目ごとにまとめて報告しますので、ご了承ください。

報告します。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和5年5月分、令和5年6月分、令和5年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和5年5月分につきましては、令和5年6月26日月曜日、午前9時51分から午後2時40分まで、令和5年6月分につきましては、令和5年7月25日火曜日、午前9時50分から午後2時50分まで、令和5年7月分につきましては、令和5年8月28日月曜日、午前9時53分から午前11時55分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月において報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和5年5月分、令和5年6月分、令和5年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりです。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） 次に、事務組合議会報告につきましては、前任者の任期が満了となりましたので、報告書の配付をもって報告といたします。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第1回鏡石町議会定例会の開会にあたり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、議員の皆様におかれましては、先月に執行されました町議会議員一般選挙におい

て、町民の期待を担われ、めでたくご当選されましたことを心からお祝いを申し上げます。議会と執行という役割こそ異なりますが、行政運営の両輪として今後の町民福祉の向上と町発展のため、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

昨年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、既に1年半あまりが経過しましたが、ロシアは各地にミサイル攻撃を始めるなど被害は拡大しており、戦闘は激しさを増しております。多くの市民が犠牲になっているニュースを聞くたびに、胸が痛くなるばかりです。町においては、8月15日に忠霊塔において戦没者黙祷式が行われました。戦後78年がたっても、いまだ悲しみは薄れることはありません。このような悲惨な体験を21世紀の現在も受けている人々がいることは信じ難く、これ以上の悲劇はありません。一日も早い戦争終結を強く望みます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化は、円安なども重なり、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。町といたしましては、政府の物価高対策を活用し各種の救済対策を講じており、その事業の状況についてご説明いたします。

初めに、国の低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援給付金につきましては、食費等の物価高騰などの直面する生活の支援であり、住民税均等割が非課税世帯の児童1人当たり5万円を給付するもので、現在まで64世帯、124名に振り込みを行ったところであります。

また、電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり3万円を支給する事業につきましては、8月末現在で802世帯に支給を行ったところであります。

このほか、8月の臨時議会において議決賜りました物価高騰対応生活困窮世帯と社会福祉施設に対しての給付金事業につきましては、準備が整い次第、速やかな支給に努めてまいります。

発行総額1億円のプレミアム付商品券については、8月中旬に完売しており、新型コロナウイルス感染症により疲弊した町内経済の活性化に寄与するものと考えていますが、商工会や取扱い事業所に事業効果等の確認、検証をしてまいりたいと考えています。

また、町内中小企業等に対する物価高騰対策事業継続支援金につきましては、9月1日より申請受付を開始しております。

新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行されて4か月が経過しております。定点医療機関から報告されている新規患者数は緩やかな増加傾向が続いているところでありますが、感染対策や外出自粛は個人の判断に委ねることとなっておりますので、これまで同様に町民の皆様には、手洗いや換気、マスクの効果的な場面での着用など、基本的な感染防止対策に努めていただくようお願いしてまいります。

本年の水稻の作況指数が全国で101の平年並みになるとの予測が発表されております。しかしながら、7月、8月の猛暑、晴天続きにより、当町における当該期間の積算降水量は、過去3年の平均値に比較し200ミリメートル以上も少ない状況で、矢吹原土地改良区の受益地区域も同様の傾向にあり、水がめである羽鳥ダムの著しい貯水率低下により、例年より約3週間も早い送水停止となっております。

早期の落水は、玄米の肥大不足による減収や、根の活力低下による未熟粒等による品質低下の原因となる可能性があり、本年産米の品質が低下し、取引価格が下落してしまう事態を懸念しております。

また、果樹類については、4月発生の降霜被害に対して、8月の臨時議会において被災農家に対する緊急対策事業に関連する補正予算の議決をいただき、現在、関係機関と連携し、補助金の交付事務を進めております。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策につきましては、町産農産物に対し、県による放射能汚染検査を実施し、基準以下であることを確認の上、出荷、販売を行っており、アルプス処理水の海洋放出による新たな風評被害の発生に留意しつつ、今後も風評被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

全国各地で台風や線状降水帯による大雨による災害が発生しています。今月、本県でも台風13号による記録的な大雨が浜通りに大きな被害をもたらしました。被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。今回は、当町から離れた地域での大雨でしたが、令和元年台風19号の成田地区での大洪水の記憶がよみがえりました。災害は、必ずまたやってくるので、鏡石町地域防災計画に基づき備えるため、9月14日に防災訓練を実施したところであります。

7月には、大変喜ばしいニュースが飛び込んできました。福島県中学校体育大会陸上競技大会で、鏡石中の男子400メートルリレーチームが43秒87で優勝し、8月に愛媛県で行われた全国大会の切符を手に入れました。全国大会では惜しくも予選敗退となりましたが、全国という大舞台で健闘し、鏡石町民に明るい話題を提供してくれました。改めておめでとうと感謝を申し上げたいと思います。

また、フットサルのEXILE CUP 2023全国大会に、BOAVISTA Jr.の選手として、第一小学校6年の飛澤元さんと第二小学校6年の岩崎蓮さんが、愛媛県今治市で開催された全国大会に出場しました。さらに、東京国際大学4年生の遠藤梨李さんは、9月4日から17日に開催された2023世界選手権大会のウエートリフティング女子59キロ級の日本代表として、昨年に引き続き選出されました。遠藤さんは、各種大会においても大会新記録を出すなど優秀な成績を収めており、来年のパリ・オリンピック出場を目指してさらなる活躍を期待するものです。

次に、今年度の主要事業の執行状況についてご報告いたします。

鏡石町の出身者やゆかりのある方で構成されております東京かがみいし会につきましては、令和5年度が設立40年の記念すべき年として、11月25日に記念式典が東京八芳園で開催予定です。議員の皆様への案内も予定されていますので、参加をよろしくお願いたします。

牧場の朝リブランディング事業につきましては、12月上旬に「「牧場の朝」歌碑建立40周年のつどい」を計画しており、鳥見山公園内にあります歌碑建立から40年の節目として、「牧場の朝」の町を全国にPRしてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種事業につきましては、令和5年春開始接種として、5月から9月までの期間、65歳以上の方及び基礎疾患等のある方を対象に、集団接種及び個別接種を並行して実施してきたところです。また、国の方針を踏まえ、令和5年秋開始接種として、10月から来年3月にかけて、生後6か月以上の全ての年齢の方（初回接種完了）を対象にワクチン接種を実施いたします。集団接種については10月、11月に合わせて4回、健康福祉センターを会場に実施する予定であり、個別接種では町内7医療機関で対応していただくこととしております。

鏡石町健康福祉センター建設につきましては、建物本体工事及び駐車場などの外構工事を含めまして、予定どおりの工期で竣工いたしました。現在は、備品類の搬入を順次進めており、引っ越し作業の準備へと入っております。また、10月10日の開館前に、町民向けとして今月24日と25日に内覧会を実施する予定でおりますので、多くの皆様にご覧になっていただきたいと思いますと考えております。

今定例会に健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

鏡石町東第1土地区画整理事業では、第3工区内の健康福祉センター周辺の造成工事及び道路築造工事が完了したことから、10月初めには約2万1,600平米の使用収益の開始を行うとともに、保留地10か所の販売を予定しています。このことにより、鏡石町の優良な住宅地の提供が図られ、区画整理事業の一層の進展と町の発展に寄与できるものと考えております。

また、第2、第4、第5工区についても、整備促進及び大規模産業用地の確保に向けた検討業務を委託しており、企業ニーズ調査や事業計画への影響、土地利用計画の変更等の検証、検討を進めているところです。

110ヘクタール以上の農地が買収され、およそ70戸の住宅が移転対象となっている国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、住宅移転に向けて国から各地権者等に補償額の提示が進められているところです。集団移転先についても、新町及び成田原町の2か所が候補地として、整備に向けての各種調査が進められているところです。

住宅移転にあっては、駅東土地区画整理事業地内を希望している方もいることから、関係機関等とも綿密に連携し、スムーズな事業推進が図れるよう支援に努めてまいります。

また、整備後の遊水地の有効活用についても、国・県・周辺町村等とも意見交換を進め、さらに阿武隈川上流流域治水の観点からも、福島県内の阿武隈川流域の自治体や住民が流域治水に対する関心や理解を深め、遊水地及び大規模河川敷等の管理と利活用の促進を図る組織づくりを進めてまいります。

鏡石浄水場は、完成から1年が経過し、大きなトラブルもなく安定した稼働を続けております。引き続き桜岡、成田の浄水場も含めた管理の徹底を継続し、安全で安心な水の供給を目指した水道事業の推進に取り組んでまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、子育て支援関連事業としてののびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しているもので、今年度は7月末までに25件の給付を行ったところです。

生活習慣病などの早期発見や予防、町民の健康保持増進を進める健康づくりの支援における集団健診を、9月4日から11日まで、町公民館を会場に実施しました。医療機関での個別健診については、7月1日から来年1月31日まで実施しており、例年より期間を2か月前倒ししまして、より多くの町民の皆さんに自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところです。

郡山女子大学との連携事業として、第二小学校の4年生から6年生の各学年において、子供が不足しやすい栄養素の鉄分について学ぶ特別授業を実施しました。今後も、第一小学校、中学校においても実施する予定となっております。引き続き、町民の健康維持や生活習慣病の予防に努めるとともに、子供の頃からの正しい食習慣の形成など、食事の大切さ「食と健康」への取組を積極的に進めてまいります。

「子育て支援母子手帳アプリ」では、妊娠中の健診記録や子供の予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせをお届けするスマートフォンアプリですが、現在、登録件数は324件となっており、町の情報をより身近に分かりやすく提供してまいります。

食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業である健幸食生活応援事業においては、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度は、これまで42件の高齢者宅の訪問を行ったところです。

子育て世代包括支援センター機能拡充事業としては、産前から切れ目のない子育て支援を実施するために、助産師による産前訪問や相談支援を実施してまいります。今年度は、これまで37件の妊婦さん宅の訪問を行ったところです。

また、出産後の母子の心身に対し、安心して子育てができるよう、産後ケア事業として助産師等による宿泊ケアや日帰りケア、訪問などで授乳や育児の相談などの支援を行っております。

今年度4人目となります百歳賀寿事業につきまして、今月9日に鏡石4区の鈴木イチさんが満100歳を迎え、知事賀寿と鏡石町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。

また、今年度の敬老会につきましては、高齢者の皆様の安全・安心を最優先に考え、1,833人の対象者に敬老祝品を9月16日に各集会所でお渡ししたところです。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、小中学校の学校給食費については、食料品等の物価高騰に伴い、今年度から1食当たり30円の値上げを実施しているところですが、物価高騰等総合対策事業として、値上げ分に対する補助を行う、小中学校給食負担軽減補助事業の補正予算を今定例会において計上したところであります。

鳥見山陸上競技場トラック改修事業については、第4種ライトの公認取得の規格仕様で改修工事を行うこととしておりますが、9月4日に入札を執行いたしましたので、本定例会に請負契約の締結についての議案を上程しております。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

児童生徒の学力向上支援事業として、標準学力調査による個々の達成率から弱点等を探し出し分析し、その結果を基に教職員の研修会等を実施し、教職員の資質向上に努めています。また、中学生の学習意欲と学力向上につなげるため、鏡石中学校が行う各種検定（英語、数学、漢字）の受検者を対象に、受検料の補助を行っております。さらに、中学3年生を対象に、英数学力向上講座を夏季休業と2・3学期の土曜日を活用し、実施しているところです。

語学指導等外国青年招致事業については、新任のシーザー・ルイス先生が7月31日に着任しました。今後は、中学校を主に、幼稚園及び保育所において語学指導助手として、英語の語学力向上に尽力されることを期待しております。

少年の主張鏡石町大会は、発表者として各小学校の5年生と6年生各1名、中学校では各学年1名で、8月4日に第一小学校あやめホールで開催しました。発表者の皆さんは、男女平等の実現やマナーと道徳など、日頃感じたことや将来の夢について、丁寧にしっかりと発表されました。

今年度の文化講演会は、健康福祉センターほがらかんを会場に、講師として須賀川市出身の落語家、桂幸丸さんをお迎えする予定としており、現在、日程の調整など準備を進めているところですが、多くの皆様をお迎えできるよう努めてまいります。

第17回鏡石駅伝・ロードレース大会では、ゲストランナーとして、昨年に引き続き、鏡石町出身で小森コーポレーション陸上部所属の山本竜也選手と、陸上競技の男子800メートル



日本チャンピオンで郡山市出身の田母神一喜選手をお迎えし、11月5日に開催予定で、現在、エントリーの集計など大会開催の準備を進めているところです。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、令和3年福島県沖地震により加工施設が被災したため使用できなくなった鏡石町農村婦人の家を集会所として利用するための改修工事は、12月竣工に向け順調に進捗しております。

また、経年劣化により傷んでおりました高久田多目的集会所の床張り替え工事は、7月に竣工しました。

今年度の町消防団による模擬火災訓練は、9月10日にさかい区の前山公園周辺で実施されました。中継放水訓練や初期消火・けが人搬送訓練、炊き出し訓練等が行われ、地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚が図られました。ご協力いただきましたさかい区と仁井田区の皆様に感謝申し上げます。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、高久田地区基盤整備事業は、秋以降から面整備工事に着手予定となっており、現在は換地業務の作業を進めております。今後も地権者の皆さんに進捗状況や圃場整備事業の課題等を随意お知らせし、当該事業に対するご理解、ご協力をお願いしてまいります。

また、桜岡・小栗山・堂前の3地区を中心とする久来石下地区における農地中間管理機構関連農地整備事業については、昨年度の調査地区採択を受け、今年度から2か年度で事業計画を策定予定であり、関連業務を土地改良事業団体連合会へ発注済みとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となっていた各種イベントですが、8月6日には鏡石ふるさと祭りが4年ぶりに開催され、来場者数は4,500人を数え、会場となった鏡石駅前に久しぶりの賑わいを見ることができました。10月7日には鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りの開催を予定しております。より多くの方にご来場いただけるようPRしてまいります。

また、田んぼアート事業は、6月の観覧開始以降、多くの方々に観覧いただき、4年ぶりに田んぼアートカフェを実施できたことも相まって、8月7日には来場者数1万人を突破しております。今後、1人でも多くの方々に観覧いただけるようPRに努めてまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、社会資本整備総合交付金事業として、昨年度からの繰越事業として施工している高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）も順調に工事が進んでおりますが、工事内容に変更が生じたことから、本定例会に変更請負契約の締結についての議案を上程しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、継続して施行中の「久来石・行方・蓮池西線道路改良工事」、「北町・堀米線舗装改修工事」、「舘越橋修繕設計業務委託（五斗蒔町）」、地下道から中学校までの「笠石

482号線測量設計業務委託」、須賀川市から一貫線を結ぶ「東部環状線接続道路測量業務委託」を発注し、早期完了に向け整備を推進しております。

緊急浚渫推進事業及び緊急自然災害防止対策事業では、「二池・サカサ池浚渫測量設計業務委託」を発注し、令和6年度の浚渫工事に向けて準備を進め、昨年度設計を行った「借俣池浚渫工事」は、先日、制限付一般競争入札において施工業者が決定したことから、本定例会に請負契約の締結についての議案を上程しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

本年8月に区域面積4.5ヘクタールの「高久田・鏡沼地区計画」を策定したところです。本地区計画は、市街化区域に隣接する市街化調整区域の既存集落において、地域コミュニティーの維持・回復を図ることを目標としています。今後は、同地域内での未利用地及び遊休地等を有効活用することで、良好な住環境を創出することが期待されます。

公共下水道事業については、駅東区画整理関連管渠築造工事及びマンホールポンプの改修工事等を計画どおり発注しており、今年度予定している事業については順調に進捗しているところです。

粗大ごみ戸別収集事業については、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者や障がい者等に対しまして粗大ごみの戸別収集を行うもので、今年度はこれまでに12件の戸別収集を行っており、高齢者等へのさらなる支援に努めてまいります。

移住定住事業としての、来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、現在6件の申請があり、6世帯22名の方が新たに町民として町内に移住しております。今後は、より一層のPRに努めて、人口維持に向けて努力していきたいと考えております。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、社会保障・税番号制度につきまして、7月末現在、1万791人のマイナンバーカードの申請があり、9,406人の方へ交付いたしました。率にしまして、申請率85.5%、交付率74.6%であります。マイナンバーカードを利用して、住民票、戸籍、税などの各種証明書がコンビニで発行可能など利便性が向上しています。

第6次総合計画における健全な行財政運営として取り組んでいる収納率向上対策事業につきましては、収納グループ設置から7年が経過し、収納額及び収納率の向上のための方策が効果を上げております。中でも、税負担の公平性確保のための徴収の強化や社会情勢の変化に対応するため、納税環境の整備として、従来の口座引落、コンビニ、日曜窓口での納付のほかに、新たにクレジットカード、インターネットバンキング、共通納税システムによる納税が可能となりました。

次に、令和4年度の各会計決算の概要につきまして申し上げます。

まず初めに、一般会計決算額は、歳入69億2,412万6,000円、歳出66億6,468万5,000円で、

形式収支では2億5,944万1,000円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では1億4,043万4,000円の黒字決算となりました。

主たる変動要因としては、令和3年度に行われた児童福祉関係での子育て世帯への臨時特別給付金事業や認定こども園整備補助事業など、臨時的政策事業費の減少によるものであります。

また、普通会計の起債償還額は4億3,833万9,000円、前年対比107.70%で、社会資本整備総合交付金事業や高久田地区ほ場整備事業での公共事業債のほか、緊急浚渫推進事業や緊急自然災害防止対策事業等に係る借入れが残高増の主な要因であります。

令和4年度の上水道事業会計を除く全10会計の総決算は、歳入107億9,412万1,000円に対して、歳出103億5,195万5,000円となり、実質収支で2億7,007万6,000円の剰余金が生じ、次年度繰越しを行うこととなりました。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で9.0%、対前年度費0.5ポイント改善したものの、将来負担比率については68.9%、対前年度費28.0ポイントの上昇となりました。

また、上水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算額で2億6,398万8,000円、支出決算額が2億9,639万6,000円で、収支差額は3,240万8,000円の当年度純損失となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、一般会計ほか10会計について、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、法律に基づいて財政の健全化を判断する4指標並びに資本不足比率について、監査委員の意見を付して報告し、承認をいただくものです。

議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現職委員の任期満了により再任を求めるものであり、議案第3号並びに議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについては、現職委員の任期満了及び辞任により、再任と新たな任命を求めるものであります。

議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新条例の制定であります。

議案第6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康福祉センターの窓口専用端末を利用し、各種証明書の交付申請ができるための改正であり、議案第7号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定につきましては、農村婦人の家を集会施設に用途変更するための改正です。

議案第8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域未来投資促進法が改正され、法律の適用期限が延長となったための改正であり、議案第9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、農村婦人の家を集会施設に用途変更するための条例の廃止です。

議案第10号 町道路線の認定及び廃止につきましては、新規認定12路線、廃止2路線であり、議案第11号 鏡石町指定金融機関の指定の変更につきましては、現在の3金融機関を2金融機関に変更するものであります。

議案第12号及び議案第13号につきましては、それぞれ鏡石町宮鳥見山陸上競技場トラック改修工事と借俣池浚渫工事の契約締結につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）変更請負契約の締結につきましては、補修範囲の増加、交通規制期間の延長に伴う変更増額であり、議案第15号 令和4年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項による剰余金の処分について議決を求めるものであります。

議案第16号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な歳入として、令和4年度決算による繰越金1億1,043万4,000円、歳出につきましては、基金積立てに5,600万円、過年度分自立支援給付費等確定による国庫等の返還金3,146万1,000円の増額などで、総額1億9,986万7,000円の増額補正予算であります。

議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度決算による繰越金の整理であります。

議案第19号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、決算による繰越金2,973万2,000円を含む3,602万2,000円の増額補正予算であります。

議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第21号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度決算による繰越金の整理であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決、同意、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前10時54分

開議 午前10時59分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号及び報告第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第5、認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま一括上程されました認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について並びに報告第1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

私からは認定第1号につきましてご説明をし、報告第1号につきましては企画財政課長よりご説明をいたします。

それでは、認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づきまして、令和4年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えまして提出いたしましたので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会におきましてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

それでは、別冊決算書の1、2ページをお開きください。

こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計でございまして、歳入が69億2,412万6,000円、歳出が66億6,464万5,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が2億5,944万1,000円、次に形式収支から翌

年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億4,043万4,000円、次に令和4年度実質収支から令和3年度の実質収支を差し引いた単年度収支が1,452万1,000円となったところでございます。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますけれども、歳入が14億3,060万8,000円、歳出が14億1,692万7,000円、形式収支並びに実質収支が1,368万1,000円、単年度収支が985万7,000円となっております。

次に、3番、後期高齢者医療特別会計でございますけれども、歳入が1億2,840万7,000円、歳出が1億2,765万8,000円、形式収支並びに実質収支が74万9,000円、単年度収支が25万9,000円となっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますけれども、歳入が12億804万4,000円、歳出が11億7,831万円、形式収支並びに実質収支が2,973万4,000円、単年度収支が2,101万8,000円となっております。

次に、5番、土地取得事業特別会計でございますけれども、歳入が10万円、歳出はございません。形式収支並びに実質収支が10万円、単年度収支が7,000円となっております。

次に、6番、工業団地事業特別会計でございますけれども、歳入が4,574万8,000円、歳出が4,453万6,000円、形式収支並びに実質収支が121万2,000円、単年度収支が69万円となっております。

次に、7番、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますけれども、歳入が3億5,211万8,000円、歳出が3億107万1,000円、形式収支が5,104万7,000円、実質収支が80万3,000円、単年度収支が43万6,000円のマイナスとなっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますけれども、歳入が337万5,000円、歳出が334万2,000円、形式収支並びに実質収支が3万3,000円、単年度収支が3万円となっております。

次に、9番、公共下水道事業特別会計でございますけれども、歳入が6億533万1,000円、歳出が5億3,468万円、形式収支が7,065万1,000円、実質収支が6,781万2,000円、単年度収支が6,504万円となっております。

次に、10番、農業集落排水事業特別会計でございますけれども、歳入が9,626万4,000円、歳出が8,074万6,000円、形式収支並びに実質収支が1,551万8,000円、単年度収支が1,357万円となっております。

10会計の合計といたしまして、歳入が107億9,412万1,000円、歳出が103億5,195万5,000円、形式収支が4億4,216万6,000円、実質収支が2億7,007万6,000円、単年度収支が1億2,455万6,000円となりました。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊のこちらになります、上水道事業決算書をご覧いただければと思います。

こちら、1ページから3ページにつきましては総括事項でございまして、令和4年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要につきましてまとめたものでございますので、ご覧いただければと思います。

それでは、決算の概要につきまして、4ページ、5ページをお開きいただければと思います。

それでは、決算の概要につきまして、4ページからご説明させていただきます。

4ページにつきましては、令和4年度上水道事業決算報告でございまして、(1)の収益的収入及び支出でございます。

5ページをご覧いただければと思います。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせまして、水道事業収益につきましては決算額が3億2,325万9,881円となりました。

次に、支出につきましては、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、水道事業費用につきましては決算額が3億663万6,161円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

次に、7ページをご覧ください。

7ページ、収入につきましては、企業債並びに出資金及び負担金を合わせました資本的収入の決算額が5億2,946万9,180円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出の決算額が6億6,708万8,097円となりました。

次に、ページを戻っていただきまして、6ページの下ですね、表の一番下、ちょっと文字が小さくて大変申し訳ございませんけれども、6ページの下の文言を見ていただければと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,761万8,917円は、過年度分損益勘定留保資金7,203万9,501円、建設改良積立金5,000万、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の4,906万7,005円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金3,348万7,589円を除いた1,557万9,416円で補填したところでございます。

以上、認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

続きまして、議案書の2ページ、報告第1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの指標並びに資本不足比率を、同法の第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊の令和4年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付されておりますので、そちらのほうをお開きください。こちらのちょっと薄めの鏡石町財政健全化審査意見書でございます。

令和4年度鏡石町財政健全化審査意見書、こちらのほうの1ページをお開きください。見開きの右側にあると思います。

こちらのほうが審査の意見書でございまして、審査結果としまして、2番の審査結果がございまして、このうちの(1)総合意見の一覧表の記載のとおり、令和4年度の4指標につきましては、表の①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、実質赤字が発生しておりませんので該当しておりません。③の実質公債費比率につきましては、令和4年度が9.0%と、前年比で0.5ポイント上昇しました。また、④の将来負担比率につきましても、令和4年度が68.9%と、前年度比で28ポイントほど上昇しております。

実質公債費比率につきましては、単年度、こちらのほうは3年平均で表しますが、単年度でも9.92683%となり、前年度と比べまして0.78388ポイント上昇しているところでございます。その要因としましては、過去の災害復旧事業債の元金償還が始まったことと、あと一部事務組合での設備投資によります地方債が増加したことによるものでございます。

また、将来負担比率につきましては、既発債におきます地方債残高、債務負担行為に基づく予定支出額、公営企業債等繰入れ見込額などの将来負担額とし、将来負担軽減効果のあります基金や基準財政需要額の算入見込額を控除した後に、これを標準財政規模で除して算定されるものでございます。

今回の将来負担比率の上昇の要因としましては、県営高久田地区の経営体育成基盤整備事業や、保健衛生組合におきます最終処分場における地方債の発行によるものでございまして、さらに健康福祉センターの建設によりまして財政調整基金等の基金の現在高が減少したことが数値の上昇を招いたものというふうに分析しております。

続きまして、2ページのほうをお開きください。

こちらが令和4年度の水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。こちらにつきましても、水道事業会計におけます資金の不足がなかったため、該当はしておりません。

以上、監査委員の意見を付しまして提案理由のご説明を申し上げ、ご報告を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。



○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第1号 令和4年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） 各審査の結果を報告申し上げます。

初めに、決算関係の審査結果を報告いたします。

令和4年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和4年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和4年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 令和4年度鏡石町決算附属書類
- (13) 令和4年度各基金の運用状況

### 2 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月8日まで。

ただし、上水道事業会計は令和5年5月25日に実施しました。

### 3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上水道事業ほかの決算概要及び意見は次のとおりである。

以下につきましては、細目にわたりますため省略いたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和4年度鏡石町財政健全化審査意見書。

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は記載のとおりです。

#### (2) 個別意見

##### ①実質赤字比率について

令和4年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

##### ②連結実質赤字比率について

令和4年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

##### ③実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は9.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

##### ④将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は68.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

最後に、水道事業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和4年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は算出されません。

### (2) 個別意見

#### ①資金不足比率について

令和4年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

各審査の結果並びに意見は以上のとおりです。

○議長（角田真美） これより認定第1号に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） おはようございます。

ただいま上程されました認定第1号の件についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、先ほど副町長から話があったとおり、これから決算審査特別委員会が設けられて、その中で審議されることになるかなというふうに思っております。私も昨年はこの委員会の委員長を務めた関係で、その経験に基づいてちょっとお尋ねをしたいというふうに思っております。

この決算書、今手元にはございますけれども、決算書についてはいわゆる町の収支が出ていると。当然のことなんです、実際にさらにそのお金がどのように使われたというところまでは、これははっきり分からないと。これについては成果と、あるいはその特別な資料と書いてありますが、前から私が思っているのは、いわゆる指定管理者になっているそういう組織、そしてまた町が財政支援をしている団体、その他外郭団体等への補助金、交付金等がどのように使われたかがこの決算書でははっきり分からないということでございます。

そのため、特別委員会の中でも、例えばまちの駅をやっている鏡石振興公社に対する収支の報告書を出して欲しいというふうな、そういうふうな意見もあったり、お願いをしたと

ころもありますし、その他、例えば社会福祉協議会も同じような形でやりました。

実際に、この決算上は執行、そしてまた監査委員のご説明があったとおり、特に問題はなしというふうにされているので、問題はないというふうには認識はしておるんですが、私たち議会議員、あるいはこれからその決算審査の特別委員というふうになるんだと思うんですけどもこれについては、その1円までがどういう形で使われたんだということまでをしっかりと把握しておく義務があるんじゃないかという観点から、今申し上げたように、ぜひとも決算審査特別委員会の中では、今申し上げました指定管理者、財政支援団体、その他外郭団体等への補助金、交付金、その使われ方を、要するにその団体の収支決算書をもって、その提示をもって説明すべきだというふうには思っております。その点、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

決算書、そちらにあります。皆さんのお手元にあるように、かなり分厚いものでございます。その中で、補助金等、具体的な指定管理等の委託料等につきましても、そちらにつきましても記載のとおり、幾らは出しているよと、委託は幾ら払っているよというような形はございますが、その中身につきまして、決算書の中身を掲示したらいかかかなという点におきましては、そちらのほうまではちょっと掲示する予定は今のところはございませんが、規模の大きいもの、小さいものというレベルにおいては、ちょっと検討の余地はあるのかなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私の再質疑でございます。

今、企画財政課長から答弁をいただいたんですが、私の先ほど申し上げたことはそういうことではございませんで、この決算書は決算書でこれでいいんだと思います。というのは、決算書はシンプルといいますか、最小限の内容が入っていれば分かる。例えば、これにどれだけ使われたんだ、この団体にこれだけの補助金が行ったんだということが分かれば、要するに町レベルではいいんだと。これでいいんだと思います。

しかし、私が言っているのは、補助金が例えばその団体に行きましたと。例えば1,000万円の補助金が何とか協会に行きましたと。その協会の中で、その町から行った1,000万を含めたものがどういうふうにして使われたんだということ、私らは一切分からないんですよ。

要するにその中で、いつも私言っていますけれども、これはブラックボックスなんです。それを前から私言っているように、そういうところに例えばもし疑義があれば、監査委員さんがそこに突っ込んで監査をできるという法律も地方自治法でありますから、やればいいんでしょうけれども、今のところは今回なかったと、この令和4年度はなかったんだというふうに私は思っているんですよ。

ただ、これから特別委員会がつくられる中で、その中で恐らくそういう質疑は出てくるはずなんです。例えば、先ほど申し上げたようにまちの駅の運営、これは毎回特別委員会に出てきています。そして、また社会福祉協議会についても、これも毎回出てきます。ですから、そういうふうな各外郭団体の、まあまとめちゃいますよ、各外郭団体の収支の報告書その特別委員会の中で提示をして、要するに我々が、議員が質疑をする前にあらかじめお手元に準備をしておいていただいて、それを提示するつもりはあるのかと私はお尋ねをしたんです。私たちが言って初めて印刷して、後でお配りしますで終わるんじゃないくて、既に去年もおととしも、私は去年委員長をやりましたけれども、そういうことが何回もあったんですよ。まちの駅についてもそうでした。社会福祉協議会についてもそうでした。生涯学習文化協会や体育協会についてもあったと思います。そのようなものを、これは聞かれそうだといいことをあらかじめ用意しておいていただいて、その場で答えていただきたいと私は思うんですよ。

もちろんそれ以外のことであれば、要するに過去聞かれたことじゃないことも想定されますけれども、しかし、それ以外のものであれば後で説明する形でいいんですが、私はいつも思いますけれども、後で資料を頂くのも物すごくありがたいことだと思っていますけれども、その場で説明いただければなおさらありがたいですよ。それを、しかも数字という根拠をもって説明するというのは、私はこれはこの議会の、あるいは特別委員会の意味があると私は思っていますので、ぜひともそういうふうなお計らいをいただけるのかどうかということをお尋ねをしたので、改めてご答弁をお願いいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど副町長から、決算のほうの審査についてはこれから設置される特別委員会の中で細かく審議をいただくことになっておりますが、ただいまの9番議員のご質問のように、いわゆる外郭団体、いわゆる補助金等の交付に関しての詳細の中身だと思えます。あらかじめ、先ほど企画財政課長からもありましたとおり、金額も大きなもの、それから説明したほうが

いいものについては、私のほうで執行側として説明に不備がないように準備をさせていただいて、時には資料としてお出しするような形にはなろうかと思えますけれども、その辺については不備の内容に取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第1号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、中島伸子議員、3番、熊倉正麿議員、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、町島洋一議員、7番、稲田和朝議員、8番、込山靖子議員、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員、11番、円谷寛議員の11名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時35分

開議 午前11時51分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和4年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に1番、畑幸一議員、同副委員長に8番、込山靖子議員が選任されました。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） [第2号議案を朗読]

○議長（角田真美） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 木賊正男 登壇]

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員につきましては、教育長のほか、教育委員4名で構成され、教育委員の任期は4年となっております。このたび、現委員であります添田健男氏が今年30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

添田氏は、平成27年10月から2期8年間、教育委員としてお務めいただいております。人材育成の根幹である学校教育や社会教育に関心が高く、温厚で人柄もよく、教育委員として最適者と思われまますので、議会の皆様のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決

いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） 〔第3号議案を朗読〕

○議長（角田真美） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、現委員であります高原益資氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、高原氏を委員に再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

高原氏につきましては、令和2年10月から1期、固定資産評価審査委員を務めており、令和3年7月からは委員長職に就いておられます。知識と経験を有し、社会的信望も厚く、委員として適任と考えますことから、選任についてご同意を賜りますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） 〔第4号議案を朗読〕

○議長（角田真美） 次に、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員であります今泉均氏が本年9月30日をもちまして任期満了となりますことから、後任といたしまして、鏡沼67番地在住の今泉英治氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今泉氏は、昭和54年3月に大学を卒業後、地元企業にお勤めされ、平成30年9月に県社会福祉事業団に入職され、現在に至っております。また、令和4年4月から県農業共済組合の地区共済部長の役も担い、地域からの信望も厚く、見識豊かであり、誠実な人柄は委員として適任と考えますことから、選任についてご同意を賜りますようお願いし、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論を求めます。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷です。

ただいま上程されました議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

町長の説明にもありましたように、今泉英治氏におかれましては、長年培われてきた広範な識見は固定資産評価審査委員会委員として適任であると思っておりますので、議員の皆様方のご賛同をよろしく願いして、賛成意見といたします。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時14分

開議 午後 1時14分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第10、議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

このたびの条例の制定につきましては、10月10日に開館を予定しております鏡石町健康福祉センターにおいて、町民の健康増進や福祉の向上、また災害時における福祉避難所として適正に管理するための規定や使用に関する条例を制定するものです。

7ページをお願いします。

第1条は、鏡石町健康福祉センター設置に係る法的根拠及び設置目的、根拠について規定し、第2条では、名称を鏡石町健康福祉センターとし、位置を鏡石町東町282番地と規定し、第3条では、健康福祉センターにおいて実施する事業内容について規定し、第4条では、健康福祉センターの休館日を定めたものです。

第5条では、健康福祉センターの開館時間を規定し、第6条では、福祉センターを利用する際の使用の許可、第7条では、使用の制限を規定するものです。

議案書8ページをお願いします。

第8条では、目的以外に使用することの禁止条項を規定し、第9条では、使用許可を取り消しすることができる基本的な事項について規定するものです。

第10条では使用料の規定、第11条では使用料の減免の規定、第12条では禁止する事項の規定、第13条では入場の制限をすることができる規定、次のページをお願いします。第14条では使用後は原状回復させることの規定、第15条では施設や備品などを損傷したときの賠償に関する規定、第16条は委任規定であります。

次の別表第10条関係であります。こちらに関しましては、会議室などの部屋ごとの1時間当たりの使用料を定めたものです。2番の設備使用料につきましては、機器類の1時間当たりの使用料の規定でございます。

次のページをお願いします。

備考の1から3については、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料の額であります。

以上、16条で構成する条例となります。

附則の1といたしまして、この条例は、令和5年10月10日から施行するもの、2は、準

備行為に関する規定であります。

以上、議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第5号について質疑をさせていただきます。

この条例については、これから常任委員会に付託されて慎重審議されることになるかと思えますので、もしかしたらそういうところで議論になることかなというふうに思うんですが、あらかじめお尋ねをいたしておきます。

まず、1点目は、これは新聞報道等にもありましたけれども、いろいろこの健康福祉センターの一般公開といいますか、公開あるいはオープン等々について記事がされている中に、1つ見かけたのがありまして、もう既に予約申込み受付をしているというふうな記事が、文言がございました。新聞報道に、予約申込み受付をしているというふうなことがあったんですが、この辺の実態がどうなっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

もう1点は、この施設ができますと、当然のことながら、前からご説明いただいたとおり、町の担当課、課長おっしゃる福祉こども課、あるいは健康環境課等、あるいは様々な団体がそこに入るということになるわけですが、そしてまた後から議案でも出てくると思うんですが、そこにマイナンバー関係の機械を置いたりして、そういう施設になっていくのかなと思ったときに、この施設のいわゆる人員配置、結局そっくりそのまま課を移動する、部署を移動するとなったときに、そこで改めてそういう人を配置する予定が執行として考えがあるかどうか、その辺の件をお尋ねをしておきたいというふうに思います。その辺も併せてこの条例の審議に関与する、関係することだと思いますので、ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の予約申込みの状況でございますが、現にもう既に行事等の日程が確定されているもの、例えば来年の成人式とかそういったものに関しまして、町のほうではもう既に日程確保する必要があることから、予約の受付をしております。今のところ、紙ベースで、

電話で聞いて予約を受け付けるというようなやり方を取っておりますが、その方法も後々どういったやり方がいいのか、ちょっと内部で検討する必要があるのかなというふうに考えております。

2つ目の人員配置につきましては、町の人員配置について申し上げます。現在は、町の健康環境課と福祉こども課、その2つの課が今現在、勤労青少年ホームの中で業務を行っているところですが、その2つの課が健康福祉センターに移行するというか、移動するというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） この健康福祉センターの設置及び管理に関する条例とありますが、この間の全員協議会のときに、1つは、あれだけの建物をセキュリティーシステム、この間の説明では無人の、銀行で言えばアマンドシステムのようなセキュリティーがあるということでしたが、警備保障に指定管理してそのセキュリティーを業務委託する、そしてそういう詳しい内容はちょっと私は分からないんですが、健康福祉センターの管理に関する条例として、そのセキュリティーシステム、夜間とか休日とかの管理ですね、それはどういった形になるのかというのをなぜこの条例には書いていないのかという理由がありましたら教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

全員協議会のほうでもセキュリティーに対しましての質疑がございました。その際には、機械警備のほうで実施をしていくというようなお答えをさせていただきましたが、実際この条例の中になぜそれが無いんだということなんです。あくまでもこの設置及び管理に関する条例に関しては、一般的な条項をこのような形で条文化したものでございますので、そういったセキュリティー関係の条文はほかにもそういったものがないということもあります。そういったことで、今回の条例にはそれは含んでおらないということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、令和5年10月10日に開館いたします鏡石町健康福祉センター内において、印鑑登録証明書等の各種証明書を発行するためのマイナンバーカード専用の窓口専用端末機を設置し交付申請するため、条例の一部を改正するものであります。

改正条文につきましては、第12条の2の見出し中「多機能端末機」の次に「等」を加え、同条中「多機能端末機」の次に「又は窓口専用端末機」を加えるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第6号について質疑を申し上げます。

今回、健康福祉センターの中に窓口専用端末機を置くということの条例改正だと認識しております。この内容は大変素晴らしいことだというふうに思います。マイナンバー制度の普及、そしてまたこういった人がたくさん集まる場所でマイナンバーが取れるということは、物すごくいいことだと認識します。

ただ、私が1点心配しているのは、先ほどの条例の制定のときにも質疑させていただきましたが、そこでこのようにして、例えばマイナンバーカードを活用して住民票あるいは戸籍謄本、抄本ですか、あるいは印鑑登録証明書等を頂きたいとなってこの機会を使う、その際に、例えば我々は、私もコンビニ等でやったときには、最初は手間取りましたけれども、だんだん慣れてくれば大丈夫なんです、やはり最初の方、あるいは高齢の方、あるいは幼少の方、そういった方々がやはり機械の使い方等で心配になる、あるいは困ってしまうということが往々にして起こるんじゃないかというふうに思っています。その場合に、どのようにしてそういった方々に対して支援、あるいは手助けをしていくのか、その辺の体制をしっかりとっていただいた上でこの機械を置くということが私は前提条件だと思っておりますので、その辺の体制をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいまの9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

窓口に設置しますマイナンバーカードの専用端末機につきましては、こちらの画面操作について、誰にでも分かるような簡単な画面になるようなもので選定をしているというふうなことでございます。あと、それでも分からない場合ということで、健康福祉センター内に入ります福祉こども課、それから健康環境課の職員の方と打合せを数回行っておりまして、いろいろとその辺の打合せをした中で、その場合にはいろいろと支援をしていくような形でやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第7号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第7号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年の福島県沖地震で被災した農村婦人の家の壊れた農産物加工施設部分を取り壊し、残った部分を集会施設に用途変更するための改正であります。

鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に「笠石上集会所 鏡石町笠石28番地1」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号につきまして提案理由のご説明をいたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第7号についての質疑でございます。

この条例は、鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますので、私はその条例がどういうものかというものをこの例規集で今見ているわけです。条



例改正の際にはこれを見ないと審議になりませんから、よく見ていただきたいと思うんですが、今この第2条に笠石上集会所チョメチョメというものを加えることについては、これは問題ないことなのかなというふうに思うんですが、それに際し、私は2点ほど質疑をさせていただきます。

1点は、今回、先ほどご説明ありましたように、鏡石町農村婦人の家を用途変更すると、あるいは転用するという事でこの集会所になるということだと思っておりますが、まず私も詳しく分かりませんし、また新しい議員の方もいるので教えてほしいんですが、もともと農村婦人の家という形で建てたもの、これは恐らく場合によっては国費も頂きながら、補助金を頂きながらやっていると思うんですが、それを集会所という別目的なものに用途変更、あるいは転用する場合の条件、あるいは何年間はそういったことはできないよとか、これはできないよというような縛りがあったと思うんですが、その辺の規定はどうなっていたのかお尋ねをいたします。

もう1点、この条例そのものの第7条になるんですが、これについても私は併せて条例改正すべきだと思っているんですけども、第7条使用料の欄に、使用料は無料とするというふうに書いてございます。要するに、今回この集会所がここに名前が載れば、この集会場は使用料は無料だということになると。しかし、このほかの集会場の扱いを見ますと、私も何か所か集会所を使わせてもらったことがあるんですが、無料ではないケースがございました。すなわち、条例では無料だと書いてありながら、要するに集会所の委託先の区の都合によってお金を取られるというふうな実態が生じておったという現状がございまして。どここの区とは言いません。しかし、そういう実態があるということは執行の側も把握しておられるかもしれませんが、しかしこの上位法といいますか、各区がどうこうするという話ではなくて、条例に使用料は無料と書いてあるわけですから、お金を取ってはならないにもかかわらず、お金を取っていたケースが多々あったわけです。同じような思いをした議員も、もしかしたらいるかもしれない。

ですので、その辺に対する認識、あるいはその辺の体系といいますか、各区にはどのような形で指導をなさっていたのか、そういうことをしっかりやっていただかないと、例えば町でこれを集会所にしました、あとは笠石区にお任せしますとなったときに、これまでの慣例がもしかしたら間違っていたかもしれない。しかし、今回これを機に、改める機会かもしれませんので、その辺についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

以上2点、ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

農村婦人の家でございますが、この用途を変えるに当たって、当初建設をしたときの補助金であるとか、そういうものの条件はクリアはどうかという質疑だと思います。

農村婦人の家につきましては、すみません、私のところに、今ちょっと手元にはいつできたかという資料はございませんが、かなり建設してからたっている建物でございますので、そういう補助金等に関する条件につきましてはクリアしているものと認識しております。

また、次の質問でございます、使用料は無料とするというふうに条例には書いてございます。使用料は無料なのに、実際に使ったときに料金を取られたという経験があるということでございますが、これらの料金につきましては、各行政区のほうで定めているものでございます。主に、使用料というよりは石油代、電気代、水道代、そういうもので、かかったものを支払っていただくということで各行政区のほうで定めているもので、そういう支払いが発生したのかなというふうに思いますので、そちらにつきましては使用料ではなく、あくまでそのような費用がかかったものを請求したということだと思いますと答弁をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま課長から答弁をいただいて、第1の質疑の内容、用途変更については、これは理解をいたしました。まあ私が見た範囲だと昭和59年ですかね、昭和59年とかとさっき書いてあった感じもするんで、ですから、越えると勝手に処分してもいいのは何年でしたっけ、20年だか何かでしたっけ。私もちょっと一時期行政にいたことがあるものですから、そんな話を勉強したことがありましたが、ちょっと忘れてしまったんでお尋ねをいたしました。でも、理解できました。

もう1点は、使用料が無料ということで、もしかしらばこれについては、確かに使用料は無料だと、しかし各地区のあれで石油、電気、水道等の費用について説明があった、かかったものを払ってくれと言われたんじゃないかという話だったんですが、これですね、確かにこの条例の例規集の1220のところにも書いてあるとおり、条例施行規則の中にも確かに経費の負担で、各行政区の負担分が書いてあるわけですね。ですから、各行政区の負担分をもしかしら借りる人に、借主に転嫁するという意味での費用だったかもしれませんが、例えば私がどれだけ取られたかという話をちょっと参考までにしておきます。私が借りたときは、まあこの行政区とは言いませんけれども、一律1万だと言われました。それで、私は、ああ、そういうものなんだねと、私も不勉強だったんで、その頃条例も分からない、施行規則なんか分かるわけもないんで、一律1万だと区長、区から説明があったんで、お支払いをしました。それに対して、受け取りも1万円分の受け取りをもらって、まあこれはこれ

で契約といたしますか、成り立っているわけです。

ただ、私が問題にしているのは、今聞いたところだと、あるいはこの条例施行規則を見ると、まあここに書いてあるのは電気、水道、ガス、じんかいの処理したごみの費用ですね、あと、これ畳の表替えとか破損ガラス、壊した場合ですか、汚した場合、あとふすま等を壊しちゃった場合ですね、こういったものは弁償費用だと思うんですよ。こういったものを、例えば弁償するものがなければ今おっしゃった光熱費だけになっていると思うんですが、例えば1時間ないしは2時間使うのに1万円というのは妥当かどうか。あるいは、そういう施設を各行政区に委託する委託側として、その金額が果たして妥当かどうか。まあ議論すれば切りがないんでしょうけれども、そういう私が申し上げた実態を踏まえて、どのようなお考えをお持ちか、再質疑の中でお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

集会所の設置及び管理に関する条例の施行規則の中で経費の負担ということをやっております。電気やそういうガス等の使ったときは負担してもらうということが書かれております。これに基づきまして、各行政区はそのような徴収をしているのかなと思います。なお、その金額等のあれにつきましては、各行政区で結構ばらばらというか、差があるのかなと思います。私も実はちょっとそこまで把握してはおりませんでしたので、各行政区のほうに実態をちょっと調査をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、調査をこれからしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、再質疑に対する課長の答弁をいただいて、前向きな答弁だったというふうに思います。ぜひ、この新しい集会所ができるということをきっかけに、この集会所の管理の徹底をしっかりとさせていただきたいと私は思っているんですよ。どこの地区にたくさんあるとか、どこにはないとか、そういう議論もあったわけですが、それは別にして、今回集会所をつくるとなったときに、この集会所が適切な形、今回はこの笠石上集会所が適切な形で運営されればいいわけです。

ですから、各区にこれを委託して管理を任せるわけですが、しかし、ご存じのように、この施設というのは全て町民全員が利用できるものでなければならないというふうになってい

るわけです。どこの区のもを誰が借りてもいいことになっているわけです。そして、また条例では、先ほど申し上げた使用料は無料だと。しかし、その管理は実際に各区に任されているという中で、先ほどおっしゃったように、課長がこれから調べていただけるというふうなことがありましたので、私はその調べた結果をちゃんと我々議員にご説明賜りたいと思いますが、いつにご説明をいただけるのか、あるいはその使用料、例えば一覧表みたいなものを、13行政区、あ、13だけでないんですね、これはいっぱいあるから。ここにいっぱいあるからちょっと大変だと思うんですが、ただ区長に幾らなんだとすぐ電話で聞けば分かるわけですから、基本的な1時間当たりの使用料とか、ですから、その辺の結果を私たち議会議員にお示しいただきたいと思うんですが、いつまでにお示しいただけるかご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再々質疑にご答弁を申し上げます。

これにつきましては、各行政区のほうへ確認する時間が必要でございますので、それがまとまった段階で議会のほうにはご説明をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法である地域未来投資促進法に関連する省令の改正により、課税免除の対象となる事業者が策定する地域経済牽引事業計画の同意の期限の延長について条例の一部を改正するものであります。

改正条文につきましては、第3条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の鏡石町税特別措置条例の規定は令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいま上程されました議案第9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

議案書のほう、14ページをお願いします。

このたびの条例廃止につきましては、先ほど議決いただきました議案第7号に関連するところでございます。

令和3年2月に発生しました福島県沖地震により被災し、改築工事中でありました当該施設は、施設用途を集会所に変更し、今後の管理運営を行ってまいるところでございます。これに伴いまして、これまで当該施設の根拠条例であった当該条例を廃止するというようなものでございます。

附則としまして、施行日を規定しますが、集会所としての追加に併せ、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの議案についてお尋ねをいたします。

前の遠藤町長の時代から、今度、健康福祉センターを造るに当たって、同じ面積の建物は廃止をしないと補助金が来ないんだということで、成田の保健センターも壊しますよと、旧

第二小学校体育館も壊しますよと、こういう説明をされていたんですね。それで、この農村婦人の家を廃止するのは当然だと思いますけれども、ここを集会所にするわけですが、この遠藤町長が言っていた健康福祉センターの設置に当たる補助金について、同じ面積を廃止しないと補助金は来ないと言っていた説明はどうなったのかをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、機能の集約ということで、7施設、おっしゃるとおり成田の保健センター等の機能を集約するという形で建設が進められたもので、補助金という形ではなくて、同じように起債事業の中で、普通交付税のほうに事業費補正ということで交付税の中の基礎数値に算入されるという条件で、面積要件を前よりも減らすという形でございます。

ご質問の婦人の家につきましては、保健センターの要件には入っておりませんで、先ほど条例の答弁にもありましたように、あくまで被災してしまったと。それで、この次、その被災したものをどうするかという話の中で、修繕をして用途変更しようというような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 鏡石町農村婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第10号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第10号 町道路線の認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

このたびの町道路線の認定及び廃止につきましては、現在整備している鏡石駅東第1土地区画整理事業地内の道路築造工事に伴い、新規認定12路線と廃止2路線について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

新規認定路線につきましては、路線名、笠石570号線から笠石581号線の12路線で、各起点、終点、延長、幅員については記載のとおりとなっております。

また、廃止路線につきましては、路線名、笠石271号線ほか、記載の2路線となります。

以上、議案第10号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 町道路線の認定及び廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 2時01分

開議 午後 2時06分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第11号 鏡石町指定金融機関の指定の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

出納室長。

〔会計管理者兼出納室長 佐藤喜伸 登壇〕

○会計管理者兼出納室長（佐藤喜伸） ただいま上程されました議案第11号 鏡石町指定金融機関の指定の変更につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本議案に関しましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、指定金融機関の指定内容の変更に関しまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細に関しましては、現在の夢みなみ農業協働組合鏡石支店、株式会社東邦銀行鏡石支店、須賀川信用金庫鏡石支店の3金融機関から、夢みなみ農業協同組合鏡石支店、須賀川信用金庫鏡石支店の2金融機関に変更し、なお、指定に関しましては交代制とするという内容でございます。

以上、鏡石町指定金融機関の指定の変更につきまして、提案理由のご説明をいたしました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 鏡石町指定金融機関の指定の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第12号 鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第12号 鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

このたびの請負契約につきましては、経年劣化が進んでいます鳥見山陸上競技場のトラック等の改修工事を行うもので、日本陸上競技連盟による非公認競技場から、第4種ライトの公認競技場の取得に向けて、トラック及びA・Bゾーン、その他ウレタン舗装部分の全面改修、インフィールドの天然芝の張り替えが主な工事内容となります。

今回の工事につきましては、9月4日に3者の参加により入札を執行し、契約業者が決定いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約の金額、2億4,970万円。

4、契約の相手方、福島県白河市新白河1丁目73番地、三金興業株式会社、代表取締役、金子芳尚。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 鏡石町宮鳥見山陸上競技場トラック改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第13号 借俣池浚渫工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第13号 借俣池浚渫工事請負契約の締結につきまして、提案理由についての説明を申し上げます。

19ページをお願いします。

このたびの請負契約につきましては、農業用ため池である借俣池の浚渫をする工事であり、施工範囲としましては、延長178.5メートル、幅17メートルから77メートル、しゅんせつ土量につきましては7,360立米が主な工事となります。

今回の工事につきましては、去る9月2日に、4者の参加により制限付一般競争入札を執

行し、契約金額及び契約の相手先が決まりましたので、請負契約締結のため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、借俣池浚渫工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約の金額、5,049万円。

4、契約の相手先、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広でございます。

以上、議案第13号について提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号 借俣池浚渫工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第19、議案第14号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第14号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）変更請負契約の締結につきまして、提案理由の説明のご説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

今回の工事につきましては、令和4年6月議会において議決いただきました請負契約でございます。平林橋（桜岡）において、橋脚の補修に伴う作業足場の追加による仮設工事の増と資材搬入時における交通規制に伴う交通誘導の増、五斗蒔橋においては高速道路車線規制の増、その他現地精査によりまして数量の増加が発生したため、請負金額838万6,400円を増額したく、変更請負契約締結のため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）。

2、契約の金額、変更前、1億4,740万円、変更後、1億5,578万6,400円。

3、契約の相手方、福島県福島市町庭坂字堀ノ内3番地1、株式会社小野工業所、代表取締役社長、小野雅亮でございます。

以上、議案第14号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま提案されました議案第14号についてお尋ねをいたします。

私の手元には、今、議案書と、令和5年8月18日の定例全協の配付資料ということで、なおこれについては、この前の臨時全協の際に私たちが求めて、頂いた資料でございます。

この資料2つを見比べますと、変更前の金額はもともと変わりようがありませんけれども、変更後の金額に差がございます。議案書を見ますと1億5,578万6,400円、そしてまた8月18日の時点であるということですか、これは変更後、1億5,518万5,800円ということで、ここに乖離があるわけです。そして、またこの8月18日付の資料をそのままこの前コピーして頂いたと思うんで、その時点で恐らくここに書いてあるとおり、なお金額については精査中により増減があり得るということで、まあ増加しちゃったのかなというふうに認識しておりますけれども、この辺の経過について簡単にご説明を賜ればと思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員の質疑にご答弁いたします。

前回、8月18日に全員協議会を開いていただきまして、その際、増額は778万5,800円というお答えをさせていただきました。今回、議案を新たにつくりまして、改めまして今回は838万6,400円の増ということで、約60万程度ですか、増額している形になっています。その中につきましては、全協のときの資料にありますように、増減することがありますということの注釈を入れていました。

今回、設計を再度精査しました。その場合、足場の施工の表面確保の処理の増加とか、あとはコンクリート表面の保護塗装工の増というのが新たに生じてきまして、それに伴いまして60万600円が税込みで増えたという状況になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第20、議案第15号 令和4年度鏡石町上水道事業会計未処分利益

剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第15号 令和4年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算における未処分利益剰余金の一部について、特定の目的に使用するための基金への積立てをするものにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金、令和4年度末残高5,485万203円、議会の議決による処分額3,200万円。内訳です。減災積立金の積立て200万円、建設改良積立金の積立て3,000万円、処分後残高は2,285万203円であります。

以上、上程されました議案第15号の提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号 令和4年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時25分



第 2 号

# 令和5年第1回鏡石町議会定例会会議録

## 議事日程(第2号)

令和5年9月20日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農業委員会 農事務局長 農業委員会	倉 田 知 典 菊 地 栄 助	会計管理者 兼出納室長 選挙管理 委員会委員長	佐 藤 喜 伸 草 野 孝 重

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、傍聴者記念表彰のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時02分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 初めに、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） 通告書に従って質問させていただきます。

1、今年の夏の水不足による米農家への影響についてです。

ご存じのとおり、今夏、鏡石町ではちょうど米ができる時期に雨が降らない日が続き、米の不作が大変心配されております。鏡石町としては、被害想定はどのくらいの予想となっているでしょうか。お答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今夏の水不足による被害についてのご質問でございますが、被害につきましては、収量の減少や胴割れ等の品質低下などの影響が考えられます。被害の状況、程度など、農家の方々や須賀川農業普及所、JAからの情報収集をしておりますけれども、一様に米の品種や田植

の時期などにより状況が異なるため、現時点では何とも言えない、収穫してみないと分からないとの回答をいただいているところでございます。

被害状況につきましては、今後、収穫作業が本格化するのに応じ明らかになっていくため、須賀川農業普及所やJAなどと連携し、随時確認、情報収集していきたいと考えております。

ちなみにであります。当町の田の面積につきましては、1,138ヘクタールございまして、このうち約5割に相当する約510ヘクタールは羽鳥ダムからの羽鳥用水の受益地となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

町では、この米の問題に関しまして、今後行う対応があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、おはようございます。

ただいまの2番議員のご質問のほうにご答弁申し上げます。

水不足による米農家の方々への対応につきましては、収入減少に対する対応、それから水不足解消の根本的解決策となる用水確保のための施設、設備の整備の対応になるかと思えます。

まず、収入減少への対応につきましては、令和4年度から、自然災害や価格低下など、農業者の方々の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する農業経営収入保険の掛金への補助を行っております。

また、町以外での対応としまして、国の収入減少影響緩和交付金の支払い、あるいは水稲共済による収入保障なども考えられます。

2点目の施設、設備の整備の対応ですが、こちら、町単独での対応、非常に困難というようなところで、実施するに当たっては既存の国営事業の枠組みでの対応が現実的でありますことから、鏡石町それから矢吹町を中心としました、いわゆる矢吹原土地改良区のほうの受益5市町村連携し、国に対してこういった状況を強く訴えて要望してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

田畑などに、なかなか取水が難しいという鏡石町の農家の現状は、長年の町が抱える課題ではございます。米農家の水対策について、官民一体となって抜本的な施策がないか、常に考え続けてほしいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2番の質問に移ります。

新型コロナワクチン接種の内閣からの圧力についてお聞きしたいと思います。

（1）コロナワクチン3回接種までの接種率について。当時の菅内閣から現在の岸田内閣に至るまで、国から町に対して接種率を高めるよう圧力があったことがございましたでしょうか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種の公的関与につきましては、予防接種法で接種の対象となる方に対する、接種を受けるよう努めなければならないと規定している努力義務と、市町村に対する接種勧奨の義務とされているところであり、国からの接種率を高める圧力はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

では、（2）の質問です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の市町村区分の算式に、コロナワクチンの接種率が含まれております。町として、この接種率と交付金の関係が、令和2年度から今まで気になったことはございますか。あるいは、このためにプレッシャー等を感じたことが一度でもございますでしょうか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、接種率が低い場合に交付金が減額される方式ではなく、ある一定基準を上回った場合に加算される方式となっております。新型コロナウイルスワクチン接種は、高齢者や基礎疾患をお持ちの重症化リスクの高い方々を重点的に、重症化予防及び蔓延防止を図ることを目的に実施しており、交付金の増額を目的として行っているものではございません。したがって、交付金が気になっ

たことやプレッシャーと感じたことはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

続きまして、（3）の質問です。新型コロナが5類相当になる2023年5月号まで、広報かがみいしにワクチン接種率が載っておりました。

①広報かがみいしにワクチン接種率を載せた理由、意図は何でしょうか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況については、毎日、感染されている患者が公表されておりました。当町においても、新規陽性者が確認されている状況でございました。その中で、感染予防及び重症化予防の観点から、町民の皆様には現在のワクチンの接種状況を知っていただくとともに、感染に対する注意喚起を含めた情報の提供を行ってきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

質問の（3）②番です。その頃、ワクチンの重篤な副作用についての情報というのは、町長あるいは担当の健康環境課の職員は知っていたのでしょうか。あるいは町の職員でどなたも知る者はなかったのでしょうか。回答願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ワクチンの副反応につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料が厚生労働省のホームページに掲載されておりました。その中で新型コロナワクチン接種に関する副反応疑い報告状況について一般に公表されておりました。町としましても情報を把握しておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

それでは、(3)③番の質問に移ります。令和3年12月には厚労省が重篤な副作用として心筋炎の可能性に言及し、パンフレット等にもこちらが表記がございました。この情報を町では把握しておりましたか。あるいは国のほうから正式な伝達がございましたか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国からの副反応の情報につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向けの説明会の中で、副反応に係る情報として副反応疑い報告の事案等、副反応検討部会資料として情報の提供を受けておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そのような可能性があっても、なお、広報かがみいしにワクチン接種率を載せなければならなかったのでしょうか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種後に、頻度として極めてまれに心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。軽症の場合が多く、安静によって回復すると報告されております。

しかしながら、新型コロナウイルスワクチンは感染症や重症化を予防する効果も確認されておりますので、ご自身の健康管理の観点からも、町内の現状について報告させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） コロナワクチンに関しましては、もちろん必要としている人がいたわけでありまして、やはり、一方で重篤な副作用、これに当たる人もまれにいます。もし重篤な副作用が出た場合、町は責任に関してどう考えていたかですよね。国の事業だからそのままやればいいのかという、町で責任は別に問われないんだという気持ちは、本当にそこにはなかったのでしょうか。答弁願います。

○議長（角田真美） 中島議員、これ5番でよろしいのでしょうか。

○2番（中島伸子） 申し訳ありません。はい、そうです。5番です。失礼しました。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化予防、感染拡大を防ぐとともに、町民の健康を守ることを目的にワクチン接種を実施してきたところでございます。危機意識を持って感染対策に取り組んでおりまして、そのような気持ちで行っているものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

なぜこのようなことを私がお聞きしたかといいますと、ワクチン3回接種まで国を挙げて本当に、打たない者は非国民というような空気だったんですね。これは大本はやはり、菅元総理大臣と河野元ワクチン担当大臣が、ワクチンには重篤な副作用はないし、ワクチンを2回打てばコロナは必ず収束するというようなことを言ったわけです、当時。それで、みんなそれを信じました。

けれども、当時から、実はこのワクチンに懐疑的だった人が随分、草の根にいたわけなんです。専門家の間でさえ、随分と意見が分かれていた。このワクチンはmRNAですから、人類に大規模に打つのは初めてのワクチンなわけです。それなのに、何が起こるか分からないのにもかかわらず、国はこれを推奨したと。こちら努力義務でございまして。努力義務ですから、鏡石町のパンフレットにも、打つのは個人の判断で打ってくださいというのは書いてございました。打つのは自由というのであれば、鏡石町の広報にワクチン接種率まで載せたのはどうだったのかなど。私個人としては、ワクチン接種率は載せてほしくなかったんですね。

なぜかと申しますと、これはワクチン、やはり打ちたいという人がいる一方で、打ちたくないな、ちょっと嫌だなという人も、かなり結構いたと思うんですよ。でも、その人たちが本当に声を上げづらかった。ワクチンを打ちたくない人が、接種率をばっと広報紙に毎月のように載せられましたら、やっぱりこれは圧力に感じますよね、どうしても。みんなこれだけ打っているんだよ、どうして打たないんですかみたいな感じで、もう個人の自由の侵害というか、努力義務ですよ、打ちたくない人は打たなくていいですよと、よく考えて打ってくださいという割に、結局のところ、これは半強制ではないのかと、そういうことをすごく当時思ったわけですね。

もう一つは、広報紙にワクチンのお知らせがありました。そして、接種率がありました。ここに副作用への言及がなかったということですね。ワクチンを打つ人は、みんなワクチン



に効果を期待して打つわけです。一方でリスクも当然ございます。町として、ワクチンのベネフィットとリスクを説明しないというのはどうなのかということですね。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

⑥鏡石町内でコロナワクチン副作用または副作用疑いの報告例、これ以前、込山議員もこちらの議会で質問したことがあったんですけれども、なおあれから時間がたっているので、またお聞きしたいと思います。特に、重篤な副作用、副作用疑いなど上がっていないかどうかお聞きしたいと思います。答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民より、発熱や接種部位の疼痛などの問合せがございますが、その際には、医療機関やかかりつけ医などにご相談、受診することをお伝えしているところでございます。

なお、鏡石町内におきまして、副反応及び副反応疑いの報告は受けてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

取りあえず、重篤な副作用は上がっていないということではほとんどの気持ちが半分、あとやっぱり、実は潜在的にいて声を上げられない人、もしくはワクチンの副作用と気づいていない人もいらっしゃるんじゃないかなという気持ちが少々ございますが、ご答弁いただきまして、まずはいないということではほとんできました。

ワクチン関連で最後の質問になります。7番、ワクチン副作用疑い及びワクチンの副作用被害の相談窓口を広報紙等で広く周知すべきではないでしょうか。お答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県では、ワクチン接種後に副反応等が見られる場合に、看護資格を有する者に相談できる福島県新型コロナワクチン副反応コールセンターを開設してございます。今後、ワクチン接種後の副反応を疑う症状が治らない場合の対応や、副反応コールセンター等についての情報を、ホームページや広報紙等に掲載しまして周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

載せていく意思がある、今後載せていくことを考えているということで、大変うれしいです。やはり、接種を勧めるときには勧めます。リスク、副作用、それは国か医者に聞いてください、それはあまりにも、やはり無責任だと思います。町として周知したんだから、副作用は国で把握しているだけじゃなくて、やっぱり町で把握しているべきではないでしょうか。

それから、これから似たような施策がたくさん国のほうでございます。マイナンバーカード、これも任意ですね。今のところ、広報紙に取得率などは載せてはいないようでほっとしております。任意、任意と言いながら、実際は任意ではない、こういうことが簡単にまかり通らないようにしていただきたい。あるいは疑いを持たれないようにしていただきたい。

最も大きなところは国の責任ではあると思うんですけども、先般、込山議員が質問したこともありますように、市町村によってやはり、国のいろいろなことを受け入れる、受け入れない、あるいはどの程度受け入れる、これに相当な落差がございまして。もう何でも国が言ったのでやりますよということではなくて、一旦、町としてもこれはやっていいのかどうか、どこまでやっていいのかどうかというのを、一旦やっぱり考える姿勢なりを見せてほしいなと思います。

ぜひ、考える勇気を持っていただきたい。ワクチン、もちろんたくさんの方の健康に寄与したかもしれない。今、ただいま、まだ研究中でございまして。ですが、一方で副作用などで苦しんでいる人がいて、被害者の会なども結成されて、国にいろいろ訴える人たちもいるわけですね。国だって、もしかしたら間違ふことがあるかもしれません。そのとき、町村も全部一方向に流れていきますと、これはやはり国家が滅亡しますよね。もう、太平洋戦争のときの日本にはならないように。あのときのように、国民がもう一方向を向いたら全部そっちなんだということではなくて、やはりこれ努力義務であり任意接種なんでしたから、接種していない人の人権、こういうことも踏まえてほしかったということなんですね。

そして、これからもやはり、そういうちょっとどうかなという人たちにも優しい町であってほしいと思います。

ありがとうございます。では、ワクチン関係の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番、阿武隈川遊水地事業の平時利用の現在の状況についてお伺いしたいと思います。

1番、利活用の概要は決まったのでしょうか。答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

現在進められております阿武隈川に整備が計画されている遊水地につきましては、ご存じのとおり、令和元年10月の東日本台風によりまして甚大な被害を受けた阿武隈川の本川、支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となりました総合的な防災・減災対策として策定されました、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として位置づけられた計画でございます。本町、玉川村、矢吹町に各1つ、合わせまして3つの遊水地を整備するものでございます。その面積につきましては、全体で350ヘクタールになりまして、広大な面積でございます。遊水地内は治水容量を確保するため池盤の掘削を行うこととしておりまして、国により、全面買収により整備される計画でございます。

鏡石町に整備される第1遊水地だけでも約130ヘクタールの広大な面積となりまして、その遊水地内の整備後の土地の在り方につきましては、非常に重要であり、地元住民も整備後の利活用については非常に関心を持っておられます。

利活用の概要につきましては、国により年内に利活用検討会を設立し、地元意向や民間企業意向等、各自治体の上位計画との整合性や遊水地内利活用の現実性、持続性、地域振興の効果等の観点から検討を進め、概ね令和7年度を目途に遊水地内の利活用の検討を行っていくというふうに聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

まだ検討中で、具体的には上がってきていないということでしょうか。ご答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

ご質問のとおりでございます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

質問3の②に移りたいと思います。3の（2）ですね。

それで、まだ活用が決まっていないということで、ぜひ、こちら提案という形にはなるんですけども、一応質問として上げさせていただきます。

やはり、今回も雨で米農家が大変だという声を周りから非常に聞きまして、阿武隈川遊水地、池っぽいものになるらしいと思ったわけですね。

それで、災害時にためられるのであれば、常時、やっぱり災害じゃないとき、少しでもそこに水をためておいて、ポンプアップして米のほうに水を持っていくことはできないのかということで、阿武隈川遊水地というのは、やはり、特性上鏡石町の中でも海拔の低いほうであります、もちろん洪水のときには水位を下げなくてはならないと、そういう問題はあるとは思いますが、せつかく、やはりそこに成田町民の犠牲の上にそのような施設ができるのですから、利用の策はいろいろ考えていらっしゃるとは思うんですが、かなり大規模にはなるとは思うんですが、国からの補助金等の獲得も視野に入れた遊水地の水を鏡石町の田畑などに入れる、運ぶという利用方法は全く考えられないのかどうか。

ともかくもどのくらいお金がかかるよとか、ちょっと無理なのかもしれないなら無理なのかもしれないで、どういうところが無理とか、そういうことも含めて、一旦議論の俎上に乗せてもらえないかなとは思いました。ご答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 改めて、おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

遊水地は、洪水時に一時的に水をためる施設であり、常時水をためる施設ではございません。全国の遊水地では、渡良瀬遊水地のように、首都圏の水不足の際に対応する利水機能を持たせた貯水池が整備されている遊水地もございますが、今般整備される阿武隈川上流遊水地は、遊水地内を2メートルから3メートル程度掘削し、3つの遊水地合計で1,500万から2,000万立米、東京ドーム約12から16杯分の治水容量の計画となっております。

続いては、ご質問の、町内の水不足の解消のために、ここにため池や調整池を整備し活用することは、さらなる治水容量の確保のためにさらなる用地の確保や掘削などが必要となるなど、また、ポンプアップ等の用水については、大規模な用水となることから、技術的な問題を含めて非常に難しいものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中畠議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） 分かりました。ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 2番、中畠伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子です。

1年3か月の補欠期間を経て、3回目の一般質問をします。

まずは、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、この時期、決算報告作成、マイナンバーカード対応、鏡石町議会選挙の雑務整理、健康福祉センターオープンの準備など、大変ご多忙な業務に追われ、お疲れのこととお察し申し上げます。日々、町民のために陰ながら奉仕して下さっていることに対し、町民の1人として、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

おかげさまで、このたび、鏡石町議会は新人6名を迎え生まれ変わりました。我々議員一同、町民のため、鏡石町の発展のため、木賊町政を支え協力していくことに異存はございません。

昨今、物価高騰化、異常気象、少子高齢化、DX化など、厳しい社会情勢の中で激動の時代を迎えています。このようなときだからこそ、地方自治体は一つの運命共同体として、執行部と議会は力を合わせていかなければなりません。議員一人一人が同じ方向を向いて歩み寄り、尊重し合い、理解し合い、お互いが高め合う関係を築き、よき話合いができることを心から望みます。

鏡石町町民憲章、1、自然を愛し、調和のとれた美しい町をつくりましょう。1、お互いにはげまし助け合って、しあわせな町にしましょう。1、楽しく働き、活力ある伸びゆく町をつくりましょう。1、すこやかな心をはぐくみ、心豊かな町にしましょう。1、心身をきたえ、安全で明るい町をつくりましょう。このすばらしい町民憲章を、町民の代表である議員がまずは実践できるように努力したいと思います。

話は変わりますが、1993年6月に衆参両院が地方分権推進を決議してから30年がたちました。2011年、地方分権一括法が第1法を改正し施行されました。しかし、ここ数年を振り返ると、むしろ中央集権化の流れが強まっています。総務省は2022年、マイナンバーカードの取得率に応じて地方交付税の配分額に差をつけると表明し、続いて、内閣府もどの自治体にデジタル化の交付金を配るか決める際に、カードの申請率を考慮する方針を打ち出しました。国が、自治体に対し、行政計画の作成義務などに課した法律条項数は2021年に514となり、10年間で1.5倍に増え、自治体職員が激務に追われている事態になっています。

また、行政デジタル化は自治体ごとの独自性や自由度を妨げ、地方の裁量権縮小につながっています。しかし、逆風の中、自治体職員が横のつながりを強め、自治力を向上しようとする動きもあります。各地の職員がインターネットで課題を共有し、非公式のオンライン勉強会をするのもその一つです。矢吹町は相次ぐ物価高騰に苦しむ農家や畜産家を支援しよう

とガバメントクラウドファンディングを行い、僅か3か月で約430万円の支援を集めることに成功しました。クラウドファンディングは自治体支援の新しい形として、他分野への応用が期待されています。我が町も新しい知恵と工夫を出し合い、自主財源の十分な確保と町債の早期償還を目指したいところです。

今年4月1日に施行された鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例は、日々、家族の介護に心身をささげ尽くしている町民の方たちにとって大きな励みとなる条例です。この原案を最初に作成して議会に諮ったのは、我が町議会の仲間の一人です。議員立法ができる能力ある議員がこの鏡石議会にいたことが、同じ議員として大変心強いです。私も先輩議員のよいところを見習いながら、町民の方が本当に喜んでくれる仕事ができる議員を目指したいと思います。

質問に移ります。

1、病児保育事業について。児童福祉法第6条の3第13項、「病児育児事業とは、保育を必要とする乳児・幼児、または保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう」とあります。

我が町では、認定こども園ぶどうの木が体調不良対応型施設となっています。先日、園長先生にお話を伺う機会がありました。ぶどうの木では、毎日必ずと言っていいほど1人、2人の体調不良の子が出て、常駐の看護師さんがお世話をしているそうです。朝登園するとき、鼻水、せき、熱、下痢などの健康チェックはするそうですが、中にはアレルギーだからと言って、症状が出ていてもお子さんを預けていってしまう親御さんもいるそうです。子供は症状が急変したりするので、預かるほうは神経を使います。しかし、ほとんどのお母さん方は通勤しているので、仕事を急には休めません。取りあえずは看護師がいるこども園に預けておけば大丈夫かなという安易な考えもあるのではないかと思います。

こども園のほうとしては、明らかな体調不良のときは病児対応型の菊池医院らびっとを利用するようにはお知らせしているようです。

そこで質問です。我が町の病児育児事業（こおりやま広域圏事業）を利用している実績は年に何件ありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

病児保育事業、こおりやま広域圏事業につきましては、令和2年4月に郡山市と町が病児保育の協定書を締結し、こおりやま広域圏事業として実施をしております。利用者の実績に

つきましては、過去3か年で申し上げます。令和2年度7人、令和3年度15人、令和4年度2人となっております。

本事業につきましては、郡山駅前の病児保育施設である菊池医院らびっとが指定されており、病気や病気回復期に保育所や小学校へ行けない子どもを一時的に預かり、保護者の代わりに保育や看護を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 体調不良になった子供を車に乗せて、わざわざ遠くの郡山本町にある病院まで連れていくということは、親としては心配で非常に困難なことです。実際に子供が体調不良になった場合、理想は家族がお世話をするのが一番いいんですけども、核家族が多くなった現在、いざというとき周りに頼れる親族がいない家庭もあります。少子化のこの時代、子供は町の宝として、町が若いお父さんやお母さんを助け、地域で子供を守らなければならないと思います。

そういった意味では、やはり今後も、せっかく健康福祉センターができますので、そこあたりも柔軟な対応ができる、何か町としての施策を期待しております。

次です。健康福祉センターでは、児童福祉法に基づいた病児保育事業はできますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

病児保育事業につきましては、施設で実施する場合、常駐の保育士、看護師などの配置や専用の保育室や受入れ児童が静養、隔離できる部屋などの施設整備、医療機関との連携などの条件が設置基準として設けられております。

現在、当町で実施している病児保育事業としては、先ほど申し上げました郡山駅前の菊池医院らびっとと及び町内にある認定こども園ぶどうの木2か所となっております。病児保育事業につきましては、子供の出生数及び病児保育施設の利用状況などを見ながら、今後の事業の方向性について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ありがとうございます。

次、発達障がい児への支援体制について。保育事業をしている現場の声から、発達障がいと思われるのではないかと子供たちが年々増えているという話をお聞きしました。発達

障がいとは外見からは分かりにくく、その症例や困り事は十人十色で、親もなかなか判断できず、育てるのに困難を生じている場合があります。しかし、早期のうちから環境を調整し、特性に合った学びの機会を用意することで、必要なスキルを身につけやすくなり、二次的な問題が起きるのを予防できると言われていています。今では、専門的な親子プログラムなどで家族支援をしている機関も全国にあります。

我が町には、民間の岩瀬地区児童発達支援センターV a n i l l aがあり、作業療法士などの専門家による指導が行われています。V a n i l l aでは発達障がい児特有の行動異常にも配慮した部屋のつくりになっていて、子供用シャワー室も完備され、そこで虐待の有無などを知ることもできます。

しかし、民間経営では受入れ人数や対応に限りがあります。鏡石町としても、これから増えていくであろう発達障がい児と家族に対して、地域全体で理解し合い助け合う体制づくりが必要かと思われまます。

そこで質問です。町として、発達障がい児とその家族に対する具体的な支援体制はどのようになっていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

発達に関する支援体制として、乳幼児健康診査や健康相談後のフォロー体制として、のびのび健康相談を年4回開催し、心理士や言語聴覚士との相談会を開催しております。医療機関受診により、発達障がいなどの診断を受け、療育が必要な障がい児については、地区担当保健師が個別に担当し、相談員と連携して児童通所サービスの利用につなげております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 余談ですが、7月に議会視察に行った北海道長沼町の総合保健福祉センターには、子ども発達支援センターが完備され、カリキュラムを通して支援しています。そういった意味で、今回鏡石にも健康福祉センターができますので、社会福祉協議会や保健師さんなどで、こういった形でその発達障がい児のために具体的な活動になるのか、知りたいところです。

次の質問です。健康福祉センターでは、児童福祉事業として発達障がい児のための具体的な活動はどのようなことをする予定ですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。



○福祉こども課長（菊地勝弘） 発達障がい児のための事業としましては、保護者が児童との関わり方などを学べるペアレントプログラムを予定しております。児童発達支援センター V a n i l l a が主催となっており、健康福祉センターでの開催を現在検討しているところでございます。

また、町内の事業所についての説明会、相談会などを検討しております。さらに、健康福祉センターに併設されるキッズスペースにより、支援が必要な児童を早期に発見できるよう努める予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。

これからオープンに当たり、様々な応用した事業といたしますか、そういうものが増えていくと思いますので、それに町民として期待しております。

次の質問です。3、町内の子供虐待の現状とその対応について。

こども家庭庁によると、昨年度の児童虐待の件数が全国で21万件的過去最多を記録しました。福島県内でも、去年、児童相談所に寄せられた虐待に関する相談は2,256件になり、過去最多となりました。内閣府は、平成26年4月に児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とした、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施し、市町村への要保護児童対策地域協議会設置を促し、秘密厳守の業務の上、様々な取組を行っています。

先日、我が町の保育事業関係者の方から、虐待されているのではないかと疑わしい子供が年々増えているというお話を聞きました。虐待という言葉の表現自体、厳しい意味合いを含みますが、ここでは、広範囲に子供が家庭で様々な困難な状況になっているということを経験して言いますことをご理解ください。

虐待は、長期間に及ぶものや心痛む内容のものがあります。とりわけ多くなっているのが、ステップファミリーの再婚相手による虐待と、親が鬱病などの何らかの精神疾患で子育てに支障を来している家庭です。潜在的な家庭内の虐待は見えにくく、第三者が気づきにくく、実態を把握するのが難しいのが現状です。家庭内の問題は非常にデリケートで、虐待から子供を助けたくても、他人が介入することは非常に困難です。

しかし、この少子化の時代、子供は町の宝として、町は若いお父さんやお母さんを助け、地域で子供を守らなければならないと思います。親が虐待するに至らないようにするために、孤立化を防ぎ、悩みやストレスを抱え込まないよう地域で支え合う必要があると思います。

そこで質問です。町は、子供の虐待防止として具体的な対応策を実施していますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、児童福祉法に基づき、虐待を受けるおそれがある子供及び要保護児童家庭の早期発見や適切な保護を図るために、情報の交換、支援を行う鏡石町子どもを守る地域ネットワーク協議会を設置しております。本協議会は、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、児童相談所、民生児童委員、警察などの関係機関で構成されており、虐待防止のための情報共有に努めております。

具体的な取組といたしましては、本協議会の代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、虐待の緊急度に応じた個別ケース検討会議を随時開催しており、個々の事情を考慮しながら対応しております。

また、児童相談所では電話相談ダイヤルを設けており、189番、いちはやく、にかけると児童相談所に直接つながる仕組みとなっております。児童虐待については、社会全体で解決すべき問題であると認識し、引き続き、関係機関と連携を図りながら、児童虐待防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。

実際、私もコンビニでパートをしていたときに、本当に痩せて、ちょっと汚い格好している子供とか見て、もしかしたら虐待されているのかなとか、心配になった子供も目にしたことがあります。しかし、コンビニのパート職員が声をかけるわけにもいかず、町内にもちょっと大変な状況になっている子供がいるんだなということは、前々から実感しておりました。そういった意味で、やはり町全体としても子供を守る、そのような、何か関心を持つことを、やっぱりちょっと促すとか、そういうものが必要なのではないかと思っております。

次の質問に移ります。児童館運営と利用状況について。

平成8年に鏡石町児童館は開館し、27年がたちました。私の息子も十五、六年前、児童保育で大変お世話になり、優しい先生方と楽しい思い出がたくさんできました。子育ての大変なときに児童館には助けていただき、親としては今でも本当に感謝しております。平成17年度から子育て支援つどいの広場は開設され、週3回、月12回のペースで現在に至っています。

先日、児童館のつどいの広場の様子を見に行きました。児童館には2人の職員の方と2組の親子がいました。親子は館内の遊具で遊んでいました。つどいの広場だということだから、何かもっと楽しいことでもしているのかと思いましたが、特別なことは何もしていないよう

でした。それでも家の中にいるよりは気分転換にはなっているのかなという程度です。しゅうとめさんに気兼ねするよりは楽だからということで利用しているという声も聞きました。

そこで質問です。児童館の運営経費、人件費も含んで年間幾らで、1日の平均利用数は何組ですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童館につきましては、現在、施設内でつどいの広場事業を実施しております。その運営に係る年間経費につきましては、人件費を含め、昨年度、令和4年度で365万7,450円となっております。

なお、1日の平均利用者数は親子6組、13人の実績となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 年間365万7,500円ですね。児童館も老朽化していて、そして今後、児童館の機能が健康福祉センターにいきますと、児童館自体が今度、何に利用するかということは、この一般質問ではお聞きしませんが、やはり老朽化した鏡石の建物を有効活用というのはこれからの課題だと思っております。

町の子育て支援事業は、先ほど申し上げた母親のストレス緩和であつたり孤立化を防ぎ、虐待予防にもつながります。町としても、もっと多くの親たちが喜んでくれるような具体的な体制づくりが必要なのではないでしょうか。つどいの広場も10月からは健康福祉センターに移りますが、これをきっかけに多くの親子がもっと楽しんで、喜んで参加できるプログラムをつくり、充実した内容のある子育て支援ができることを期待しています。

そこで質問です。健康福祉センターでは子育て支援事業として、つどいの広場など、具体的にどのようなことをする予定ですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

つどいの広場事業につきましては、10月10日に開館を予定しております健康福祉センター2階のキッズスペースにて、児童館から移転して事業の実施を予定しております。

事業内容につきましては、子育て親子の交流、集いの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習などを実施し、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援の充実を図っていきたいと考えております。

なお、本事業につきましては、今まで児童館では週3日、月・水・金の週3日でありましたが、移転後の健康福祉センターでは、火曜日から日曜日までの原則週6日、この事業を実施することで準備を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ご答弁ありがとうございました。

健康福祉センターの今後の活用と伺いますか、それに期待しております。

5、幼児保育施設のすいすいプール利用について。平成11年、町民プールすいすいがオープンし、24年がたちました。もうすぐ四半世紀がたとうとしています。地震災害や老朽化などで年々メンテナンスなどにも莫大な維持管理費がかかっているのが現状です。鏡石町の小学校では、水泳授業をすいすいプールで行い、バス送迎の経費も年間莫大なものになっています。学校プールの維持は困難になっているため、各地の小学校でも民間のプールを利用する事例が出てきています。それでも、鏡石の場合は町内に町所有の室内プールがあるので恵まれているほうだとは思いますが。

しかし、学校の水泳授業がすいすいで行われることで、町のこども園、幼稚園などが今まですいすいを使って水遊びをさせていたのに、一切使えなくなってしまったという声をお聞きしました。そのために、園の狭い敷地の中に小さなプールをつくって、辛うじて水遊びをさせているそうです。

そこで質問です。小学校の水泳授業のためにこども園や幼稚園のすいすい利用が一切できなくなってしまったのはなぜですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールでは、小学校やこども園などの団体利用につきましては、基本的には休館日を除く平日の開館前の午前中に受入れを行っております。安全面や管理面から1団体での貸切りとしております。このことから、団体利用ができる日数には限りがあり、また、小学校やこども園などでは利用時期が集中してしまうことから、利用調整ができない場合があります、利用を取りやめることがあると考えております。

今後につきましては、町民プールを多くの方に利用していただけるよう、小学校の利用期間を長くするなど、水泳授業の実施方法を学校などと協議していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、換気のため、5分間休議といたします。

休議 午前10時59分

開議 午前11時05分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 先ほどのご答弁ありがとうございました。

しかし、むしろ年齢が違う子供たちが触れ合い、お互いにとって刺激となり、いい効果が生まれるのではないのでしょうか。

また、町施設利用が全ての子供たちにとって均等にできる配慮が必要なのではないのでしょうか。その辺を、やはり今後のちょっと柔軟な姿勢というものを考えていただきたいと思っております。

次、6、子供に関する行政手続は1か所でできないか。ある保育事業関係者から、鏡石町は福祉こども課と教育委員会が2か所に離れているために、子供に関する手続が大変だという話をお聞きしました。あるこども園では、毎年小学校入学の時期、町から必ず園児の入学先調査の電話が来て質問を受けるといいます。町の子供の入学先について、町は把握することができずにこども園頼みになっているのはなぜだろうという指摘も受けました。

また、福祉こども課と町教育委員会から毎回同じような質問を受けるので、福祉こども課と町教育委員会の横の連携が取れていないのではないかという指摘も受けました。

今後、健康福祉センターに福祉こども課が移動することにより、ますます子供に関する手続が困難になってしまうのではないかという指摘も受けました。

そこで質問です。子供に関する行政手続が1か所でできるようにならないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

福祉こども課、教育委員会が遠い2か所の建物に分かれているため、子供関係の行政手続等にご不便をおかけしている現状は理解しております。これまでも、ご不便をおかけしないようにするため、福祉こども課所管の保育所等と、教育委員会所管の公立幼稚園の入園手続を福祉こども課で一括して手続できるようにするなど、取組は進めております。今後、健康福祉センターに福祉こども課が移転することにより、教育委員会との距離は現在よりも近くなることはご承知のとおりでございます。

今後の福祉センターの利活用等を含めまして、1か所での手続もありますが、検討とさせていただきますというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。7、高齢者の健康増進サポートについて。

2025年には団塊世代800万人が後期高齢者となり、日本人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の超高齢化社会に突入しています。我が町も例外ではなく、年々高齢化は進んでいて、地区によっては向こう三軒両隣が高齢者の独り暮らしというところがあります。厚労省は持続可能な社会保障制度の実現のためには、健康寿命の延伸が不可欠だとしています。高齢者が安心して生き生きと生活を送るためには何が必要なのでしょうか。やはり、孤立するのではなく人と触れ合い、コミュニケーションを取り、楽しむことが大事だと思います。

このコロナ禍で人と人との距離を置き、遠慮し合う風潮が生まれ、以前よりも高齢の方が家に閉じ籠もる傾向になってしまっています。田村町では高齢者の健康増進サポート事業として、市内の日帰り入浴施設や運動施設の料金、タクシー運賃などに利用する、高齢者健康長寿サポート事業利用券を交付し、外出機会を増やすとともに、社会参加の促進を図っています。

我が町も、運転免許の自主返納者などに対する高齢者支援施策として、70歳以上の免許返納者へ、ノエルカード、タクシー券、どちらも1万円相当1回分交付しています。それは存じております。玉川村では、今年4月から村民の高齢者や障がい者、運転免許返納者の生活支援のため、自宅から病院、スーパーなどに送迎し、買物に付き添ったり荷物を持ったりする御用聞き事業の実証事業を始めました。高齢者等QOL向上サービス事業としてコンシェルジュ事業、新しい移動サービス事業は、交通弱者が暮らしやすい社会づくりのモデルケースとして注目されています。私も取材に行き、お話を伺いましたが、大盛況で右上がり利用者が増えているそうです。

こちらが福島民報で大々的に報道されました新聞記事でございます。そして、こちらがその御用聞きサービスのチラシとなっております。こういった取組、そういう他の市町村の取組をちょっと参考にさせていただければなと思っております。矢吹町では、町内を走る無料のコミュニティバスが、去年12月から実証運行されています。好評につき実証期間が延長になっています。

また、須賀川市では1回乗車100円の市内循環バスや、1回乗車500円の乗り合いタクシーが走っています。

そこで質問です。我が町では、高齢者の社会参加を促す外出促進を支援する、具体的な政

策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

在宅で生活している高齢者の方に対して、けんこう貯筋教室、けんこうイージー教室、けんこうイージー教室“ステップ”、けんこうおとりよせ教室など、元気で自分らしい生活を送るための事業を行っております。

また、町社会福祉協議会でも介護予防のためのデイサロンやおでかけ支援「ゆうあいバス」、触れ合い電話サービスなどの実施、さらには、行政区においてサロンを実施し、高齢者の交流の場、居場所づくりなどが行われております。

今後は利用者の実態や地域の実情に合わせるなど、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） この鏡石町では、社会福祉協議会さんや地域包括支援センターさんなどを中心に、様々な取組をさせていただいているのは存じております。様々な、その中でも、金銭的な支援も大事だとは思いますが「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があるように、身近な地元の人同士で、世代間の交流や老若男女が仲よく楽しんでコミュニケーションができる機会が必要だと思っております。若い人との触れ合いや語り合いが高齢者の励みとなり、喜びにもつながります。

また、若い世代は高齢者から教えてもらうことや学ぶこともあります。7月に視察研修に行った北海道長沼町にある総合保健福祉センターりふれには、3世代交流室もあり、施設全体が自然と老若男女、交流できる工夫もあるつくりになっていました。そういった意味で、今後できる我が町の健康福祉センターでは、今後、高齢者等の健康増進のために、具体的な活動はどのようなことをする予定ですか。

質問です。今のは②の質問で、健康福祉センターでは今後、高齢者の健康増進のために、具体的な活動はどのようなことをする予定ですか。その健康福祉センターを活用した具体的な活用法はどういうことですかということを質問させていただきます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高齢者の健康維持増進に向けましては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する

こととしております。高齢者に対する個別支援による保健指導を行うとともに、通いの場の積極的な勧誘を行い、フレイル予防の啓発活動や日常的に相談が行える環境を整えまして、地域社会とのつながりを失うことなく、元気に自立して日常生活を送ることができる健康寿命を延ばすための支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 誰もが皆年を取っていきますので、やはりいつまでも健康で生き生きと、充実した暮らしができるように、やはり今後も町と地域全体として考えていきたいと思っております。

今年4月に、毎日入浴することで鬱病発症リスクは低下するという最新論文が、東京都市大学早坂教授によって公開されました。鬱病がきっかけで介護状態になってしまう高齢者が多い中、入浴という手軽な生活習慣は鬱病を予防する効果があり、新陳代謝がよくなることでフレイルや筋肉低下を防ぎ、要介護にならない生活を続けられる、健康維持のために大変有効であると多くの医師も表明しています。

また、厚生労働科学研究成果データベースによりますと、温泉利用が健康づくりにもたらす総合効果は極めて大きいと、温泉浴が健康増進に有効なことを結論づけています。矢吹町にはあゆり温泉、泉崎にはさつき温泉、須賀川市には市民温泉、近隣の町村には住民が安い料金で利用できる温泉があり、住民の健康増進に一役買っています。

また、住民の憩いの場となり、住民同士の絆を深める重要な社交の場にもなっています。残念ながら、我が町には町営の温泉はありません。しかし、民間運営の施設があります。町内の高齢者が健康増進のために気軽に利用できるように、町としても何らかのサポートができないでしょうか。

そこで質問です。高齢者の健康長寿のために、温泉利用券などの配布はできないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には町営の入浴施設はなく、民間の入浴施設、温泉については1か所がございます。8番議員のご質問のとおり、現在のところ、高齢者の健康長寿のための利用券などの配布は行っていない状況でございますが、入浴は温熱作用や静水圧作用、浮力作用など、様々な健康効果があると言われております。

今後は、町内や近隣施設の利用者の実態把握などにも努め、健康長寿のため、町としてど



のような支援ができるのかについて検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。

先月行われました町議選で、9期目の当選をさせていただきました。昭和62年から町議をさせていただいておりました、我が町政史上、この9期目というのは私が最初ではないかと思っております。8期やられた方は平成の最後に亡くなられて、令和の初めに告别式が行われた私の先輩議員の森尾吉郎先輩でございます。今回の町議選は無競争で半数の議員が新人になり、女性議員が2人となる選挙でありました。私も10回選挙やりましたが、無競争は2回だけですが、その2回目の無競争の選挙でございました。

今回、やっぱり特筆すべきは、子育て中の女性議員の誕生ということではないかと思えます。子供がどんどん減っていく中で、私たちはその子育て世代の声をもっともっと政治に取り入れることが必要であると思っておりますので、どうか中畠議員には、どんどん子育て世代の声を代弁するために頑張ってくださいと思っています。

もう一つ、今回選挙後の初議会で特筆すべきことがありました。それは、今までの我が町議会では、誰が議長を目指しているのか分かっている人には分かっている、公然化されないうまま、密室の中での選挙というものが行われたのが、公然化をされ、立候補制が初めて取られたことでもあります。これは既に須賀川市などで、多くの自治体では取り入れられておりました、我が町もこれは一歩前進であると思えます。

私も立候補制度の下で初めて立候補いたし、32年4か月のキャリアを持ちながら、4年のキャリアの対立候補に敗れたということは、誠に不徳の致すところでございます。ただ、選挙の候補者の挨拶の5分間の制限は、全く初めての人も多い中で時間が少な過ぎるのではないかと私は思っております。もっと時間があれば、私は次の2点を申し上げたいと思っておりましたが、時間のために申し上げることができませんでしたので、その2つを私はここで

述べたいと思っております。

その一つは、議長は各種議会、会合の挨拶などで、今までの議長を見ているとほとんど、事務局に原稿をつくらせて挨拶をしております。それ私は、これは自分のメモや原稿で挨拶をすべきではないかというふうに思っております。これは今まで、私が見ていた限りは、斎藤健治議長がやっておりましたので、私もそれをやりたいと思っておりましたが、実現できませんでした。

2つ目は、やはり議長も一般質問をすべきではないかということですね。言論の府である議会は、やっぱり活発な議論を展開をして、いろいろ政策を決めていかなくちやならないと思いますので、私は議長もそれはやるべきではないか。

かつては、私の前に議長なり議員をやられましたまるなかホテルの創業者であった仲沼幸雄さんが議長の時代には、自分で一般質問をやっておったということがございます。そのために副議長もいるわけですから、私は議長も、やっぱり議会で議論すべきであって、かつてのある議長さんのように町長室に入り浸って、執行権にいろいろ文句を言って、俺と町長で政治は決めているんだなんていうふうなことを言うような姿は、全く好ましくないというふうに思っていますので、それも述べたかったんですが、時間がなくてできませんでした。これからは、ぜひそういう面も考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず第1点は、成田遊水地事業への町対応についてでございます。（1）として、高台移転中の宅地造成計画の進捗状況について、現在何戸分ぐらいの宅地造成のめどが立っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

集団移転先の整備につきましては、国が直接整備することになっております。現在は、昨年度に実施いたしました意向調査の結果を踏まえ、場所の選定も含め、都市計画法や農地法等の各種法令への対応や、整備する面積について、基本設計を行っている状況でございます。

今議会の冒頭で私も所信の中でお話し申し上げました。今現在2か所に絞りながら進めているというふうな状況ではございますが、今後、国においては集団移転先の土地所有者へ制度の説明と交渉を行うということ国から聞いてございます。

また、10月頃には移転対象者に対しまして、集団移転先などの説明と再度の意向調査を行うと聞いておりますので、その結果を踏まえて、集団移転先の造成計画が示されるものと思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 町としてはまだ分かっていないと、いうことだろうと思うんですが、やはりこの高台移転では、単に国土交通省の希望だけじゃなくて、町としても今までの成田という自治体組織が温存されていく、これからも成田の自治というものが成り立っていくような、そういう形をぜひ追求してもらいたいものだというふうに思っております。

私も区長をした経験もあるこの成田地域のことについては、非常に思いが深いのでございまして、ぜひ町もそれに十分な対応をお願いしたいと思えます。

（2）番目は、立ち退き予定者の今の最大の関心事は、この宅地の買収価格、どのくらいになるんだかというものがないと、これから先の計画も非常に成り立ちにくいんじゃないかと思うんですね。この坪単価というものは幾らぐらいに国土交通省は考えているのか。もしご存じでしたら教えていただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国では、住宅移転が生じる住民の方々に対しまして、今年の7月からおおむねの補償額の提示を含めた個別の交渉が始まっております。宅地の場合は、個々における状況も大きく違うため、農地と違い、標準的な価格水準は示されていないことから、町においては、国による宅地の買収単価や坪単価、さらには補償範囲についても残念ながら把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 何か秘密主義なんだか分からないけれども、国土交通省はこれだけの事業をやるんですから、予算などはいろいろ組み立てられていると思うんですが、分からないこと、これではどうしようもないというふうに思えます。皆さんが、移転する人がどういうところに、どういうふうにして移転したらいいのかも、これでは分からないと思えますので、これは早めに分かるような対応をお願いしたいと思っております。

（3）番ですが、既に解体した住宅にも、私は幾らかの補償を出させるように町も努力すべきではないかというふうに考えております。住民の中には、この遊水地ができると決まってから解体した人も何人かおります。水害の対策で、国からの解体予算が締切日があるということで、急いで解体した人も多だろうというふうに思うんですね。そのために、今、国土交通省、私も説明会で聞いたんですけども、解体した建物には補償がありませんという冷たい反応でございました。しかし、そういうことで本当に住民は納得するのだろうか。だ

から、壊さないでおけばよかったといっても、ちょっと時既に遅しでございまして、やはりこれは少し、町も努力をして、既に解体した家にも若干でもこれは補償を要求すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

補償基準上、移転補償との対象となるのは、現状において取得対象地域に存在する建物等とされていますので、既に解体され、取得対象地に存在しない建物等への移転補償は行えないと国から聞いております。

なお、既に住宅を解体された方については、解体費用については公費により補助で解体されてということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） だから、それは私も説明会で聞いているんです。だけれども、町として、それで本当にいいのかということですよ。どうせこの地域は遊水地ができるんだということで解体した家もあるというふうに私は聞いておりますので、何らかの補償を、やっぱり町として住民の立場で、ぜひこれからも少しでも出させるように努力をお願いしたいなというふうに思います。

（4）番は、遊水地の、先ほども中畠議員の質問でもございましたが、私も説明会に欠かさず出ておまして、この完成後の利活用というのは地元の意見を取り入れるようにしたいというふうに国土交通省は説明を、この間行ってきました。町としても、町民の要望を聞きながら、あるいは先進地を視察するなどして、完成後の活用策を調査、検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地地帯の整備後の土地の在り方につきましては、非常に重要な課題であり、地元住民も整備後の利活用については関心を持っておられます。利活用においては、国により年内に利活用検討会ははじめ、有識者や町民の代表の地域の住民など地元関係者、関係機関の委員により意見聴取の組織を設立し、ワークショップ等を通じて遊水地内の利活用案を検討する場が設けられると予定されております。

また、遊水地内の利活用としては、参考とするために、既に整備された遊水地の視察とし

ては、昨年度は関東の渡良瀬遊水地や鶴見川遊水地、今年度は青森県にある沖館川多目的遊水地や横内川多目的遊水地など、遊水地内の利活用について調査・検討を進め、視察を行っております。

これらも踏まえて、今後、国で設置する利活用検討会の中においても、地域住民の意見が反映されるよう、持続的な利活用を図れるように町も考えを述べていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私も、この遊水地完成後の利活用の問題ではないんですけども、その遊水地問題で視察に行った先で、例えば母子島遊水地ですね、茨城県の。その視察に行くと驚いたんですね。この遊水地は1986年です、私が議員になる前の年に起きた水害でつくられた遊水地でしたね。この遊水地が30年、出来上がって30年しても1回も水をかぶっていないというんですね。本当に我々も、こういうものでよかったんじゃないか。成田の人に見せたら怒られると、何人かはいたんですけども、私は思いましたね。30年も全く水をかぶらなくて、3分の1の補償をもらって、一部権利の譲渡ということでやられているんですね。

我々のところは全く最初から、もう成田のためというよりも下流のために、こんなに犠牲を払ってやるんです。もう少し、やっぱり町も強い姿勢で対応に当たっていただきたいなというふうに思っています。この問題では町がリードをして、一帯、町のこれからのためにですね。極端な話、母子島のように田んぼをつくらせろと。そういう話もあってもいいんじゃないかと思うんですね。単純に水かぶらなくて3分の1だけ補償金もらっている、そういう例もあるんですよ。だから、もっと大胆に、これは町のためというよりも下流のためにやる事業ですから、もう少し強い姿勢で臨んで、交渉していただきたいなと思っています。

（5）番目です。遊水地で耕地が少なくなっても営農が続けられる対策は検討されているのかということですね。その①として、もし私は耕地面積が少なくなっても、直売所などで、あるいは道の駅などでそういうのをつくって、販売額を増やすような、野菜栽培などですね。そういうことをもっと考えるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地事業の対象地内で営農されている農業者の方々の営農継続、所得確保につきまして、多角的観点からの検討が大変重要であると認識しております。令和5年度当初予算にお

きまして、農家の方々の営農継続、農作業の効率化や共同化の取組、生産した農産物の6次化商品の開発、販売などに関する先進地視察に関する経費を計上させていただいております。

視察研修の内容や農家の方々の意向などを踏まえながら検討してまいりたいと、このように考えております。

また、直売所での販売ということになりますれば、1年を通じた商品ラインナップの充実が不可欠であるというようなことから、今後の営農計画を定めた上で、園芸施設の整備など、農業者のニーズをしっかりと確認しまして、また、町内の事業者の方々のご意見なども伺いながら、総合的に検討させていただきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私も長い議員生活の中で、先進地視察、大変多くやってまいりました。その中で感じるのは、町おこしを一生懸命やっている自治体は、ほとんど、この道の駅というものを持っているんですね。大変、私は前からこの問題は要求していたんですけども、執行としては大変苦勞の多い仕事だと思っんですね。しかし、お隣天栄村では、2か所も道の駅をつくっているんですね。人口2倍もある鏡石は、しかも国道4号に面しているこういう状況の中で道の駅がないというのは、私はやっぱり非常に残念だと思います。

ぜひ、これからのためにも道の駅の建設は、町として検討されるべきではないかというふうに思っています。これはまた別の時点で要望していきたいというふうに思っています。そういう面をもっと検討してもらいたいということですね。

次に進めて、②番はライスセンターを設置して、コンバインなどがなくても米作りができるようにすべきではないか。ある成田の遊水地、田んぼがたくさん潰れる農家の人と話をしたら、私は田んぼが潰れることよりも、補償金が結構田んぼは高く示されておりますんでね。田んぼが潰れることよりも、残った田んぼをどうするのが心配だという、正直な話を聞きました。そうだと思いますね。小さな田んぼでコンバインとか、乾燥機、もみすり機などそろえたら、これは大変なコストがかかるんですね。

特にコンバインなんかは消耗も激しくて、大変金食い虫だと私は思っているんですね、コンバインというのは。だから、こういうものなくても、少しになった面積の田んぼの農家が営農継続できるような施策を、町はやっぱり考えていかないとならないんじゃないかと思うんですね。そういう人はやめろと言われるんですけども、やめた田んぼを誰がつくるのか。荒れた休耕地ばかりが、耕作放棄地ばかりが増えてしまうんじゃないかと思います。これは町の将来にとっても大変残念なことだと思いますので、ぜひ、この辺を検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、遊水地事業が計画されています成田地区の農地につきましては、成田地区の担い手の方々が営農している農地が非常に多くあります。今後の営農につきましても、担い手の方々が話題となっておりますが、現段階では住宅の移転先、生活拠点の確定が最優先検討事項ということになっているというような状況でございます。ライスセンター設置を含めた今後の営農計画について、具体的かつ詳細な検討にはいまだ至っていないというような状況でございます。

ライスセンターにつきましては、現在、鏡田地区で設置、運営されているライスセンターが存在しているところでございます。ライスセンターを設置、運営するとなれば、鏡田地区同様、やはり地区の担い手の方々が中心となっていただくことが必要かなど、重要かなというふうに感じております。成田地区からの要望を伺いながら、必要な支援を都度行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今、ほとんどの米作り農家は赤字の経営をしているんですね。だから、やはりこれは遊水地に関連したばかりでなくて、私なども米作りやっておりますけれども、やっぱり将来的にはそういう形で、部分的にはライスセンターに委託をして、残る作業を兼業農家でもやっていけるような、そういう状態をやっぱりつくることは、これは遊水地のかかった農家ばかりじゃなくて、全体的な問題でもあると思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思っています。

（6）番ですが、鈴川と諏訪池川合流点。

○議長（角田真美） 円谷議員、③はどうでしょう。

○11番（円谷 寛） そっち答弁いただきますかね。答弁だけもらいます。すみません、お願いします。

○議長（角田真美） ③の質問、円谷議員、してください。

○11番（円谷 寛） すみません、言わなかったんだ。

③番は、やっぱり工場を誘致して、駅東開発地区には用地まで準備してあるんですから、働く場を増やすことも考えるべきではないかというふうに思うんですね。駅東開発計画には4工区に準工地域のそういう工場用地になる土地が、計画されている用地がありますので、ぜひこの辺も進めていただきたいと思います。すみません、答弁お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 現時点におけます企業誘致の状況につきましては、議員のおっしゃるように鏡石駅東第1土地区画整理事業の第4、第5工区などにおきます企業立地に関するニーズ調査を現在、実施しております。その結果を基に、福島県の企業誘致推進協議会及び東京事務所、名古屋事務所、賛助会員となっております一般財団法人の日本立地センターなどと連携をしまして、企業誘致の情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 大変失礼しました。

（6）番ですね。鈴川と諏訪池川合流点、あるいは成田新町周辺の水害防止のために、前から私も言っているんですけども、上流に第2遊水地をつくるべきじゃないか。これは、それを町の駅東開発の調整地に兼用させると、そういう働きかけをすべきでないか。というのは、町は大変にこの事業で犠牲を食らうわけですね。大変な土地の固定資産税の収入減を失うわけですから。このくらいのことはやっぱりさせてもいいんじゃないか。その辺についていかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田上流地への第2遊水地の設置要望につきましては、以前からご提案いただいております。今般、3町村に整備される遊水地については、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけされ、阿武隈川本川の治水対策の一環で進められたものでございます。そのため、現時点については、国から第2遊水地の整備については具体的な検討や前向きな回答などをいただいている、大変残念な状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） だから、残念な状況だから諦めるというんではちょっと、何だかね。これは、町はやられっ放しみたいな感じですね。だから、これからでもやっぱり出して、「ポツンと一軒家」というふうな雑誌の報道もありましたけれども、そういう状況で、再度その人たちが水害に遭うということは、やっぱり遊水地は何のためにつくるのかということ



が問われると思うんですね。ですから、ぜひこれは、これからも要求として出すべきではないかと思うんですね。それが、町として大変な損害を受ける事業だと思うんですよ、これはだから。ぜひ、それをお願いしたいというふうに思います。

これは要望として聞いていただいて、次に進みます。

大きい2番目の健康福祉センターほがらかんですね。この機能充実についてお尋ねいたします。

その1つは、町民の健康増進のため、ほがらかに温泉設備を加えるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、工事が完了しまして、現在10月10日の開館に向け準備を進めているところでございます。健康福祉センターを拠点とし、町民が心身ともに健康で生活できるように、健康福祉事業を進めていきたいというふうに考えております。ご質問がありました温泉施設整備につきましては、現在は計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やはり先ほども質問がありましたように、温泉というのは大変、健康のために有効な施設なんですね。健康センターという名前つけて、何をもって健康を推進するのかというものについて、非常に不明確ですね。単なる勤労青少年ホームにある課を移すんだというだけでは、非常に、あれだけの金をかけて本当にいいのかという、町民に対してあれだけの金を投資をしながら、今までの行政の延長でいいのかということですね。

私は、温水プールをつくるときに、いろいろ勉強したんです。矢吹のプールをいろいろ視察をして、あれはプールは矢吹方式でやるべきだという主張して、業者と勉強会をやって、ボーリング業者に、50度以上の温泉が出ないと熱交換方式のプールはできないということで、いわゆる鏡石、50度以上の温泉出るとかという諮問をしたんですね。会派7人もいましたから、そのみんなで勉強会やった。そして、出ると、絶対出ると。鏡石の温泉全部調べたらば、皆掘削が浅いんだと。これに大体、100メートル掘ると3度ぐらい温度は上がるそうですね。だから出るんだという自信を持って、出ないときには成功報酬でお金をもらわないと、運賃だけもらえばいいですというふうな話で、私が事務局的な役目やっていたから、文書で議長に申し入れた。しかし一切無視をされました。

しかし、私は調べたときに、矢吹の介護保険の保険料を調べたんですよ。そうしたらば、

矢吹では温泉つくったときに60歳以上は皆ただで入れたんですよ、プールをつくったとき、プールにね。ただで60歳以上入れていたんです。お年寄りばかりぎっしり入っていましたね。ただですし、プールの中のジャグジーが温泉が入っていたんですね。だから、実際は温泉だったんです。だからそこにお年寄りがいっぱい入っていたんですね。

そして、その健康効果を調べるために介護保険料調べたら、鏡石と比べて1か月の介護保険料、標準の価格で1,200円違っていたんです。この違いはびっくりしましたね。ぜひこれはやるべき事業でないかと思ったんですが。

それから、ちなみに、矢吹で健康センターというのは何を称しているかと、あゆり温泉と温水プールのことを健康センターというんですね。それを統括している事業のことですね。だから、鏡石、健康福祉センターとって、単なる勤労青少年のものを、2つの課とも老人センターを動かすだけではちょっと寂しいのではないかと。その辺はいかがでしょうか。私は温泉の設置はやっぱり必要でないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、今後完成をし、10月10日に開館を迎えます。その後に様々な事業を、福祉こども課と健康環境課、あるいは町の社会福祉協議会、そういった各団体と協力をしまして、様々な事業を展開していく予定となっております。先ほどもご答弁申し上げましたが、健康で生活できるように、健康福祉事業の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これだけの金を投入して、町民の健康増進に役に立たないような施設、なぜ、その中でも事務がやりやすくなったくらいな話では、この投資額は全く納得のできないものであるというふうに私は思います。これも、今後とも続けていきたいと思っていますので、もう少し、次には前向きな回答を期待をしておきたいと思っています。

（2）番の、このほがらかんには、災害時の避難所の役割を持たせるというふうに思うんですが、夏は駐車場の車の中は大変な高温になりますね。そして、とにかくみんなこの家でもペットというものを非常に大事にしているんですね。しかしペットは恐らく避難所の室内には持ち込めないと思うんですね。

だから、恐らく車の中で過ごさせるようになるのではないかと。その場合、この車の中というのは大変な高温になります。この前も車に置き忘れてしまったおばあちゃん

が、子供を夕方まで分からないでいて中で亡くなったなんていう例もありますけれども、これはやはり、樹木、私は前々から主張してきて、若干は樹木を植えたんですけれども、高い樹木はあまりなくて、何かサザンカだかつばきだか分からないけれども、そういう低木がいっぱい植わっているようですが、もう少し高い樹木が、日陰をつくるような樹木が必要なんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

建設されました健康福祉センターは、災害時の福祉避難所としての機能も有しており、防災備蓄倉庫も併設されております。非常により屋外駐車場での避難も想定し、駐車場街灯には100ボルトコンセントを設置しておりますので、小型の家電等も接続し利用が可能となっております。

樹木につきましては、芝生広場にしだれとソメイヨシノの桜と、駐車場にはハナミズキを植樹しております。今後、樹木が成長してくると考えておりますので、現在のところ、追加の植樹は計画しておりません。

なお、建物北側は建物の陰となり、日陰も多くございますので、何かの際にはご利用いただけるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時56分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 午前に引き続き、質問をさせていただきますが、質問のまだ途中の項目がありますので、健康福祉センター、いわゆるほがらかんの機能充実についての中の（2）番ですね。

災害時の避難所の役割を果たすものであるから、夏に避難した場合などは非常に、車でペットなどを連れて避難しているような人があれば、ペットは建物の中には入れられないということが原則でございましょうから、緑陰というものをしようではないかという問題で答弁がありましたが、そのような計画はないというふうな、今は既に何本か植えたというふうな話でございしますが、非常に不十分でございます。これは今後の課題として引き続き取り上げ

て、必要性を訴えていくようにしたいと思います。

次の3番目、ほがらかんの機能充実についての(3)ですが、設備は何回も常任委員会などで見せていただいておりますが、やはりトイレは非常に400人とか、そのほかの施設もありますので、職員も健康環境課や福祉こども課などが入って、たくさんの方が働くことにもなるわけですから、トイレというものは私、見たところ非常に不十分ではないかというふうに考えておりますが、外側にも駐車場の一角にやはり公衆トイレを設置すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(菊地勝弘) 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターには、1階に男女それぞれトイレが2か所、バリアフリースイートイレが1か所あり、2階に男女それぞれトイレが1か所、バリアフリースイートイレが1か所設置されております。また、災害時には屋外に下水道直結のマンホールトイレが3か所設置できるように整備されております。現在のところ、敷地内駐車場の一角に公衆用トイレを設置する計画は持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 11番、円谷議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) これからもこの問題も追及をして、要求をしていきたいというふうに思っています。

3番、駅東第3工区内の残留農地についてお尋ねをいたします。

私も近くに住んでいます。時々見るんですけども、何かほがらかんの東の水田、まだ水田のままに残っているようなんですけれども、どんな状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(根本 博) 11番の議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のほがらかんの東側の水田につきましては、第3工区の工事着工にあたり、仮換地(案)の交渉を行うために、平成30年度から訪問しましたが、当該地権者が交渉に応じてもらえない状況が続いております。そこで、土地区画整理審議会に報告を行いながら、第3工区の他の地権者に影響を及ぼさないように、事業を進めるために水田周辺の工事を進めたところでございます。

この水田につきましては、昨年までは耕作を行っておりましたが、今年は耕作しておらず、草が繁茂している状況でございます。土地区画整理事業地内ではあっても、農地として使う

ことは問題ありませんが、今後の利用についても当該地権者とは現在も交渉ができていない状況でございます。

しかし、今後は周辺土地が使用収益となり、宅地化が進むことが想定されるため、当該地権者がどのような土地利用を考えているかを確認し、周りに影響を及ぼさないように交渉を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは大きな問題でございまして、これからたくさんの農地を駅東開発の中で宅地化なり工場用地化にしていくわけですが、これからのこの事業の進捗に支障を来さないように、やはりごね得は許さないんだという強い構えを持っていただかないとならないと思うんですね。交渉に応じないということは、何が問題で交渉に応じられないのかは聞いていないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 交渉の経過の中では、平成30年9月と10月に地権者宅を訪問したところでございますが、職員だということを名のった瞬間からもう帰ってくれと、話すことはないということで一方的に話に、説明に窮される状況でございます。そういう状況でありますので、粘り強く交渉を進めていきたいと考えておりますが、その辺については県なり弁護士なり相談しながら、事業に支障がないように進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 考えられないんですね、我々常識からいくと。今、農地などは恐らく、今までも作っていたというのは、私の知っている第三者で久来石の農家の人ではないかと思うんですが、田んぼなんかは作るのを余している農家が多い中で、田んぼのまま残してきた、しかし耕作も今年からしていないとなれば、何が目的でやっているのか、私は想像できないんですが、いわゆる何かごね得で利益を得るものがあるのかどうかは分かりませんが、やはりこれは毅然として対応していかないと、これからの事業に悪い前例をつくると、事業の進捗に支障になりますので、ぜひ毅然としてやっていただきたいというふうに思います。

次に進みます。これは、今のは要望です。

4番です。広域消防組合鏡石分署の移転についてお尋ねをいたします。

前にも私、この問題を質問したことがあります。いわゆる（1）にありますように、今

の鏡石分署は日中は中学校の授業妨害、夜間は旭町、東町の安眠妨害になっていると思います。町道の拡幅工事の予定地でもあるので、駅東工区か、羽鳥、豊郷などの調整地にでも移転をすべきと言ってきたんですけれども、現在の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石分署の移転についてでございますが、当施設は須賀川地方広域消防組合で管理している施設であり、建築から47年が経過し、組合の個別施設計画では令和6年度に部分補修、令和15年度から3か年で建て替える計画となっております。

ただし、11番議員がおっしゃられるとおり、都市計画道路の影響がある場合は、道路計画に合わせて前倒しで整備をすることも検討となっております。道路計画については、都市建設課において今年度から概略設計を開始しており、その結果を受けて年内をめどに広域消防組合と今後、協議してまいりたいと考えております。

また、建て替えに当たっての適地選定については、地域住民のご意見を踏まえつつ、また救急活動、消防活動に支障を来さない場所について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私もこの東町に住んでおりますので、夜中にサイレンが鳴ると、一体どうしたのかということ目覚まします。あの東町の住宅密集地の中を通り過ぎて、新しい県道に出るまでの間は、大変な人たちがそのサイレンの音で目を覚ましているのだらうと思いますので、ぜひこの町道の拡幅の工事を進めていただいて、移転を図るように努力をしてもらいたい、こういうふうに思います。これは要望としておきたいと思います。

5番目の高久田・一貫線の118号への接続についてでございますが、（1）番ですね。須賀川市の地権者が何か反対をしているということで、今まで来たんですけれども、その地権者と交渉する相手は須賀川市だと思うんですけれども、どのようになっているのかを町としては把握しておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

高久田・一貫線の118号への接続についてのご質問でございますけれども、ご承知のとおり

り、いまだに接続になっていないというふうな状況でございますが、去る7月に須賀川市長へ面会をいたしまして、接続道路整備に向けました面談を行ったところでございます。当初ルート、現在の須賀川瓦斯前交差点に接続するルートにつきましては、継続的に地権者と交渉しているというふうな報告がございました。ご承知のとおり、地権者さんにつきましては、いわゆる面会等の拒否ということで、いまだに硬直化しているような状況だというふうなことであります。

現在は用地買収済みの私有地を有効活用いたしまして、車両交通の利便性を高めるための待避所を整備、砂利整備でありますけれども、整備をしたりというふうなことで、抜本的な道路改良に向けた合意には至っていない状況というふうなことで聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私も須賀川に行くときにたまに通るんですけども、自分の家で毎日利用する道路がこういうような状態で、自分が一番不便なんじゃないかなと、私はいつも考えながら通っておりますけれども、やはり町としても、須賀川にもっとハッパをかけると言ったんでは語弊がありますけれども、本気になって取り組んでいただきたいものだというふうに思います。あのような状態で誰も利益を得る人はいないんじゃないか、地権者そのものも、私は、不便な生活を毎日しているんじゃないかというふうに思います。ぜひ、もっと一生懸命進めていただきたいものだと思います。

(2) 番にいくんですが、いわゆる同意の可能性はあるのかという問題で、どう須賀川市は言っているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

地権者の同意は可能性があるのかというふうなご質問でございますが、当初ルートにつきましては、道路改良に向けました用地合意には至っていない状況ではございますけれども、須賀川市、鏡石町にとっては、最も重要な路線であるというふうな共通認識をしております。地権者との合意形成に向けて、須賀川市でも今後も継続して交渉を進めるとの意見がありましたので、町といたしましても解決の糸口を模索しながら、須賀川市と協力をして、この重要路線について解決するように努力していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ鏡石のほうからも、須賀川市に対してちょいちょい、大変忙しいでしょうけれども、交渉を進めるように働きかけを強めてもらう必要があるだろうと思います。あれだけのお金を投じて、あそこまで道路を造ったのがつながらないというのは、本当にもったいない話でございますので、ぜひ本気になって須賀川市を何回も訪れて、要望を展開してもらいたいと思います。

（3）番は高久田圃場整備内の道路を拡幅し、当面活用することはできないのかについてお尋ねをいたします。

今、高久田の圃場整備の事業が進められておりますけれども、あの道路をちょっと広げて、そしてイナベさんの直売所のところの辺りで118号につなぐということにはできないのだろうかという点をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番の議員のご質問にご答弁申し上げます。

118号線への接続道路につきましては、当初ルートの計画を残しつつ、新たなルートとしまして東部環状線に接続するとして、須賀川市と連携しながら現在、進めておるところでございます。そのため、現在事業計画の地元合意を経て、今年については須賀川市、鏡石町とも測量業務を発注し、現地測量を実施しているところでございます。今後、ルートの線形によっては圃場整備の予定区域内に影響する可能性もありますので、産業課と連携し、区域内道路や現道の利活用も視野に入れながら、詳細設計に向けた地権者の合意を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の建設課長の答弁、非常に重要な意味が含まれているだろうというふうに思うんですね。農地は思い切り値段が暴落しておりまして、圃場整備のことに元議長の渡辺定己さんが、ある地権者は圃場整備のように自分の田んぼを寄附したいと、こういう申出があったということを申しておりました。寄附じゃなくて譲ってくればいいだろうと言ったならば、譲らないと、これは寄附だというような主張をしている地権者もおるくらい、農地の価格というものは、価値というものは思い切り下落をしていますから、ぜひ協力をいただいて、この道路を少し幅を広げれば、当面はあそこに今つながることができるのではないかと思いますので、ぜひそこに町の予算も少し投入していただければ、あの道路でしばらくは、あの一貫線と118号がつながるということも可能だと思いますので、ぜひここにもっと力を入れて進めていただくようお願いして、私の質問を終わります。



以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 9番議員、地域政党町政刷新かがみいし代表の吉田孝司でございます。

私も3期目、そして45歳にして中堅議員となりました。今回は私の生涯通算連続17回目の一般質問となります。この回数は、ここにいる議員の中では多いほうではないかと思えます。9期目のベテラン、円谷寛議員の127回目という大記録には到底及びませんが、私も議員としての職責を果たすべく、議員在職中は一般質問を一回も休むことなく、円谷議員の記録に追いつけ追い越せと頑張っております。

今回、改選後、初めての定例議会の一般質問において、議員任期4年間のスタートに当たっての私の所信を述べさせていただきます。

まず初めに、町民の方々に対して申し上げます。

私が今回の選挙公約といたしました3つの課題に、しっかり取り組んでまいります。それは、1、町民の命と健康、暮らしを守ります、2、二度と水害のない町づくりを行います、3、町民に開かれた議会改革を目指します、の3つであります。私はどんなことでもやる、できるという強い気持ちで粘り強く頑張っております。1、2については、本日の一般質問で政策論争をさせていただきます。3については、改選前には着手できなかった議員定数や議員報酬、議会報告会の問題などについて、できるだけ早くから時間をかけてじっくり取り組んでいく必要があると考えております。

続いて、同僚議員の方々に申し上げます。

今回の選挙では無投票当選となりました。各議員の支援者が何人いるかを客観的に示す獲得票数が分からない状態での議員議会活動がスタートしたわけであります。その中において、むしろ我々議員はそれぞれが1万2,000人全ての町民の方々から選んでいただいた議員であると自負し、全町民の方々の声を代弁する存在として活動していかなければなりません。

また、議員は公務員ではありますが、決して役人ではありません。議員は政治家であるということをしっかりわきまえて、町民の負託に応え、町民生活の向上に資する政策提言をすることが本来の役割であるということを絶対に忘れてはなりません。

したがって、私利私欲などもってのほかであり、さらには議会内での役職争いや権力争いなどにこだわることなく、全ての議員が平等であり、発言権や議案提出権など、他の議員か

ら干渉されることなく権利行使することができる、いわゆる議員平等の原則が保障されていることを全議員がしっかりと認識し、全議員が全町民のために何をすべきか、何ができるのか、そういう責任感をしっかりと持ちながら、町が抱える諸所の課題に短期的な視点だけでなく、中長期的な視点でじっくり取り組んでいく必要があると考えます。

続いて、今後の議会運営の在り方について、議長に一言申し上げます。

議長にはご存じのように公正指導の原則がございます。議長選挙が終わった後はノーサイドであり、議長は全ての議員の代表となりました。議長には全ての議員に対して公正中立な立場で、大所高所からの公正なご指導をお願いをいたします。

また、新聞記事にも議長コメントがありましたように、議員がそれぞれ実力を発揮できるような新しい議会づくりに尽力賜れば、この上ありません。各議員の長所を生かし、その反面、互いに短所をカバーし合い、さらには一部の議員を排除するような動きがあれば、それを決して許すことなく、和の心を体現した議会づくりを演出していただければ、これ以上の名議長はほかにはいないと思います。

さて、地方自治について若干述べさせていただきます。

日本国憲法第92条には地方自治の本旨が定められ、さらには地方自治法に細かく規定されております。また、各地方自治体には条例、規則等がしっかりと整備されております。我々議員は日本国憲法を頂点として、体系化されている法令をしっかりと学び、それに基づいた議員議会活動、議会運営をしていかなければなりません。私もこれまで地方自治に関する法令については大分勉強しましたが、今後も不断の努力を怠ることなく、これから4年間は議会における生き字引、あるいはご意見番として、議会が常に正常に機能するよう尽力してまいります。

さらに、地方自治の在り方について具体的に申し上げます。

私の政治の師であります佐藤栄佐久元福島県知事は、地方自治の基本は地域住民にあると言っておられます。ややもすると、国・県・市町村・地域住民というトップダウンでこの国の政治が進められていると考えてしまいましたが、それは決して違います。佐藤栄佐久さんが全国知事会等でも提唱された新地方主義の考え方にもあるように、今や地方分権から地方主権、地方創生の時代となりました。地域住民によって市町村がつくられ、県は市町村のイコールパートナーとして市町村を支援し、地方自治体が国と強く対峙していくというようなボトムアップ構造が地方自治、そしてこの国の政治のあるべき姿であると考えられています。

新しい議員の方々に、地方自治とは何かを正しく学んでいただくために、前と同じようなことをお話をいたしました。日々地方自治に熱心に取り組んでおられます執行部や同僚議員の皆様にも、ぜひともこのことを常にご留意いただき、共に新しい町づくりを進めてくださるよう、お願いをいたします。

なお、今回の岸田内閣の改造人事で、私の友人で小児科医でもあります自見はなこ参議院議員が地方創生担当大臣に就任されました。同じ医師で同世代であります自見大臣は、私の本業である在宅医療の推進に対してもご支援を賜っておりましたが、今後は地方自治、地方創生の分野でも、若さと経験を生かして幅広くご活躍いただけるものと期待しております。執行の方々におかれましては、町の地方創生事業において、何か要望等がありましたら、私までおっしゃっていただければ、自見大臣におつなぎできるかと思えます。

さて、今回は一般質問が6人となりました。新しい方には新しい方の、ベテランにはベテランの味のある一般質問になるかと思えます。執行の皆様には、まさしく我らの声が町民の声であるということを再認識していただいた上で、質問に対しては町民本位の前向きで誠実なご答弁を何とぞよろしく願いをいたします。

さて、一般質問、通告に従って進めてまいります。

まず初めに、私の選挙公約の一つであります町民の命と健康、暮らしを守ります、その政策についてお尋ねをいたします。具体的に申し上げるならば、地域包括ケアの充実ということで、順次お尋ねをいたします。

まず(1)であります。この鏡石町はある数字によれば、県内において鏡石町は医療水準は第2位というふうに、そういう結果が出ていたことを思い出します。鏡石町も県内においてはそれだけ医療水準は高い。医療機関の数、薬局の数、そういったものを勘案しても、町というのは医療に恵まれているんだなというふうに思うんですが、しかし、まだまだ課題はあるのかなというふうに思っています。

その医療提供体制のさらなる充実のために、私が思いますにはこの町の小児科の、小児科専門の医療機関を増やしたらどうかというふうに考えております。今、今日も中畠議員から質問がありましたけれども、新型コロナのワクチンが一生懸命されている。町も一生懸命そのことについて努力しているということでもありますけれども、小児科については、これは専らには小児科さんをお願いをしているのが現実だというふうに思っています。仁保先生も個人的な話だが高齢になられて、なかなかそういう中で1人で、1か所でやっているというのは本当、大変だなというふうに敬意を表しているところであります。

しかし、私たちも支援してまいりたいという気持ちもあるんですが、小児科という専門性から考えるに、やはり小児科の専門医療機関を増やしたほうがいいんじゃないかと。そのほうが手っ取り早い、なおかつ、そのほうが仁保先生に代わってこれからの10年、20年後の小児科医療を担ってくださる方を増やしたほうがいいんじゃないかと、私も同業者として思っておりました。

そういう中にありまして、私の手元には白河市で診療所の開業を支援するもの、あるいはその隣の西郷村の資料がございまして、白河市、西郷村あたりでは既に先進事例としまして

小児科、あるいは産婦人科、あと私がやっております在宅療養支援診療所等に支援をしているという先例がございます。

そのような中で、我が鏡石町は今のところどのようにお考えなのか、そしてまた今、私がこのような話を申し上げましたので、それについてどのようなお気持ちであるかをまずお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小児科の医療体制につきましては、安心して子供を産み育てる生活環境の充実を図る上で大事な部分であると認識しております。須賀川、岩瀬管内におきましては、4か所の医療機関がございます。町内におきましても、先ほど吉田議員さんがおっしゃいましたように1医療機関がございます。また、公立岩瀬病院を中心とした地域医療連携体制を構築しまして、地域の医療機関との連携強化を図っているところでもございます。

ご指摘の小児科医療機関の誘致に当たっては、民間において開業すべき場所が判断されるものと考えておりますが、昨今、公募により医療機関を誘致する市町村があることは承知しております。町としましても、このような事案を参照しながら、本町の少子化の動向や地域の医療機関の実情等、情報収集に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、やってください。

というのも、例えばこれ、新規に開業する場合の奨励金、白河の場合だと1,000万なんです。ただ、その条件として恐らく10年ぐらいはそこに根づいてやってもらわなくちゃならないとか、様々な条件はあるんですよ。しかし、そんなにお互いに、簡単に言うとウィン・ウィンになるようなものしかないです。普通に開業するとなれば、そこに根づいてやるのは当然ですから。開業しても例えば、これ、もうからないから、どこかの市町村にまた行くべとか、そういうのは医療機関の場合にはありません。

確かに、医療機関の倒産とかも最近はありますけれども、基本的には医療機関というのは、開業した場合にはそこに根づいて、それこそ骨を埋めるまでやるんだというのが大体の医師の考えだと思いますから、ぜひともそういうふうなお医者さんを探して、あるいは鏡石町もこういうのをやっているんだ、それこそ白河、西郷に取られる前に、ぜひこの地の利のいい便利な鏡石町に、子供たちも多い鏡石町にそういう人たちに来てもらうように、ぜひPR活動をお願いしたいというふうに思っております。

この質問はこれで終わります。

続いて、寝たきり高齢者等介護手当支給事業、(2) 番の質問でございます。

先ほど、込山議員の一般質問の冒頭文の中で、この条例の原案と申しますか、もともとの原案をつくったのは先輩議員がいたということですが、これは私でありまして、本当に過分なお褒めをいただきありがとうございました。

私が一旦提案させていただいた後に、執行側のほうでもすばらしいもの、具体的にいいものが出たものですから、私は自分の案を引っ込めましたけれども、私の思いがそこには十分組み込んでいただいたというふうに認識しております。それも今年3月の議会で可決し、条例が制定され、そしてまた新年度予算とともに今年度からスタートという形になって、今、実際の事業が開始されているんだろというふうに認識しております。

事業の内容としては、簡単に申し上げれば要介護4、5にある方、寝たきり高齢者等の方ですけれども、その方々につき1万円を支給するという事業でございます。月20日は外出と申しますか、等々の入所とかをしないで、月20日はいるとかという諸条件はあると思うんですが、大体、今申し上げたとおりの要件であれば支給されると、できるというふうな案件であると思います。

この事業がスタートしたというふうな話も聞いております。具体的な事務作業に入ったという話もあるんですが、そこで①番であります。この事業が始まってみて、様々な声があるというふうに執行のほうでも捉えられていると。これ、賛否両論あるんだと思うんですが、そういう町民からの声に鑑みて、現状どうなっているのか。あるいは、それを受けての課題をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

寝たきり高齢者等介護手当支給事業については、今年度から事業を開始しており、現在31件の申請があり、支給決定をしています。前期分、前期分と申しますのは4月から8月分を指します。こちらの支給対象26件について実績報告の提出を受けまして、9月中に手当支給するよう事務処理を進めているところです。今後も、介護者のねぎらいと経済的負担の軽減、介護意欲の高揚を図るため、寝たきり高齢者等介護手当支給事業の周知を徹底し、支援できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 既にもう実際に26件、それだけの数がもうお申込みがあつて、本当に町

民の方々はやっぱりこういったものを求めていたんだろうと、こういったことができたことというのは本当に、町民からすればありがたいことだし、逆にこういう制度を持っているということは、町の執行側としても本当に誇らしいことだと私は思うんですよね。

私が議員になって、平成27年に一番最初に議員になったわけですけども、そこから見て、これだけすばらしい政策ができた、私、一番最高の政策だと思っているんですよ。いろんな諸政策がされたと思います、もちろんこれからもいろんな政策がされる中で、これだけのものが実際に実現したというのは本当にすばらしいことだと思いますから、皆さん方もぜひ、執行の方々も誇りに思ってください。

私もこれについてはPRをしています。というのは、ぜひこういう方、今、在宅でお年寄りを見るというのは大変で、やっぱりそれこそぎりぎりまで一生懸命見て施設にお願いするというケースもあれば、もう最初から諦めの心で、うちでは見られないから施設に申し込むんだなんていう方もいるわけです。しかし、例えば経済的な問題とか、あるいはそのねざらい、精神的な支援という意味では、こういうものをしっかり町でやっていただけるということは物すごい大きなことだと私は思いますから、ぜひともこの制度の普及を図っていただきたいと思っています。

1点お願いがございまして、前もお願いといたしますか、これはお尋ねしたいんですが、この寝たきり高齢者の手当の支給に至るまでのフローチャートをこれはホームページにも載せられていて、私も手元にあるんですが、この手当をもらうためには、いわゆるケアマネジャーさんの事業所、いわゆる居宅介護支援事業所とか相談支援事業所、ケアマネジャーさんとか相談員さんの事業所にお尋ねをして、そこである程度実態を把握してからでないと、できない仕組みになっていますよね。ですから、その事業所に対して私はある意味、町としては負担をかけてしまうのかなという中で、この事業所に対してのねざらいといたしますか、あるいはその対価報酬といたしますか、その面はどうなっているのかをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、この手当の申請に当たり、ケアマネジャーさんの支援というものが必然的に必要になってくるということは認識しております。ですが、今回のこの手当の支給事業の中には、そのケアマネジャーさんに対しての支援というものは組み入れられておりません。ですから今後、各ケアマネさんのお声を丁寧に聞きながら、そこはどうしていくのか、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○9 番（吉田孝司） ぜひ、町民の声、現場の声をお聞きして、特に町内は1か所、あと町外からはケアマネさんたくさんいると思うので、いろんな方の声を聞いて、ぜひとも何かしらの、少なくともねぎらいの言葉とか、何かしらを講じていただければというふうに思います。

②の質問であります、当初この事業が開示された時には、聞くところによりますといわゆる高齢者の紙おむつ券との併用ができないんだと。要するに、紙おむつ券の給付というのは月3,000円ですね。月3,000円分を紙おむつの方の費用としてもらっていた方については、これとダブってしまう。そうすると、実質は紙おむつ券はもらえないで、こちらの1万円しかもらえないという形になると。

ただ、私がこの制度を例えば最初に提唱したときは、それは別だろうと。要するに紙おむつ券というのは介護を受けるご本人のもの、それに対して、この寝たきり高齢者等介護手当支給というのは介護する側へのものですから、目的が違うということで私は考えていましたので、それが併用できると考えていたわけです。

しかしスタートの時点では、これが併用できないと。ですから、1万と3,000円もらえると思っていたものを、実際にはそれは併せてはもらえないんだよということで、残念がっている町民の方がいたというふうな実態がございまして、それについてはそういう声があるんだよということは執行にお伝えしたという記憶がございします。

その辺についてどのように思っておられるか、あるいはどのように今後、対策をする予定があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

居宅介護の大変さ、親族の皆さんの介護の難しさというのは、以前にも訴えいただいておりますので、十分理解しているつもりでございます。

ただいまご質問にありましたとおり、当初はいわゆる介護手当と紙おむつの重複支給については、できないというふうな形で進んでいたわけですが、議員さんからありましたとおり、町民の皆さん、それからケアマネジャーさんからのご意見もいただきながら、現在では内容を検討しながら、どちらも支給するようにしているところでございます。こちらにつきましては、重複支給できないとした期間中につきましても、対象者の方には再度給付券を発行いたしまして、不利益にならないよう措置を講じているところでもございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○9番（吉田孝司） 今、町長から答弁いただいて、私は本当にうれしかったです。

というのは、私もそういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案はしましたけれども、実際にこれ執行部も新しい制度をスタートしたと、こういう形でやっていくという中で、もしかしたらこのまま一つと突っ走ってしまう可能性もあるところを、やっぱり私の意見といいますか、これ町民の声ですけれども、そういったものを聞き入れていただいて、あとやっぱりこういった併用が、それぞれがやっぱり別目的だということをご理解いただいた上で、どちらももらえると。そして、そのことによって結局、居宅介護、在宅介護を支援するというのを、さらに町がそういう姿勢にあるんだよということを見せられると思いますから、ぜひともますます胸を張っていただいて、やってください。

私も、そういうふうになったんだよ、そういうふうに両方とももらえるんだよということ、これからも皆様方に伝えていきたいと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

さて、（3）の質問であります。

今、介護保険事業計画という今年度までの計画がある中で、いろんな介護保険サービスが行われていると。そして、来年度から、令和6年度からは新しい計画に基づいての介護保険サービスになっていくというふうになっていると思います。

そういう中で、今年度はこの新しい計画づくりを進めていく段階にあるのかなという段階だと思っておりますが、その策定を今どのような形で進めているのか。あるいはどのようなことを、今までとは違ったことを、どのようなことを盛り込みながらつくっていく方向なのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国介護保険担当課長会議資料では、第9期の基本指針においては、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進などが重要と示されました。団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年が人口構造のポイントとされ、介護ニーズの高い85歳以上人口は2060年頃まで増加傾向が見込まれており、こうした中、こうした中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえ、現在実施している事業を中心に、鏡石町の状況に合わせて地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

また現在、看護小規模多機能型居宅介護事業所の新規設置に関する相談を受けていることも踏まえ、居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの整備、普及について充実



を図ってまいります。

今後、現状の介護サービスの給付状況等を基に、将来の人口構造の変化などにより見込んだサービスの種類ごとの量に加え、第8期計画における目標の達成状況の点検、評価、地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析などを行いながら、計画策定委員会における協議を踏まえ、適切な計画策定に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、課長答弁の中、内容を聞いていますと、これからの時代に合わせた様々な課題が盛り込まれた計画が出来上がるのかなというふうに期待しております。

1点、ちょっとお尋ねをしておきたいなと思ったのは、先ほどまでは実は在宅介護、居宅介護の話をしていましたが、私が心配しているのはやはり入所施設の整備、ちょっと心配しております、今後、今のところ例えば特別養護老人ホームを新たに建設する計画、あるいはその増設の計画、そういったものが町のほうに話として来ているのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には鏡石ホーム、それと牧場の朝という特老が2か所ございます。現時点で新たな特老ホームの建設に関しては、お話は伺っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

そういったもの、果たして今の入所待機者数を見れば、ちょっと増やしたほうが良いという考えもありますし、はたまたそれをやはり民間主導といいますか、そういう社会福祉法人でないとなかなか開けないということもあつたりするものですから、その辺もぜひとも、町民ニーズを踏まえながら検討していただきたいと思います。

さて、（4）の質問であります。

（4）の質問は、実は令和5年3月議会に請願・陳情処理状況報告ということで、町のお考えは既に聞いている内容であります。といいますのも、ここに書いてあります重度心身障がい者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度、それぞれありますけれども、それぞれがこの制度が使える方については、実質窓口で一旦お支払いしたものは、重度のほうは

全額戻ってくると。そして、ひとり親については1,000円を引いて戻ってくるというのが現状であるというふうに思っておりますが、町の3月議会の答弁によると、様々な調整を経た後はいずれも窓口負担をゼロにすると。

要するに、一旦取って後で戻すような方法じゃなくて、最初から取りませんよというような方向で行くというふうな方向性はあるんだけど、今、関係機関と調整中というふうな説明を3月にいただきました。

あれから半年たっております。この半年間の間にどこまで話が進んでおるのか、進捗状況をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和4年9月第13回鏡石町議会定例会で採択されました陳情の重度心身障がい者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の充実につきましては、医療機関の窓口における無料化、一部負担の免除を実施することによって手続が簡素化され、申請などの負担軽減、町民福祉の向上が図られるものと認識しております。

窓口負担の無料化、一部負担の免除につきましては、県内でも医療機関の窓口で現物給付を実施している市町村もあり、利用者である重度心身障がい者及びひとり親の利便性の向上や事務手続の負担軽減を考慮すれば、現物給付方式が望ましいと考えております。

しかしながら、現物給付方式を導入した場合、安易な受診による医療費の増加、国保、国庫負担金の減額のほか、システム改修費など新たな財政負担が発生することから、今後も引き続き、実現に向けまして検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先にお示ししますとここに、私の手元に、これは国保連合会が各医療機関に配っているものでありまして、何かというと、この制度が、要するに私が言った窓口負担の無料化がされているところはどこの市町村かというのが書いてある一覧表です。

これは全部の、全医療機関に県内で配られているものでありまして、これを見るときかなりこのところがこの制度を既に導入されています。斜線が引いてあるところが導入していませんということで、これ何か月に一遍ずつ、こういうふうにどんどん新しいものが来るんですけども、どんどん斜線が減っていきます。どんどんこの番号付きの数字が入ってきている。この番号付きの数字が入ってきたということは、この番号さえ、今は電子カルテの時代ですから、電子カルテに入力すれば、この制度が窓口負担かからなくてできるということなんで

すよ。これが各医療機関の思いです。

ですから、例えばどこの市町村が、今、例えばですよ、これ一番上が会津若松市と書いてありますから、会津若松市の人 came、この制度該当していますからこの番号ですよと見れば、これはどこの市町村だって基本的には使えるようになっている。もし鏡石町でも同じように鏡石町の番号を付して、そのカードを配れば、そのカードを持っていった人は県内どこの市町村でも、この制度で同じように窓口負担ゼロでかかれる。これは重度心身障がい者ばかりではなくて、ひとり親家庭でも同じであります。

既に先行事例として、乳幼児こども医療費助成制度がまさしくその制度でやっているわけです。ですので、システム上や仕組み上は何ら難しいことはないのに、何でここまでこずっているのか。もちろん、課長答弁いただいたようにいろんな、安易な受診は控えるとか、それも分かります。そしてまた、いろんな調整も必要なのは分かるんですが、私から見れば、なぜその受給者証という保険証みたいな紙を1枚発行するだけなのに、ここまでこずっているんだろうというふうな疑問しかない。

そこで1点だけお尋ねしたいのは、この制度を実際に実行する中で、一番ネックになっているのは何ですか。様々な課題があると思うんですが、一番ネックになるのは何か、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この事業の実現に向けての課題、一番の課題といいますと、私の考えですが、一番は財政負担なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

そういう考えもあるということで、それについては私もそうですが、また引き続き検討していきたいと、一緒に併せて私も勉強したり、執行にも勉強していただいたりして、また討論してまいりたいというふうに思っています。

(5)番、手話言語条例の制定に向けての進捗状況をお尋ねをしたいと思うんですが、なぜこれを聞いたかといいますと、実は私は同じ質問を、委員会の中だったと思うんですが、令和4年12月のときに、前任の福祉こども課長さんに聞いたならば、町でやる考えはあるんだと、私がじゃ自分の手元に手話言語条例の議案があるんですが、これを出す前に執行のほうで出してくれるのかいと言ったら、執行のほうで出しますと言ってから、これもまた9か月

ぐらいたっている。

そして、そういう中で、県内各地においては手話言語条例がぼつらぼつらと制定されているところがあるという中で、私はそろそろ手話言語条例を我が町でも制定してはどうかというふうに考えているんです。聴覚障がい者に対する福祉という観点からやっていただきたいと思います。ちなみに、郡山市は2015年、県が2018年、須賀川市2019年、そして町村で一番早かった三春町が2020年に制定されております。

そこから3年ないしは8年たっておりますから、我が町もそろそろ制定してはどうかと思いますが、その辺の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

聴覚に障がいがある方にとりまして、手話はコミュニケーションを取るための大切な手段であります。現在、県内の手話言語条例を制定している市町村に、内容等の状況を調査しているところであります。県内の状況は12の市、あと3つの町、1つの村、合計で16市町村がこの条例を制定済みでございます。その16市町村等にこの内容などを確認をしまして、今後、制定に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、今は9月議会ですから12月議会ないしは3月議会あたり、年度中にはぜひお願いをしたいというふうに思います。

（6）番、熱中症や脱水症、低栄養などによって亡くなることというのはあります。

今年もうんと暑い日が続きました。今でもちょっと暑い感じが続いておりますけれども、そういう中において、特に独居の高齢者や障がい者に対する見守り体制というのを、しっかりやっていかなくちゃならないのかなと思います。孤独死や、あるいは飢餓死といいますか、餓死といいますか、そういう状態で発見されるケースも実はないわけではありませぬので、こういう体制を整えていくべきだというふうに思っております。このような体制についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年、気候変動の影響により猛暑日が増加し、熱中症のリスクが高まりつつあります。高齢者の方は暑さや水分不足などを感じる体の反応が低下するため、暑い日でも何枚も重ね着

をしていたり、喉の渇きを感じにくくなって、水分を小まめに取らないことから、熱中症や脱水症になる方が多く、救急搬送も多くなっております。

高齢者や障がい者への熱中症対策については、見守りや声かけが重要でありますので、地区の民生児童委員や包括支援センター職員による独居老人への見守りをお願いしております。近年の異常とも言える気象現象は、全国どの地域においても常に発生する可能性があることを念頭に置き、今後は見守りの回数を増やすなど、強化をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで換気のため、5分間休議いたします。

休議 午後 2時01分

開議 午後 2時06分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど担当課長からその独居高齢者、障がい者等に対する見守り体制については説明いただきました。地域の方々をお願いをしたりとか、あと町の担当の方が行ったださっているという中で、私は手前みそで言うわけではありませんけれども、今このサービス、この介護保険サービスもそうだし、行政サービスも何でもそうですけれども、訪問系のサービスが増えていますよね。どんどん各お宅を訪れてサービスを提供するという時代です。

ですから、ここに私は見守り体制を構築するときに、民間のやっぱり事業者、特にその介護保険事業所、やっているところ、簡単に言うと、私の手前みそではありませんけれども、うちの訪問看護も、もしあれだったら使ってもらってもいいのかなど。あるいはそういうヘルパーさんの事業所もそうだと。

要するに、訪問でふだんやっているところがあれば、そういった訪問に慣れている人に訪問してもらおうと。そして、様々な視点はあると思います。観点はあると思うんですが、とにかく訪問をしてもらって、独り暮らしのところいろんな目配りをして、何か問題点があるとなれば、それを早めの段階で拾い上げると。そして、それを行政のほうで、また皆さん方が司令塔になって、そこからまたそういった方々をお願いをします。いわゆるこの中に官民協働といいますか、そういった仕組みをつくってはどうかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに、訪問サービス、そういったことで高齢者の安否確認をするというものが大変重要かなというふうには認識しております。町のほうでも現在、配食サービスというものがあります。お年寄りにお昼、お弁当をお配りする際に、その独居老人の安否を確認しながらお弁当を配達するというのも、現在は行っているところでございます。実際、今のところ仕組みづくりというところまでは至ってはおりませんが、今後そういった先進地とかの事例も参考にしながら、そういういい事例を取り入れていければいいなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、やりましょう。

（7）番、健康福祉センターのオープンに向けてであります。

健康福祉センターの質問については、これまで3人の議員の方々にそれぞれ質問の中であつたと思うんですが、私のほうからまたお尋ねをいたします。10月10日のオープンに向けて今、準備、お忙しいことかなというふうに思います。大変だと思います。

そこで①番、センターにおいて新たな事業計画はあるかとお尋ねをしています。

10月22日はスポーツ食育講演会をやるというふうなチラシもこの前、先日私、拝見しました。私も行きたいなど、私もスポーツドクターという観点から、このスポーツ食育、大変興味を持ってしまして、私も参加したいというふうに思っております。こういう事業をますます展開していただきたいと思ひますし、さらに今後はどのようなことをやっていくのか、重複する部分があるかもしれませんが、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターは町民の健康増進及び福祉の向上を図ることを、また災害時における福祉避難所とする施設として整備いたしました。これまで行っていた健康診断等も、内科診察室、さらには歯科診察室等、個別に配置されておまして、また会場も広く、今まで以上に快適な環境で受診いただけるものと思ひます。

新たな事業につきましては、健康づくり事業として民間企業を活用した運動と食事によるメタボリックシンドローム対策事業、さらにはウェルカムベビークラス事業としまして、妊娠期から出産後までの生活についての情報を提供することにより、自主的な子育てに対する意識を獲得していただく事業を実施します。さらに、赤ちゃん相談事業も実施する計画でござ

ございます。また、先ほど議員さんがおっしゃられました健康福祉センターの開館記念事業といたしまして、スポーツ食育講演会を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ今、課長がおっしゃったような事業、既存の事業の継続というものもあると思うんですが、新しい事業というものをどんどん計画していただいて、特に私が先ほど言った10月22日のスポーツ食育講演会は、これいいなと思ったんですね。その分野の専門の先生をお呼びして、町民の方々が集まると。これを毎月は大変でしょうから、今後も継続的にやっていただきたいと。

特に前もお話したように、この鏡石町とは何の町と聞かれたときに私は果物とか、お米、キュウリがおいしい町だよと言う反面、私はスポーツの町づくりだというふうに、いつもお話をしています。スポーツの町づくりということは、ある意味それを通した健康づくりということになるわけで、スポーツと食育、あるいはスポーツと健康ということを、この町の一つのスローガンみたいなものとして、逆にそういったものをイベントをやって、そこに町内ばかりじゃなくて町外からも人を呼んで、鏡石町はそういうふうに一生懸命やっているんだと、あるいはそこに行けばいろいろ得られるものが多いんだということをやってもらえば、ますますこの健康福祉センターの意義が高まるんじゃないのかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

さて、②番の質問ですが、これまでいろいろと議会と執行の間でもいろんな議論をされてきました。様々な諸課題、問題点や、諸課題があったと思うんですが、そういった問題点や課題は解決されたのか。あるいはそういったものを踏まえて、今オープンに向けて、ないと思うんですが、危惧することはあるかどうか、そういった点をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど来から健康福祉センターにつきましては、老朽化した施設の集約化と施設の更新によりまして、町民の健康、福祉、子育て、そして防災の拠点として整備したものでございます。皆様のご理解とご協力によりまして、安全・安心の中核施設ができたものと思っております。今後は施設を活用しました事業を各関係機関と共に連携をしまして、効果的な施設活用に努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、施設運営につきまして、いわゆる不都合、不良箇所等があれば、適宜速やかに対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長答弁ありましたように、今のところは問題ないといえますか、これから何かもしあれば、適宜対応していただけるということで、安心をいたしました。重ね重ねお願いしているのは、あの場所が誰にでも開かれている、そして使いやすい、そしてまた先ほど①の質問にもありましたように、いろいろな事業をやっていただきたいというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思っています。

③になります。これは成田地区あるいは豊郷地区の方々の要望といえますか、声も聞いての話だったのですが、あるいは東町地区の方もいますけれども、駐車場、かなり広い駐車場ですね。そしてまた、周辺敷地といえますか、スペース、その周りにもあります。そういったものを活用して、これはいわゆる災害のときの避難所ということは除いた、いわゆる平時の利活用ということになると思うんですが、そこに遊園地を設けたらどうか、あるいは皆さん方が毎日作った野菜とかをちょっとした販売所、直売所ができないかどうか、そういうふうな要望が実際ございます。その辺についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの駐車場は、来場者のためと災害時にも利用できるように、約200台駐車できるスペースを確保しております。駐車場外灯には100ボルトの電源が供給できるようになっており、建物周辺には水栓も多く設置されております。

今後は、敷地の有効活用として駐車場を活用した事業やイベントなども考えられます。その際には、農産物販売なども一緒に組み入れながら考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 1点お尋ねをしますが、遊園地とかあるいはそういう、それに似た公園とか、そういうものを整備する考えはあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 駐車場内には、そういった計画は現在は持っておりません。

また今後、住民のニーズ、そういったものをよく聞きながら、何ができるのか、よくこちらのほうで検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 東町にできるわけですが、私も住んでいますけれども、ここは本当に子供たちが多い町です。本当にちょっと歩けば、すぐ子供に会うような地区でございまして、私も最近やっと、近所の子供の名前を覚えたりするのがやっとなんですけれども、そういう中であるのは、地区の住民の声としてはやはり遊ばせる場所が欲しいというふうに言っていました。

私のうちの道を挟んで向かいにもちっちゃな公園はあるんですけども、ちょっと少し寂しいような感じもありますし、はたまた東町公園もあったりはするんですが、もう少し子供たちが遊べるところが欲しい、なおかつ災害時の避難所となった場合に、たくさんの子供たちがそこに避難してくる可能性がある。そうすると、例えば大きなところにちょっと避難していなさいというときここに置いても、あるいはキッズスペースとかに入っても、子供たちはもう遊びたくて仕方ないんですよね。

ですから、ある意味そういったときのためにも、私は子供たちをしっかりと収容できる施設、あるいはそれが遊園地かどうかということも、これはそれができるかということもしっかり検討すべきなんですけれども、そういうものも必要なのかなと。外で遊ぶことができる場所もぜひ整備してほしいという思いで申し上げております。

最後に、この地域包括ケアについて1点だけ、これは執行に申し上げておきたいことがあります。2023年の6月号の広報かがみいし、このような内容で載せていただきました。地域包括ケアの全般的な考えですね。大変すばらしいことだと思います。

そしてまた、我が町の介護保険のパンフレットはこのような形なんですけど、須賀川市と実は同じものなんです。1点違うのがあって、須賀川市はちゃんと下に須賀川市と入れているんですけど、鏡石町のは何もないです。鏡石町と、これぜひ入れてください。

例えば、あとほかの自治体のもの、これは石川町とか、あと県のもの、あと郡山のものとかもあるんですけども、私は持ってきませんでしたけど、石川町。石川町と鏡石町を比べたらどこが違うとなったときに、石川町が一番最後のところに、町内でやってくれているサービス別の事業所が書いてあります。

ぜひこういうもの、別な表があったと思うんですが、ああいったものも全部組み込んで、ぜひとも介護保険制度、あるいはその辺についてはこのような1冊タイプにまとめてもらうといいのかなと。ですから、今回は仕方ないとして次回のときには、ぜひもう少し厚みがあって名前を入れて、鏡石町のオリジナルというのを作っていただけるといいのかなというふうに思っております。

さて、2番目の質問は遊水地の質問であります。これまで中畠議員、円谷議員からも質問がございました。私の政策2番目、二度と水害のない町づくりの質問でございます。

一般質問においては、私はこの質問はまだ2回目なんです。というのは、補欠選挙で当選してから、そのときにはやったんですが、今度、特別委員会を立ち上げて、私が委員長になりましたので、委員長は中立でなければならないということだったものですから、私は自分なりの意見を申し述べるのを控えてきたつもりであります。しかし、ただいま私はそういう立場にございませんので、一議員、一町民として質問をさせていただきます。

さて、この鏡石町成田地区遊水地整備事業についてであります、(1)番、この現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地整備事業の進捗状況につきましては、昨年9月に標準価格が示された農地については地権者協議が行われており、計画予定地である農地については数名の売買契約が締結されたこととございます。また、今年の7月からは宅地所有者の個別交渉も始まっております。国が整備する集団移転先については、現在、昨年度実施した意向調査の結果を踏まえ、場所の選定も含め、基本設計を行っている状況でございます。遊水地整備に伴う国による用地取得や集団移転先の整備など、令和10年度の遊水地完成目標に向けて、鋭意進捗姿勢を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、地域住民を含めて交渉事、そしてまた国と地域住民の間でいろいろ進んでいるんだと思うんです。そこに町がサポートしているんだというふうに思うんですが、そこで(2)番、この事業がこれからどんどん進行してまいります。令和10年の完成に向けて進んでいくわけですが、それぞれのフェーズにおける課題、そしてその課題に対する対策が必要になってくるというふうに考えます。そこでまず①、直近、現時点における課題、これは短期的課題と申し述べますが、これについて課題及び対策をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

直近、現時点における課題、短期的な課題でございますが、まずは遊水地整備のための一

番重要となる事業用地の確保が上げられると思います。事業用地の取得のための用地交渉と補償協議、さらには、住宅移転が生じる世帯のための移転先の決定と、移転先用地の取得が、直近、現時点の短期的な課題と考えております。町としましても、国に協力して事業進行について支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） さらに、②番であります、そういった事業用地確保、移転先用地確保という問題が解決したとするならば、2番として、完成するまでにはどのような課題が見込まれるのか、中期的な課題ということでお尋ねをいたします。課題及び対策をお答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中期的な課題としましては、集団移転先の整備と遊水地及び鈴川の河川改修工事の早期完成が上げられると思います。集団移転先の造成整備については国により行われますが、造成に向けた詳細な設計などはこれから行われ、造成工事や関連工事の速やかな完了が求められます。また、遊水地が完了するまでは、再び水害が発生するおそれが生じることからも、その対策も図っていく必要があると考えています。そのために、この遊水地事業により対象世帯の移転完了と、遊水地が完了するまでの対応が中期的課題と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） さらに③番になりますが、今日はいろいろな質問、皆さん方ありましたけれども、完成した後、後まで見据えた課題、これは長期的な課題になると思います。令和10年以降の話になると思うんですが、その辺については課題及び対策はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

長期的な課題としては、遊水地内の利活用と、移転後の住民によるコミュニティーの維持が上げられると思います。

遊水地整備後は、未来永劫にわたり長期的に良好な状態で維持管理が求められます。遊水地は本来、治水対策地であるため、治水機能に支障を及ぼさないことは大前提であります、

今般、整備させる遊水地内に洪水により水が入る頻度は10年に1度と想定されており、平時における遊水地内の維持管理を含めた有効な土地利用を図っていくことは重要であります。遊水地完了後の利活用については、地域住民の声をしっかり反映し、検討してまいりたいと考えております。

また、住民移転により分断された成田地区の住民の移転先での新たなコミュニティーへの維持形成も重要であり、町としてもしっかり支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 様々な課題、これからずっと課題があつて、それについて町も対策、もちろん国の事業ですから、国にしっかりやってもらわなくちゃならないわけですが、そこで（3）番であります。

様々なこの課題の解決のためには、最終的には国がその考えを変える、あるいは国が方針を変更してもらったりする必要も出てくると。そういう中において、国・県等の関係機関等への要望活動を町としてはどのように行っていくお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

関係機関等への要望活動については、県に対しては3町村合同で令和3年度と昨年度に各1回行っています。相談についても、阿武隈川流域で構成されている阿武隈川上流改修促進期成同盟においても、本町からの要望として関係機関に対して遊水に対する要望を毎年行っております。事業主体である国に対しては、要望活動や要望書の提出といった形式を取っている以外にも、町からは町長をはじめ福島河川国道事務所から直接、要望を伝えている場も随時、設けております。また、先日9月11日は3町村首長行動によりまして、遊水地帯の利活用としまして一部を農地として占用する指標についての要望書を提出したところでございます。さらに、住民課へ寄せられる細かい要望や意見については、担当課から国に対して随時伝達している状況であります。

今後も関係機関への要望活動については、町議会のご理解を得ながら、町、町議会、地元成田区や、協議会と一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、答弁にありましたように、町長が一生懸命、3町村合同で特に町長

が丸山所長にお渡ししている新聞記事を私、持って、こういうことをやっていただいているのは本当にありがたいことだなと思います。成田の人間としては、さらにありがたく思っています。

そういう中で、私はこの要望活動というのは、今いろんな形での要望活動がありましたけれども、前から申し上げているとおり、町の中からの話をしてもらっても、町、鏡石町議会、そして協議会、成田行政区、この4者がしっかりタッグを組んでやっていかなくちやならないのかなというふうに思っております。

そういう中において、改選前は我々議会の中には特別委員会、(4)の質問になりますが、特別委員会があったという中であって、町の執行と共に活動させていただいた経緯がございます。そういう中であって、私も雑誌のコメントにも書いたように、改選後も特別委員会を再度立ち上げ、引き続き木賊正男町長を支えて、国としっかり対峙していきたいと私は雑誌の中のコメントで述べさせていただきました。私としてはそのような思いであります。

そこで①番、改選前、前期であります、における我々の特別委員会の活動実績をどのように町執行は評価されているか、お尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) ご質問にご答弁を申し上げます。

改選前に町議会に設置されました特別委員会では、11回にわたり委員会が開催され、付託された2件の陳情案件の審査や、遊水地の先進地視察として須賀川市の浜尾遊水地と、茨城県筑西市にあります母子島遊水地の2か所の遊水地視察も行われ、遊水地の実態把握と、今後の本町における遊水地整備及び完成後の利活用の参考になったものと思われま

す。また、この特別委員会で審議されました内容により、町議会として議決された地方自治法に基づく意見書も関係各所に提出され、現在、国土交通省本省をはじめ関係機関により、意見書で出された要望内容について確認が行われている状況と聞いております。これらのことから、特別委員会としての活動実績として有効であったものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) そこで②番になります。今、町長から過分なご評価をいただいたと私は思っております。我々がやってきた意味があったというふうに思っています。

そこで、我々もこの特別委員会をまた立ち上げてやっていきたいなというふうに思うんですが、この特別委員会の今おっしゃった存在意義等も踏まえまして、今後、我々が特別委員会を設置する必要性や、そこで果たすべき役割がどのようなものがあるかどうか、執行側か

ら見てどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

今後の特別委員会設置の必要性や果たすべき役割につきましては、議会が設置するものであることから、町として改めてその必要性等の答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長、まさしくそのとおりでありまして、二元代表制の意味はまさしくそのとおりだと思っています。

私、個人としましても、この特別委員会の設置あるいは、そうはなくてもこの遊水地問題にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

今日は2つの大きな質問でありましたけれども、真摯な答弁をいただきましたこと、心からの感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日9月21日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、9月21日、あしたですね。午前10時から一般質問を再開することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時34分

第 3 号

# 令和5年第1回鏡石町議会定例会会議録

## 議事日程(第3号)

令和5年9月21日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農業委員会 農事務局長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農業委員会 農務代理者	円 谷 一 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重

### 事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長が欠席のため、会長職務代理者が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、3番、熊倉正麿議員の一般質問の発言を許します。

---

◇ 熊 倉 正 麿

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） おはようございます。

3番、熊倉正麿です。

本日は9月21日であります。21日は真言宗にとって大切な日であります。宗祖弘法大師は、承和2年3月21日に高野山奥之院に入定されました。以来、3月21日は正御影供といい、お大師様に対し法要を厳修しております。そして、毎月21日は月並御影供として、やはり報恩謝徳の思いをお大師様に供えています。さらに、昨日より秋のお彼岸の時期に入っております。このような日に、よもや議員としてここに立っているとは、これも法縁を感じるところでございます。

そして、今この議場の中にて、この場に立ち、気づいたことがあります。それは、今この議場にいる皆さん、私の前には町長をはじめ、町執行の代表の方々、後ろには議員の皆さん、そして傍聴に来てくださった方々、さらには執行の皆さんの後ろには歴代の鏡石村長と町長が並び、議員の皆さんの後ろには歴代の議長の方々が並んでいます。

その全ての皆さんはこの鏡石町を、そして町民の暮らしをよりよくしようと思い、考えているの方々であると。さらに今後この議場に入る新たな執行や議員、これからの方々も、きっと同じく町を、そして町民の暮らしを思い、考えているの方々であろうと。この場はそんな三界の方々の思い、三界とは、過去、現在、未来を表す言葉であります。三界の方々の思いが

遍満している空間なんだということに気づきました。と同時に、非常に貴い場に立っているのだと感じ、身の引き締まる思いをしているところであります。

ところで、町、町民の暮らしをよりよくしようと、この場にいる皆さんが思っていることは明白であります。どこから取り組めばよいか、何から取り組めばよいか、町執行は総合計画の中で多くのことを打ち出し、それを進めていくことで町、町民の暮らしをよりよくするものと示しております。そして、ほかの皆さんは、おのおのが町に対して思うところがあると思います。昨日、一般質問された4名の議員の方々もその思いを持ち、質問されたことと思います。もちろん、私にもそれはあります。

その中で私が思うところは、子供の教育についてであります。教育の質のさらなる向上により、子供の心身の健全な成長を促す、そのためにどのように関わっていくか。これが今後の町発展のために大切だと考えております。

先週の土曜日のことですが、鏡石幼稚園の運動会がありました。私は鏡石幼稚園評議員として招かれ、出席してきました。開会式の際、木賊町長が挨拶の中で、子供は町の宝であり、町の未来であるとおっしゃっていました。非常にうれしかったです。町長も、子供のことをそのように考えていらっしゃるのだと知ることができました。

私はまず、子供たちに多くの様々な体験をしてもらい、いろいろな経験を積んでほしいと思っております。うれしい体験、楽しい体験、感動した体験、悔しい体験もよいかもしれません。そして、それを1人ではなく、複数人で味わってもらいたいと思っております。思い出の共有は情操教育の面でも非常に大切で、お互いの信頼感が高まり、絆を深めていくものであります。さらに様々な体験を通し、人間力を高め、社会へ出たときの適応力も身につくものと思っております。その中で町を好きになってもらえればなおよいと。

すると、進学や就職により町を出たとしても、町によい印象を持って、町が好きな人になっていれば、町のために働き、町に戻りたいと思う人が育ってくると思うのです。町に戻らなくても、他で活躍する姿は町に元気を与え、外からでも町へ影響を与えることができるでしょう。そんな人たちが次世代を担い、町の発展に大きな力になると思うのです。町が人を育て、その人たちが町を発展、育てていく、そのサイクルが大事であると考えております。

そこで、1つ目の質問に入ります。

1、次世代を担う人づくり策について。これは町が掲げる総合計画の中の基本目標にあるところであります。そこには次世代を担う人づくりと生涯学習の推進とあり、抜粋させていただきますが、「近年、グローバル化や情報化が進み、社会が加速度的に変化していく中で、子どもたちは自分がどう生きるかを主体的に判断し、実行していく力が求められています。経験にとらわれた教育実践から脱却し、産官学民との連携により最先端で質の高い新たな学びを積極的に導入していくことが必要です。また、これからの時代に必須となる問題解決能

力やコミュニケーション力などの非認知スキルの育成に努めていく必要があります。」と言われていました。であれば、その政策に沿ったものであり、よいご縁であると思えたので、質問させていただきます。

(1) 鏡石町と沖縄県北谷町との交流について。

①鏡石町と沖縄県北谷町との交流は、どのような交流をどのような経緯で、いつ頃から始まったのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町と沖縄県北谷町の交流につきましては、ソフトボール、スポーツ少年団の交流をきっかけといたしまして、お互いの町を相互に訪問する形で、平成4年度を初回として始まったものでございます。平成28年まで鏡石町から北谷町への派遣が3回、そして沖縄県北谷町から鏡石町への訪問が7回、行われております。交流に当たっては、地元スポーツ少年団の子供たちとの交流、ホームステイ、スポーツ体験などを行ってまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正磨議員。

〔3番 熊倉正磨 登壇〕

○3番（熊倉正磨） ありがとうございました。

どのような経緯でいつ頃から始まったのか、よく分かりました。

次に、②番に移ります。

東日本大震災以前、お互いの町の子供たちが交流していたようだが、現在はどのようになっているのか。また、今後どのように考えているのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

両町の現在の交流につきましては、議員のおっしゃるように東日本大震災以前からの部分で、28年に北谷町から当町へ来たことを最後に、中断が続いている状態でございます。

今後につきましては、今年度、北谷町の子供たちが冬頃に本町を訪れるというような検討をされているというふうにお伺いしておりますので、その際には本町の子供たちとの交流が可能かどうかを進めていきたいというふうに考えております。

また、本町から北谷町への子供の派遣につきましては、相手方の意向を確認しながら、前

向きに検討していきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

今年度からの交流の再開、これが見込まれているということで、非常にうれしく思っております。

ここで一つ、再質問という形になりますけれども、先ほど町長からの話だと、スポーツ少年団、こちらの子供たちが中心であったというふうにおっしゃっておりました。今年度からの子供たちの交流については、どのような子供たちを考えているのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度につきましては、あちら、北谷町のほうから鏡石町に来られるということで、あちらのほうのセレクトがどういう形になっているのか、まだちょっとそこは確認しておりません。今年度、鏡石からあちらに行くということについては、ちょっと予算上も打合せ上もまだしておりませんので、鏡石から北谷に行く際については、来年度以降になるのかなというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 申し訳ありません、ちょっと質問の仕方がよくなかったかもしれません。

沖縄北谷町から子供たちがこちらへ来ると、その際に町の子供たちの交流があるのかと。

町の子供たちとの交流があった場合、町の子供たちというのは、どのような子供たちが選ばれるのかということでございます。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 大変失礼しました。

すみません、北谷町のほうでもどのような形、例えば以前のようにスポーツ少年団で、例えばソフトボールなのか、バスケットボールなのかサッカーなのかはちょっと今のところまだ確認が取れていないので、その際におきましてはあちらがセレクトされた、スポーツ少年団であれば同じ形の部分で、仮にスポーツ少年団がマッチングしない、例えば鏡石にスポ少がないとかというような競技であれば、その関係の子供たちを学校等でセレクトさせていた

だきまして、交流するのが一番いい形なのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

できれば鏡石町の子供たち、多くの方々にそのチャンスを与えていただければなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、3番の質問であります。

次世代を担う人づくり策を打ち出している町としては、北谷町との交流は有意義なものであると考えられる。鏡石町の子供たちにとって貴重な経験を積める機会と考えているが、町はどう考えているかという質問ですが、なぜ、有意義なものであると思うのか、一つには、私の幼少期の思い出によるものがあります。

私が幼少期の頃、お寺の境内には遊具がありました。ブランコ、滑り台、鉄棒、シーソーがありました。そこに放課後や夏休みなど、近所の子供たちが自然と集まってきては、みんなで遊んでいました。そこでは高学年のお兄さんたちが年下の子供たちの面倒を見て、小さな子供たちはお兄さんたちについていく、そしてみんなが楽しめるようなルールを決め、遊んだものです。

私はここでお兄さんたちの頼もしさ、年下の子供たちに対しては広い心を持って接すること、相手を思う心、協力することの大切さ、考えの歩み寄りの大切さなど、多くのことを学びました。その高学年のお兄さんたちの一人は、今ここにおります畑副議長のご子息であります。優しく、そして楽しく遊んでいただきました。私にとってよい思い出であり、さらに私の人格形成にも大きな影響を与えたものでした。

そしてもう一つ、震災後、放射能の問題により、子供たちに外で遊ばないようにとする時期がありました。それ以降、子供たちが外で遊ぶ姿が減ったと思います。私はその現状を憂い、子供たちが集まって交流できる場を提供できないかと思い、寺子屋を始めました。お寺の本堂に子供たちを泊める1泊2日で開催しました。そこでは私の願いどおり、初めて会う子供たちが多かったにもかかわらず、年上の子は年下の子の面倒を見、年下の子供たちは年上の子を慕い、仲よく遊んでいる姿がありました。みんなでスイカ割りやお掃除をしたり、肝試しもしました。灯籠作りをしたこともあります。一度、ここにいる込山議員も参加してくれたことがあり、そのときには子供たちの前で華麗な演舞を披露していただきました。その節はありがとうございました。

このような子供たちの交流は、私たち大人が思っている以上にお互いに刺激し合い、多くのことを学び、吸収していると実感しております。それゆえに有意義であると思うのです。

復唱になりますが、次世代を担う人づくり策を打ち出している町としては、北谷町との交流は有意義なものであると考えられます。鏡石町の子供たちにとって貴重な経験を積める機会と考えますが、町としてはどう考えているか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まさに議員のご指摘のとおりでありまして、同じ日本ということとはいえ、福島県と沖縄県という、かなり距離も離れて、両極端と言えるぐらいの距離がありまして、気候や文化、言葉も含めまして、そういう違う環境で育った子供たちが、スポーツ等を通じまして交流を深めることにつきましては、議員のおっしゃるような双方の子供たちにとっても大きな経験になりますし、大きな思い出にもなると思います。その意味では情操教育とか、その後の成長に大きな寄与をするのではないかなというふうな意味では、非常に有意義なことだと考えております。

先ほども答弁しましたように、相手方の意向を確認しながら、積極的に派遣をするということについて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

今後とも、ぜひ北谷町の子供たち、そして鏡石町の子供たちが末永く交流する場をつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

2、地域防災について。

これも町の総合計画の中の基本構想に含まれているものであり、町が実施した町民意向把握のためのアンケートによると、「鏡石町は将来どのような町になればよいと思いますか」という問いに、45.1%の方が「災害や犯罪に強い安心・安全な町」と答えています。また、「今後の町の土地利用や都市づくりの方向について、どうあるべきだと思いますか」という問いに、70.8%の方が「防災や交通安全、防犯などに配慮した安全・安心な都市づくり」と答えています。このことから、町の皆さんは防災や防犯など、安全で安心して暮らせる町を望んでいることが分かります。

そこで、（1）の質問です。（1）鏡石町の防火水槽と消火栓は、どのような場所にどのような基準で設置されているのか。また、その設置数はどのくらいなのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

消防水利の設置基準については、消防法第21条第1項の規定に基づき、消防長より告示として示されております。基準では、消防水利から防火対象となる建物の距離が140メートル以下になるよう示されており、町内における消防水利も可能な限り基準内に配置できるよう設置しております。

設置数につきましては、令和5年4月1日現在で消火栓279か所、防火水槽90か所、合計369か所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

次に、（2）です。防火水槽と消火栓は定期的に点検をされているのかどうか。

これは町民の意見の一つで聞いたことがあるんですけども、防火水槽や消火栓のそば、それがいつもきちんと整備されていないことがあると。また、老朽化が見えるものもあるというお話を伺ったので、お伺いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） ご質問にご答弁を申し上げます。

消防水利の点検については、管轄の町消防団の分団において、年1回以上点検を実施しており、水利の動作確認、防火水槽周りの環境整備を実施しております。また、消防団とは別に、須賀川消防署鏡石分署においても、年に1回の点検を実施しております。

ただし昨今、消防団による点検につきましては、近年、消防団員の成り手不足が深刻化しており、分団によっては消防水利の点検といった通常の団活動に支障を来している分団もあります。町としても、団員確保は喫緊の課題であると考えており、地元住民へ団活動の重要性と新入団員確保への働きかけ、協力を積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

今の答弁ですと、十分な点検ができているところと、できていないところがもしかしたらあるかもしれないというふうにも聞こえたので、今後しっかりと点検していただ

きたいと思っております。

次に（３）、町の境界付近にある住宅まで消火できるような備えや対策が必要であると思  
いますけれども、その備えや対策はあるのか。また、困難時に隣接している市町村に協力を  
仰ぐなど、協力体制の連携は取れているのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町については、須賀川地方広域消防組合に所属しております。消火活動に当たっては、  
市町村境であっても、広域消防組合の消防隊員が遅滞なく出動することとなっております。

消防団については、原則、所属する市町村の活動に限られておりますが、鏡石町と隣接す  
る市町村とは消防総合応援協定を締結しており、また各市町村消防団においても、定期的  
に交流を図ることで非常時の連携を取れる協力体制の構築に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ３番、熊倉議員。

〔３番 熊倉正麿 登壇〕

○３番（熊倉正麿） ありがとうございます。

隣接している市町村との連携が取れているということで、その点に関しましては安心いた  
しました。

次に、（４）の質問であります。

以前、高久田区の町境界線の住宅が火災に遭った際、消火栓からの距離が遠く、十分な消  
火活動ができず、全焼したことがありました。この全焼火災があった地区に対し、町はその  
後どのような対処をしたのかという質問ですが、お気づきの方もいると思いますが、今、質  
問させていただいた（１）から（３）の質問は今後（４）のような全焼火災があつてはいけ  
ないと思い、確認の意味を込めて質問したものであります。

実際このとき、私は現場に駆けつけていました。そこには炎々と燃えるばかりの住宅の姿  
がありました。４号線がすぐそばを走り、木々も近くにあったため、二次火災も心配されま  
した。このような火災があった地区に対し、町はその後どのような対処をしたのか、お教え  
ください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の事例については、平成28年２月に須賀川市との境界近くの高久田地内で発生した  
火災と認識しております。事例の火災については消防団車両９台、消防署車両４台で消火に



当たりましたが、残念ながら家屋が全焼した火災でありました。

消火活動に際して使用した水利については、現場から約160メートルにある防火水槽を設定し、また現場から200メートルにある須賀川市の所有の消火栓についても、市との協定により使用し、消火活動に当たりました。

迅速な消火活動の実施に当たっては、地元消防団の充実が必要不可欠であると認識しており、先ほども申し上げましたが団員不足が深刻化している現状を踏まえ、消防団の組織強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 先ほど、防火水槽の設置の基準について140メートル以内であるとお答えいただきましたが、今の答弁だと160メートル先の防火水槽を利用したという話でございます。これだと、僅か20メートルではありますけれども、そこに大きな差が生まれていると思うんですけれども、今後そのような場所が町内、ほかにもあるかと思われませんが、どのように対処していくのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 再質問にご答弁を申し上げます。

消防水利の基準としましては、140メートル以内に消火栓等を設置するというふうになってございますが、先ほども申しました事例のように、160メートルと、それを超過している部分も中にはございます。

これにつきましては、消防団及び須賀川消防署のほうで定期的に点検をしております、いざ火災が発生したときにどのような対応をするか等の常に勉強をしているところでございます。ですので、極端に水利が遠いとか、そういうことを直さなければならないというようなところが発見されたときには、直ちに新たな消防水利を設置したりするわけでございますが、この中で消防の消火活動をするに当たっての支障は出ないというような部分に当たっては、基準よりもオーバーしている部分にあつてではございますが、その消防活動の中で十分カバーできるというふうに考えてございますので、点検は常に考えているということでございます。

ですので、基準にオーバーしたものをすぐに修正するというようなことはしなくても、十分対応できるというふうに考えてございますので、そのような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 先ほども申し上げましたけれども、町のアンケートの中でも、防災ですか防犯ですか、安全で安心な暮らしができる町を町民は望んでいるということでございます。今の話ですと、町民が安心・安全で暮らせる町になっているのか、少し不安を覚えるところもございますので、ぜひ今後、検討していただいて、町の境界付近の住宅にもきちんと水が届くような措置をしていただきたいと思います。

最後に、冒頭でも言いましたが、この議場にいる皆さんは鏡石町を今より、よりよくしたいと思っている人たちの集まりだと思っています。であるならば、執行の皆さんには質問に対し具体的な反応を示し、それを町民に知らしめていただきたいと思います。そうすることにより、町民からの信頼が得られると考えております。町民から頼りになると信頼されることが、皆さんが、これは我々も含みますが、目指す町づくりへと進んでいくに当たり、必要であると思っております。そのところを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員の一般質問はこれまでとします。

---

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 皆様、おはようございます。

このたび、町の議員になりました町島洋一です。今回、無投票となり、選ばれた議員とは言えないかもしれませんが、私自身の信念に基づき、また自身の持っている能力の範囲内で精いっぱい、この私の生まれた、生まれ育ったふるさと、鏡石のために尽力するつもりでございます。今後ともよろしく申し上げます。

さて、通告に入る前にちょっと、私、スポーツ関係の仕事をしています関係で、ちょっとそれに関連した内容の話をしたいと思っておりますので、耳を貸してください。

皆さん、サルコペニアという言葉聞いたことはありますか。これはギリシャ語で筋肉と喪失、失うという言葉を組み合わせた造語です。何を言いたいかというと、この意味は加齢による著しい筋力の低下という意味であります。このサルコペニアという言葉聞いたときに、これは誰にでも起こり得るといえるか、あることだと思い、ちょっと勉強しました。

それで今現在は、隣の村でインストラクターをやらせてもらっているんですけども、それに関連して物すごく体力に興味のある、向上心のある方が多くいらっやっています。長

年にわたりスポーツに関連してきた私にとっては、なおさら実感しているこの頃です。

誰にでも訪れる老い、なぜこの話をしたかという、利用の仕方によっては物すごく役に立つと思われる、通告にのせた鏡石町の構造改善センターについての質問に集中しようと思っておりました。

それで、私は改善センターには28年前から通っており、最高一番多く使った年は177回でした。これは日記につけていたとかじゃなくて、当時は利用者のカードをつくってしまって、そこに判こを押してそれをためていて測ったときがありました。1日2回行ったこともありますけれども、それゆえに今の鏡石町の構造改善センターに対しての意見を通告にのせさせていただきました。

通告内容1番について、いきます。

(1)になります。この数年前という数字なんですけれども、この当時、私は町から委託されて、体育施設の事務所長をしておりました。それで実際2つの部屋に分かれると知ったのが貼り紙でした。恨み節を言うわけじゃないんですけれども、それを事前に一言もなくて皆さんに、利用者に、何で、これどうなっているのと聞かれても、俺知らないよと言うしかなくて、かなり不信感を持たれたご縁があります。実際、そのときの担当課長に聞いても答えはありませんでした。

それで、まず(1)のことについてのお答えを願いたいと思います。よろしく願います。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(大河原正義) おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センター内のトレーニング機器につきましては、平成28年10月にトレーニングルームのほうの見直しに併せまして更新しております。トレーニング機器につきましては、大半が平成元年の設置当初から更新していなかったため、老朽化と安全性が確保できないことから、継続使用機器と廃棄処分機器を分別し、トレーニング機器の更新を実施いたしました。

当時のトレーニングルームにつきましては、手狭であったことから、トレーニング機器を測定室と会議室へ移転しまして、トレーニングルームを軽運動場やダンスホールとして活用することで議会等への説明を行いまして、現在の施設の利用形態となっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、町島洋一議員。

[ 6 番 町島洋一 登壇 ]

○6番(町島洋一) 再質問になりますけれども、そのときに廃棄された機械を、私はその場に立ち会ってはいたんですけれども、その後、補充するという約束はなかったんですけれども、実際スペースだけの問題ではなくて、使えるのにもかかわらずスペースもあったんですけれども、そのまま廃棄となって、危険な器具ではなかったんです。

担当の職員は耐用年数という言い方をしていましたけれども、それが例えば折れても何しても、危険度のほぼない機械だったんですけれども、終わったあれは一緒なんですけれども、要するに補充する予定があるかないかも含めた、この後の質問にもなってくるんですけれども、一応それを再質問という形で、今補充する気があります、ありませんという答えよりも、一応お願いとして聞いてもらって、次の(2)にいきたいと思っておりますけれども。

(2)にいけます。

今使っている二部屋はもともと会議室という名札が通っていて、床がコンクリート、寒い暑いはこの際はちょっと置いておきますけれども、もともとそういう造りなので、硬い、音が響くだけじゃなくて跳ね返る、ゴムは敷いてあるんですけれども、そういうことに対して以前の軽運動場の床、西側半分ですね。あそこを使っていたんですけれども、そこに戻して、真ん中に蛇腹のカーテンがあるんですけれども、それを元に戻して使うことができないのか。あとお願いとして、ぜひ戻してもらいたいということがあるんですけれども、それに関してお願いします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(大河原正義) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご説明もいたしました、トレーニングルームの見直しというふうなことで実施しておりますが、移転先につきましては、まずはその測定室ということで健康の維持向上のための施設としまして、エアロバイクや比較的負荷の軽い機器を備えた施設として整備してございます。また、会議室につきましては、ダンベルやバーベルを設置してございまして、上級者向けの施設として整備したところでございます。

ご質問の、以前のようにトレーニングルームを使ったというふうなところにつきましては、移転した経緯等も考えまして、現在のところにつきましては、以前のような形での利用といったところは考えていないのが現状ですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、町島議員。

[ 6 番 町島洋一 登壇 ]

○6番(町島洋一) 今の最後のほう、ちょっと聞こえなかったんですけれども、移転するこ

とは考えていないとなったんですか。そういうふうな結論を出されると、質問の内容もちょっと変わってくるんですけれども。

今、コロナ禍の時期が過ぎて、利用者の人数や時間の縛りがなくなった今、まして健康センターに隣接している、そして町民の健康維持を図るという観点からいくと、全くシャットアウトという考えに聞こえるんですけれども。

立地条件がちょうど健康センターの近く、そして出入りできるようにフェンスも取り除いてもらっておりますね。それをどのように考えているのかと、今これ健康寿命が叫ばれている昨今に、スペースがあるにもかかわらず、聞こえ方によってはやる気がない、やらないほうが楽だと、ちょっと失礼な言い方かもしれないですけれども、そういうふうに聞こえてしまうんですけれども。

健康寿命、健康増進とうたっているながら、できないことではないようには、私はそういう無理な質問ではないと思っているんですけれども、そのスペースの利用回数というのは、数字的には分かりませんが、私も通っている間では、あそこの軽運動場が満杯になって使っているというのは、いつも見ているわけではないんですけれども、そうは頻度はないように感じています。

同じことを言うようになりますけれども、せっかく健康センターに隣接した場所にたまたま改善センターがあつて、そこに来た人間をあの距離を歩いてもらってでも何でも、せっかくあるところを使ってもらう、そういう考えになってもらいたいと思うんですけれども、答えられればそこをお願いしたいと思います。

○議長（角田真美） 町島議員に質問いたします。

これは2番でしょうか、3番になるのでしょうか。

○6番（町島洋一） これは3番と関連していますね。

○議長（角田真美） 3番ですね。はい、分かりました。

○6番（町島洋一） 区切りがなくてすみませんが。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

トレーニングルームにつきましては、現在の利用形態としますとエアロビクスというふうなところ、要は軽運動場なのでそういったダンス関係とか、そういったものの利用をしてございます。

以前につきましては、そのダンス関係に使う方と、あとそのトレーニング機器を使う方というふうなところで、共有して使っていたといったところがありまして、手狭になった部分があったということでの見直しをしてございます。ですので、現在そういったところで手狭

だったところを、施設の有効的な利用というところで当時、使用頻度が少なかった測定室、会議室を使いまして、そちらのほうにトレーニング機器を移転して、現在のような形になっているかというふうに私のほうでは理解してございます。

ですので、現在の考え方としますと、以前そのような形で見直しをしてございますので、今後につきましては利用者の皆様の声も聞きながら、改めてそういった利用形態につきましては検討を進めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 今回の答弁に対する質問なんですけれども、利用者の声を聞くというふうな方法はどのようにしたらいいのか。私もこれだけ通っていると、そういう声が聞こえてくるので、一番に構造改善センターの話にしたわけです。利用者はもっと言いたいことはあるみたいなんですけれども、暖房だ冷房だと。それは置いておいてもらって、そこは待てよと。私のほうでインストラクターをやっていた経験もあって、そういうふうなあれがあります。

利用者の声を聞かせる方法というのはどのようにしたらいいのか。紙ベースでそういうふうにするのか、電話なのか。どういうふうな形で利用者の要望が担当課に行くのか、教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

利用者の声を聞くというふうな方法でございますが、これはいろいろな方法が考えられるかと思えます。

まず第1には、アンケートなり何なりを利用者の皆様に記入をして提出していただくなり、また現地のほうで実際に利用されている方から直接、声を聞いたりといったところがあるかと思えますので、そういった利用者の声などを聞く方法につきましては、いろいろなことを考えながら実施していければいいかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） その関連にですけれども、大まかにいつ頃とか来年とかそういうふうな、やっぱりそのうちとか何だかんだというのはあまり好きじゃないんで、そのつもりはないかもしれないんですけれども、大まかなふうはそのアンケートの効力、内容によりますね。それも含めて、最低でもお願いとすれば今年中というのはいかがなものかと思って。今の急

遽な話なので、ただそんなに時間のかかる事柄ではないのかなと思って。あとはアンケートを集計してのそれからになりますので、もちろんそこには費用もかかります。

そして、(4)のほうにも移行しますけれども、トレーニングマシンを増やしてほしいという声はもう何年も前から、減った分が補充されていない。補充する気があるかないのか、予定はないんでしょうけれども、細かく言うと、専門的に言うと、背中を鍛えるものはないと。前あったやつは何の支障もなく廃棄だったんですね。ちょっと細かい部位になっちゃうと思うんですけれども。何々部分、何々部分というのはお金がかかることではあるので、その辺をもう少し親身になって考えていただきたいと思うんですよ。

もちろん予算の関係もあると思います。そこに増やすとなると、どこに置くのかなというふうなものもなってきた、困ることが出てくるんですけれども、それでお願いとして再度移転してもらえないのかと言ったときに、シャットアウトされたので、どうしていいかというのが今現在の心境です。マシンを増やしてもらうことはできませんかね。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

トレーニング機器につきましては、以前であれば11種類17台をそろえていたかと思えます。これが見直しによりまして、更新後につきましては8種類14台というふうな内容になっているというふうに、私どものほうでは理解してございます。

それで、先ほどのトレーニング機器を増やしてほしいというふうなお話でございしますが、こちらにつきましては、現在のトレーニング機器の利用状況などを考慮させていただきながら、今後、利用機器の更新の時期に向けまして、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 前向きに検討していただければと思って次の項目にいきます。

(5)番、インストラクターの勤務回数を増やしてほしいということなんですけれども、近くに保健センターができて利用者を増やしたい、増えればいいという考えの下で、インストラクターが今、年に48回ですね。それで月4回ですよ。

それで女性のインストラクター、評判もいいんですけれども、入りやすい、説明が聞きやすいということは聞くんですけれども、中には高重量を補助してもらいたいという方が私の周りでは多いんですよ。それでインストラクターがいるときに、時間に合わせて記録を伸ばして体力をつけているという、実際役場の職員の方でも来てくれている人がいるんですけれ

ども、やっぱり重さが増えるとうれしい、そして適格な指導が受けられる。

そうした場合に、今の女性のインストラクターは評判もいいんですけども、補助のできるインストラクターをつけてくれないかというのが、私の周りでは。だから、もう重量の楽しみがなくなったと。それプラス個人の楽しみはあるんですけども、重量アップだけがトレーニングではないという考えもあるんですけども、それを今の人ももとより、補助のできるインストラクターを増やしてほしいと、そういう声があるんですけども、それに対して答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センターのインストラクターにつきましては、議員おっしゃるとおり女性のインストラクター1名の方となっております。こちらにつきましては、NPO法人かがみいスポーツクラブへの業務委託というような形で、派遣をさせていただいているところであります。

業務内容につきましても、先ほどおっしゃってございましたとおり、まずはトレーニングルームの指導ということで、こちら年間50回というふうな中身でやっております、またそのほか運動教室ということで、幼児から大人までの運動教室を行っております。こちらにつきましては、年80回というふうなことで実施をしているところでございます。

先ほどのご質問の中身でありましたインストラクターを増やすというふうなお話ではございますが、こちらにつきましては現在のトレーニング機器の使用につきましては比較的負荷の軽い、一般利用者向けのインストラクターであるというふうなところをご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） こっちはお願いしているので、ご理解願いたいというので、お願いが通用しないですか、そういう意味では。そういう意味でのお願いというのは、もう門前払いですか。それで理解しろというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（角田真美） これは質問でよろしいですね。

○6番（町島洋一） 質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

インストラクターの増員等につきましては、現状のその女性の方1名につきましては、先



ほど答弁したとおり、その比較的負荷の軽い方向けのインストラクターというふうなことで、まずご理解いただきたいと思います。

そのほか、増員というふうなお話でございました。すみません、答弁がちょっと漏れていたかと思います。こちらにつきましては、今後の検討課題というふうな形で考えさせていただければと思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） それに関しては分かりましたけれども、補助のできるインストラクターを、委託しているところをお願いしてもらいたいと思います。これはお願いです。

じゃ、次の2番、ヤングケアラーについての質問です。

ヤングケアラーと、最近テレビとかでよく取り上げられていますけれども、意味合いはご存じだとは思いますが、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことというふうに定義されていますね。

じゃ実際、厚生労働省の調査で令和2年度、これは全国の調査らしいですけれども、中学2年生と高校2年生を調査した結果、中学2年生で全体の5.7%、高校2年生で4.1%、令和3年度、これは学年が変わるんですけれども、小学校6年生で6.5%、大学3年で6.2%、これはおおよそ17人に1人というふうなデータが出ています。半数近くがほぼ毎日ヤングケアラーと言われている人がいると言われています。

それで町内では、いるのかいないのか、また調査をしたのか、しているか、いるのかいないのか。いた場合のその方策を考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ヤングケアラーの調査につきましては、福島県が令和4年9月から11月にかけて、県内の小中高校生を対象にアンケート調査を実施しております。調査結果により、家族の世話をしていると回答した児童生徒が小学生8.0%、中学生6.2%、高校生4.3%の該当者がおり、全体で5.9%の結果となっております。

なお、町内小中学校のヤングケアラーの実態把握につきましては、学校に聞き取り調査を行い、現在のところ全ての小中学校において、学校生活に影響が出ている児童生徒は特に確認されていない状況だというふうに聞いております。

ヤングケアラーへの支援を適切に進めるためには、児童の実態を的確に把握することが重要でありますので、今後も小中学校及び教育委員会などの関係機関と連携を図りながら、状

況把握に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

最後に要望を言いたいと思うんですけども、結局、改善センターの移転がなしというふうな答えをいただいた上で申し上げるのは、ちょっとみっともないかもしれないんですけども、一度、須賀川と天栄のトレーニング施設を視察に行ってもらいたいと思います。何か感じるものがあればと思います。

以上、お願いで終わりたいと思います。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日9月22日から10月1日までの10日間を休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、9月22日から10月1日までの10日間を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時02分

第 4 号

## 令和5年第1回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和5年10月2日（月）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について  
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第 5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 3 議案第16号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第19号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第21号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 発議第 1号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について
- 日程第10 各常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠伸子
3番	熊	倉正麿	4番	東	悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島洋一
7番	稲	田和朝	8番	込	山靖子
9番	吉	田孝司	10番	小	林政次
11番	円	谷寛	12番	角	田真美

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
教育長	渡 部 修 一	総務課長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産業課長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教育課長	大河原 正 義
農業委員会 事務局 選挙管理 委員会 委員長	倉 田 知 典	会計管理者 兼出納室長	佐 藤 喜 伸
	草 野 孝 重		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長におかれましては欠席となりますので、ご報告申し上げます。

---

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎決算審査特別委員長報告（認定第1号）及び報告に対する質疑、討論、

採決

○議長（角田真美） 日程第1、認定第1号 令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

1番、畑幸一君。

〔決算審査特別委員委員長 畑 幸一 登壇〕

○1番（決算審査特別委員長 畑 幸一） おはようございます。

早速ご報告いたします。

令和5年12月2日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

令和4年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、畑幸一。

令和4年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和5年9月19日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべききものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告いたします。

令和5年9月26日火曜日、午前10時、午後5時11分、委員全員、議長、議会会議室。

9月27日水曜日、午前10時、午後6時、委員全員、議長、議会会議室。

9月28日木曜日、午前10時、午後4時3分、委員全員、議長、議会会議室、以上であります。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員。

裏面をお願いいたします。

付託件名。

認定第1号 令和4年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果を申し上げます。

令和4年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。

町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は、別紙のとおりであります。

令和4年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

令和4年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。意見。

物価高騰は、今後の公共事業の執行に大きな影響を及ぼすと思われる。予算の見直し等、慎重な財務運営に努めてほしい。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの審査報告書に対して、委員長に質問がございます。

私は、今回の決算審査の冒頭に当たって、委員長を含めて、なぜ同じ会派をつくっている町政刷新の吉田代表には選挙までやって排除しながら、副委員長には副代表の込山氏を指名したのか、こういう問題を取り上げました。私は、それは大きな差別であって、どういう意味があるのかを知りたかったんです。しかし、込山氏は自分のそういう立場を全くわきまえないで、私が1時間も時間を無駄遣いさせたというような暴言をネットに公表しているんです。しかし、私が問題にしたかったのは、込山氏が発言していた、町政は町民の金をどぶに捨てているという発言がネットに繰り広げられたんです。これは許すことができない言葉だと思って取り上げようとしたんですが、なぜか執行を退場させてしまったものですから、私はその話を中断して、議事の進行に協力して途中でやめました。しかし、議員がネットで町のお金をどぶに捨てているという批判は、執行に対する批判ではなくて、我々その予算を可決してさらにこういうふうには決算認定までしているんですね。それを私は問題にしたかったわけですよ。委員長は副委員長にまで指名した込山氏が、このようなネットで、町はどぶに金を捨てているという発言をどのように捉えますか、答弁願います。



○議長（角田真美） 今のは委員長に対する質疑でよろしいでしょうか。

○11番（円谷 寛） はい。

○議長（角田真美） 1番、畑委員長。

〔決算審査特別委員委員長 畑 幸一 登壇〕

○1番（決算審査特別委員委員長 畑 幸一） ただいまの円谷議員の質疑に対して答弁申し上げます。

そういった今の発言に対して、議会全員協議会で決めたことですから、一切ここにこだわりは、私は持っていません。また、込山議員に対しての副委員長の指名は、委員長の私がしましたけれども、そういう個人的なネットに対しての書き込みは、委員会としては全く関係ないと思っています。

以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 非常に無責任な答弁だと思います。私が聞いているのは、ネットで、町は金をどぶに捨てていると言う人を副委員長に指名したあなたの見識と、さらにその発言はどう思うのかということです。もう一回答えてください。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔決算審査特別委員委員長 畑 幸一 登壇〕

○1番（決算審査特別委員委員長 畑 幸一） 込山議員のネットでのそういった報告に対しては、私は見ていません。それと、そういったことに対して委員会の席で質疑をしていただきましたけれども、これは全員協議会としての決めでありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 全くこれは答弁になっていない、無責任な答弁ですね。あなたは本当に委員長の資格があったのかどうかを問いたいと思います。

さらに、私は込山議員に申し上げたいんですよ。このような発言をネットでしながら、今回の決算審査で何らどぶに金を捨てたという問題は一切出てこなかった。しかも、決算認定では同意したんですね。この矛盾を非常に私は問題にしています。これは町民に対する裏切りだと思うんです。町民に対して、ネットで町は金をどぶに捨てていると言った以上は、どぶに捨てた問題を問題化しなければならないと思うんです。町民はそれを期待しているんじゃないですか。どぶにむしろ捨てているんだっただらば、議員は何か言ってくれるのかと思う

たら、何も言っていないですね。こういうでたらめなやり方をネットに流すのはやめてもらいたい。厳に厳しく要請いたします。込山議員、答弁してください。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一委員長。

〔決算審査特別委員委員長 畑 幸一 登壇〕

○1番（決算審査特別委員 畑 幸一） そういった込山議員に対しての問題は、後日、全員協議会を開いて意見交換をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず反対討論なんですけれども、よろしいのでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（角田真美） ここで一度休議いたします。

休議 午前10時16分

開議 午前10時17分

○議長（角田真美） 休議に引き続き会議を開きます。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和4年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算について、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本件は認定することに決しました。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第5号）及び報告に対する質疑、討論、  
採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和5年10月2日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

議案審査報告書。

本委員会は、令和5年9月19日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

開催月日、令和5年9月22日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時32分。出席者、委員6名。開催場所、第一会議室。説明者、福祉こども課、菊地課長、真壁副課長、矢部主任主査。

付託件名、議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

審査結果、議案第5号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第5号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上であります。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） おはようございます。

ただいま産業厚生常任委員長の報告がありましたが、審査の経過についてお尋ねいたします。

まず1点目は、新条例の制定についてであります。この審査の中でどのような質疑があったかどうか。意見なしというふうここに書いてありますから、意見はなかったというふう

うに承りましたが、どのような質疑があって、どのような答弁をいただいたのかをまず1点お尋ねいたします。

2点目は、私どものほうにも資料として、産業厚生常任委員会の中で条例とともに規則案が提示され、その規則案も併せて説明されたものと認識しておりますが、条例及び規則の整合性といえますか、逆に法規からいいますと会になる規則まで含めて審査をしたとするならば、そこに何かそういう整合性、十分取れていると認識したかどうか、その辺までお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） ただいまの質疑に対する答弁でございますが、常任委員会ですか、これの中身については、例規集等を見るとそこまでの答弁の必要がないと書いてあります。しかし、今の質疑に対しまして、どのような質問があったかということでございますが、前の全員協議会ですか、そこであったような内容、それから規則については整合性があるということでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私から再質疑をさせていただきます。

まず、1点目、先ほど第1の質問に対しての今の委員長の答弁でございますが、委員長がいわく、条例等にあるいは例規集等に、私の質疑した内容について答弁する義務はない、あるいはそういったものではないというふうなお答をいただきましたが、それは間違いであります。それは果たしてどの部分がそれに相当するのかご説明を願いたいのと、私が申し上げているのは、先ほど一番冒頭に申し上げたとおり、審議経過について質疑をしているのであって、審議経過に対しては質疑していいことになっておるはずであります。質疑をしてはいけないのは、この議案そのものの内容でありまして、審議経過をむしろ説明をするのは委員長の役割であり、それはしっかり義務を果たしていただかなければならない。まして、私もこの条例の制定には大変興味を持っておりまして、それを産業厚生常任委員会に付託された関係上、他の委員はこの審議には残念ながら参加できませんので、産業厚生常任委員会の中で行われたことを明らかにこの場でしていくことは、当該常任委員長の役割であると。むしろ、それは義務があると私は認識しておりますので、その辺のご答弁を願いたいと思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 再質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 答弁申し上げます。

先ほど議案審査報告書で申し上げたとおりに、ここに書いてありますとおり審査経過っております。議案第5号については、担当課（福祉こども課）の意見、説明を求め、全員で審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私からの再々質疑になります。

まず、1点目、私に対する一番最初の質疑に対する答弁が、今の答弁の中ではなされていなかった。そしてまた再質疑、要するに2回、私質疑をしましたが、その中のいずれにおいてもされていなかった。つまり、審査経過というのはこの報告書見れば分かりますが、審査経過がいかなるものであったかということをお私に説明をいただきたい。その中の全てを説明いただくのではなくて、大体のことはここに書いてありますから、どのような質疑が出て、どのような答弁もらったんだと。これは簡単に申し上げれば、委員会の議事録を出せばいいんですよ。委員会の議事録は、これは公開できるはずですから、これをもって代えさせていただきますと。あるいは、これを今ちょっと急いでいるかもしれませんが、休議をかけて、事務局によってこれを出させればいだけの話で、逆に、それ出せない理由は何なのかと私は思ってしまう。議会は、あるいは委員会は、原則公開でありますから、その辺の原則を手違えているような感じがいたしますので、その辺をしっかりとご答弁賜りたいというふうに思います。

先ほどの第2の質問については、条例と規則の整合性、これは取れているだろうというふうな説明、質疑に対する答弁でありましたので、お答えはいただいたと思っておりますが、重ね重ねではあります、審査経過の説明をしっかりといただきたい。説明できないとするならば、その理由は何なのかということをおしっかりとご説明いただきたいと思っております。これは決して、私も感情的に言っているわけではなくて、これがしっかりとできないとするならば、議会の各種の法規に対してこれは違反することになってしまいますから、逆にそれに対して真摯に向き合ってご答弁を賜りたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） ただいまから休議いたします。

休議 午前10時30分

開議 午前10時30分

○議長（角田真美） 再開いたします。

再々質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、ご答弁申し上げます。

審査経過の内容につきましては、後ほど会議録をお配りしたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 鏡石町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案  
に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第16号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）  
の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第16号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして令和4年度決算による繰越金の増、歳出につきましては各種積立金、過年度分自立支援給付金等確定による国庫等の返還金、町道等の維持補修工事費の増などの増額補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,986万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,501万9,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

26ページをお開きください。

第2表、地方債補正、1、追加といたしまして、起債の目的につきましては、土地改良施設突発事故復旧事業費、限度額を360万円といたしまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、変更といたしまして、記載の目的の用排水路事業費につきましては、限度額を1,440万円から1,790万円に、町道整備事業費につきましては、限度額を1億4,970万円から1億5,960万円に、次に社会体育施設等整備事業費につきましては、限度額を7,500万円から1億8,000万円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、30ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの補正予算について質問させていただきます。

37ページで、老人福祉センターの解体工事の設計業務委託150万円、解体工事費1,000万円が計上されているんですが、老人福祉センターというのはこれからも使い続けるんですか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

老人福祉センターの今回浴室解体工事ということで1,000万円計上させていただきました。こちらに関しましては、今現在、東町・鳥見山公園線が福祉センターの西側に舗装されていまして、途中で止まっております。それが北へ延びる計画となっておりますので、そちらの計画に支障となります浴室を解体する費用となっております。

なお、老人福祉センター全体の計画に関しましては、いずれ解体をしていくということでございますが、いついつというような年度決定はまだされていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員、再質問を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの答弁に対して再度お尋ねいたします。

誰が考えても、工事費というのは、風呂場だけ壊すよりも一緒に壊しちゃったほうが安く上がるわけですね。道路がいつできるんだか分からないんですけども、老人福祉センターのいつまで使うのかという計画ができてからでもいいんじゃないか。道路をすぐ造らなくちゃならないというものでも、私、消防署の分署の問題なんかを取り上げてきても分からないんですから、これは後で一緒に壊してもいいんじゃないのか。道路をすぐ造らなくちゃならないなら別ですけれども、そのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

先ほど申しあげました東町・鳥見山公園線は、令和6年度に着工するというふうに聞いております。令和6年度に着工するので、それ前に令和5年度中から設計を行い、解体をして、道路に支障がある部分を撤去するという計画になっております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 提出議案の39ページなんですけれども、その中間のほうで、勤労青少年ホーム設備改修工事として830万4,000円ということで上がってきております。これは健康福祉センター建設に伴う公共施設集約計画、私のほうに手元あるのは令和5年5月現在の計



画になっておりますが、この中で、青少年ホームというのは、令和9年度までの方針として、産業課、農業委員会とか若草教室が入ることになっております。それ以降の、それがいつまでのような計画で830万4,000円というのが必要なのか。ただ、これで危惧すべき点は、青少年ホームが昭和56年に完成し、もう42年という、割と老朽化しているところでございます。そこに830万かける必要性といたしますか、それで今後の青少年ホームの、この間もお聞きしたんですけれども、まだまだ災害とか地震起きた場合に維持管理費、メンテナンス、いろいろかかってくると思うんですね、老朽化すればするほど。そういった意味で、5年計画、10年計画の見通しの中で、834万、今回必要経費として出ている必要性というものをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいま8番議員の込山議員のご質疑のほうに答弁させていただきます。

今回、勤労青少年ホームの改修としましては、会議室、集会室、こちらのエアコン更新、それからトイレ関係、こちら自動水栓になっていないところが多々ございます。これはバリアフリーといたしますか、そういったところを考えても自動水栓にしておいたほうがというふうなところ、今回健康福祉センターができて産業課のほうに向こうに移る、こういった機会を利用しまして、利用者の方々に快適に使っていただけるように改修を心がけるものであります。

また、議員さんのほうから質疑ありました、今後の利用計画というふうなところでございます。勤労青少年ホームは木造ではありません。非木造の建物です。こちら、全体の施設計画の中では、基本的に償却期間60年というふうに設定して計画しております。そうしますと、今後10年以上使うというふうなところが基本線というふうなところで、ただ、今後長寿命化等々を図りながら、できる限り使っていくというふうなところが基本になるかなと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私から何点か質疑をさせていただきます。

質疑の段階で幾つか質疑内容を申し上げますので、お書き留めいただければというふうに思います。

まず、1点目は、歳入の部分でありまして、30ページ、31ページでございます。先ほど副町長から説明があった内容の繰り返しになってしまって恐縮だと思うんですが、健康福祉センター使用料の関係、そしてまたその下の行政財産使用料も同じような内容だというふうにお聞きしましたけれども、この辺の説明をお願いしたいと思います。というのは、10月10日から開館あるいは使用開始ということになるわけだと思うんですが、その辺でどのような形でこれが徴収されることになるのかということをもまず1点お尋ねいたします。

2点目は、31ページから33に係る一連のことだと思うんですが、これも全協等で説明あったことだと思うんですが、重ね重ねになりますが、お尋ねいたします。

牧場の朝スポーツ文化振興基金繰入金、これを1億円減じ、代わりに社会体育施設等整備事業債を1億500万円起債したというわけでありまして、いわゆる繰戻し、起債というふうな説明があったと思うんですが、この辺の一連の説明をこの本会議でお願いしたいというふうに思っております。

また、34、35ページからは歳出の件であります、何点か申し上げます。

まず、1点目、先ほど役場庁舎改修工事について、掲示場の更新等というふうな話がございました。実は私も先日の「おはよう歩こう会」で役場発着になっているものから歩いたときに、これはひどいと思いました。ガラスが割れていて、もしかしたら中の掲示物、町長の公示関係がぬれてしまっているんじゃないかなというふうに思ったんですが、これは、いつから分かっていたのか。私も分かったので、それからお伝えしようかなと思っていたやさきに、これが議案に出てきたので、私から見れば、本当にスピーディーに対応していただいたと思うんですが、掲示場はいつから補修すべき状況になっていたのかお尋ねいたします。

2点目が、先ほどの笠石上集会所の改修関係の費用でございます、200万円の計上がされておりますが、私もちょっとうろ覚えなので教えていただきたいんですけども、笠石上集会所の改修に係る総額の費用、200万円なのか、あるいは増というふうな話があったので増えたのか、その辺のいきさつを教えていただければと思います。

さらに、36、37ページでございます、先ほど円谷議員から質疑があった点は、私もあれっと思って、老人福祉センターについては一度に壊したらどうなのかというふうな考えも持ったんですが、先ほど福祉こども課長の説明にあったとおり、これについてはそのとおりだというふうに理解したので、この質問はいたしません。

紙おむつ支給事業費についてであります、126万円と計上されておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

また、その下の児童遊園地遊具撤去・移設工事であります、鏡田のということでありまして、こちらの撤去あるいは移設をしなければならなくなった理由は何か、お尋ねいたします。

そして、38、39ページであります、1点目は、産休代替保健師派遣事業委託ということでございまして、これは産休に入られる保健師の代替、代わりの方の費用だというふうに認識しますが、この辺のいきさつを簡単でいいので教えていただきたいのと、38、39の下の方にあります6次化推進・販路拡大プロジェクトについては、これはいわゆる鏡石町特産の「牧場のしずく」、お米の販売、沖縄北谷町における販売だというふうに思っております。これも先般の決算審査特別委員会の中でも、私もいろいろご意見等申し上げたんですが、今回このような形で増額補正されている理由は何かお尋ねいたします。私が決算審査特別委員会の中で申し述べたようなことを含めて、さらに活発にやるということであれば賛同できますが、はっきりとした理由がないものについては賛同できませんので、その辺お答えいただきたいというふうに思います。

そしてまた、40ページ、41ページでありますけれども、私、ちょっと不勉強で申し訳なかったんですが、説明が全協等でもなかったと思うんですが、もし説明されているのであれば、申し訳ない、失念したのであれば申し訳ないんですけれども、笠石262号線外舗装修繕工事（東町地内）ということで書いてありますが、笠石262号線はどこかということをお教えいただければというふうに思います。本来であれば図面を頂きたかったと思うんですが、どの場所かと言っていただければ、東町ということであれば、私の今の地元ですから大体分かりますので、ご説明をお願いします。

以上、質疑の中での内容とさせていただきますので、ご答弁をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（角田真美） 申し上げます。ここで5分間の休憩を行います。

休議いたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時09分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

私のほうからは、まず歳入の30ページ、31ページ、1節社会福祉施設使用料5万円です。こちらは、10月10日に開館します健康福祉センターのこれから以降の使用料ということで、10月10日以降の分ということで、先ほど議決いただきました条例に基づき、1時間当たり700円という会議室の使用料を設定しております。そのことから、10月10日以降、来年3月

末までの見込みとしまして72時間分というふうな見込みを立てまして、5万円の計上でございます。

その下の行政財産使用料155万6,000円につきましては、3つの団体、1つは生活自立サポートセンター県中事務所、もう一つは社会福祉協議会、もう一つはシルバー人材センターということで、3つの団体から10月10日以降の使用料ということで、全体の面積に対しましおのおの事務所の割合で単価設定をしまして、そちらを算出しております。生活自立サポートセンター県中事務所が87万4,800円、社会福祉協議会が49万4,350円、シルバー人材センターが11万3,500円という計上、そのほかに生活自立サポートセンター県中事務所は光熱水費ということで7万3,800円の予算計上をしたところでございます。

続いて、歳出の36ページ、37ページです。

19節扶助費、こちらの紙おむつ支給事業費でございますが、こちらは吉田議員から一般質問もいただいておりますそちらに対しての予算計上ともなります。こちらの算出は70人分掛ける半年（6か月）掛ける1か月3,000円ですので、3,000円ということで126万円の計上になります。

続いて、民生費の児童福祉費、14節工事請負費の児童遊園地管理事業、こちらの遊具撤去・移設工事の583万円でございますが、場所につきましては、鏡田の旧道と4号線の間がクリーニング屋さん、その近くの児童遊園地になります。こちらは、地権者の遺族の方から、そこに住宅を建てるために遊具を撤去してほしいという要望がありました。それを受けまして、行政区と相談の上、遊具を撤去して、ほかの児童遊園地に移設しようという内容でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、私のほうから、歳入に係ります30ページ、31ページ、また32ページ、33ページ部分の牧場の朝スポーツ文化振興基金の繰入金1億円の減、また32ページの教育債に係ります今回の補正の内容についてご説明申し上げます。

この中身につきましては、ご承知のように、鳥見山陸上競技場のトラック改修工事の財源として当初予算で計上したものとなります。このたび、起債のほうになります。公共施設等適正管理推進事業債というふうなところで、こちらのほうに起債の借換えのほうをするというふうな中身になります。内容としますと、どうしても一般単独事業債ですと充当率が75%というふうな形になっておるものが、今回の公共施設等適正管理推進事業債ですと、まず充当率が90%ということで充当率が高い内容と、あと普通交付税措置も30%がつくというふうなところで、こちらのほうの起債に借換えを行うものが内容となります。よろしくお

願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

35ページの役場庁舎改修費の中の掲示板の改修ということでございます。この掲示板につきましては、役場の入口のところにある掲示板でございますが、私が以前担当していた七、八年前から一部壊れているところがございます、その都度修繕しながら使用していたところでございます。本年4月に専門の業者さんのほうに確認しましたところ、これ以上の修繕はできないということで、今回更新したいということでございます。

もう一つの質問が、同じ35ページの笠石の集会施設改修の補正増200万ということでございます。笠石上集会所ということで、婦人の家の加工所部分を壊しまして、その後を集会施設に使うということで現在進めているところでございます。1,540万円で現在工事を進めております。今回の200万円分につきましては、農産物加工所のところを壊した後、当初ですとそこを砂利敷きの状態にいるという状況でございますが、やはりそれでは使い勝手がよくないということで、今回舗装工事までやりたいということでございます。また、中のトイレにスロープがないということで、トイレのスロープ工事も併せて行いたいということで、今回補正を上げさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

39ページ目の保健師派遣事業の産休代替保健師派遣事業委託の件でございます。こちらにつきましては、健康環境課に配属されております保健師1名につきましては、産前産後の休暇及び育児休業を取得することから、その期間における代替職員としまして、11月から来年3月までの5か月間雇用するものでございまして、民間の医療機関からの資格者の出向を派遣いただき、そういった業務でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 私のほうからは、議案書39ページにあります6次化推進・販路拡大プロジェクト事業についてのご答弁のほうをさせていただきます。

こちら、吉田議員さんおっしゃるとおり、沖縄での販売促進PRというところが中心とな

っております。こちらの経過につきましては、8月にイオン琉球さんのほうから販売キャンペーン、今年もというふうなご提案を受けました。沖縄イオン琉球からの提案を基に、沖縄マスコミ各社とのパイプというふうなのがそこで確立できますことから、これに北谷町産業まつりの日程に抱き合わせるようなところで、集中的・効率的に販売促進のPR活動を展開してまいりたいというふうなことでの今回の増額補正というような内容になっておりまして、職員派遣の旅費に加えまして、現地でレンタカーがないとなかなか自由に動けないというふうなところもございますので、レンタカーの費用等も計上させていただいている、このような内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

笠石262号線につきましては、県道成田・鏡田線南側の旧清水食品跡の北側の道路となります。付近には東北デバイス工業がございます。そちらの道路となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま丁寧にご答弁賜りまして、大体のことは理解できました。

1点、産業課長さんにお尋ねしたいんですが、先般、先ほど申し上げたとおり、決算審査特別委員会の中でいろいろ意見言わせていただいて、マスコミ等とのパイプができたということですが、今年度はマスコミへの例えば出演あるいは新聞記事等への掲載等の予定があるのかどうかお尋ねしたいのと、もう1点心配しているのは、いわゆる気候の関係で、牧場のしずくを含めた、ほかの米は別にしても、牧場のしずくの取れ高といいますか、出来具合のほう、これが今どのような感じなのか、昨年並みなら昨年並み、あるいは上なのか下なのか、その辺についてのことを教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 吉田議員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

まず、マスコミへの出演予定というふうな形でございます。こちらにつきましては、イオン琉球さんが間に入っただけの販売キャンペーンというふうな形になりますので、昨年、新聞、テレビ、ラジオというふうな実績でございますので、今年度も同じような形で販売キャンペー

ンのほうを展開していけるものというふうにご考えております。

2点目の今年の牧場のしずくの出来というふうなところでございます。いろいろ報道があるように、今年の夏の水不足の影響で、一等米の比率が例年に比べて7割弱ぐらいというふうな報道もされております。鏡石町の水稲につきましては、おおよそその半分が羽鳥用水を使っているというふうなところ、いわゆる落ち水を考えると、もうちょっと比率は上がるのかなというふうなところでございます。休田で作付している米というふうなところもありますので、具体的にまだ正確にこのぐらいというふうにご把握するには、普及所さん、農協さんなんかも意見を聞きながらいるわけなんですけど、現状では、まだ刈取りが本格化していないところもあって、まだ何ともというふうなところ、ただ、私のほう身内農家もいます。その農家の話を聞くと、ちょっと粒が小さいというふうなところも聞いているところで、正確には今後の収穫を待ってというふうなところなんですけど、出来については一抹の不安を感じているというような状況というふうなところでご理解いただければと思います。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

先に反対の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） なければ、次に原案の賛成の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております一般会計補正予算に対して、私は賛成の立場から討論を述べさせていただきます。

先ほどは質疑の段階で数々の内容の質疑をさせていただきました。あらかじめ疑義に思ったことも、丁寧な答弁により、そしてまた前向きなご答弁をいただいたことによりまして、私の疑義は晴れました。私が申し上げましたとおり、様々なことが課題としてはあります。それに対する予算措置としての補正予算でありますけれども、全ての分野と申しますか、広い分野に対する補正予算がバランスよく取られており、内容的にも問題ない補正予算であるというふうに思っております。

また、私が質疑しました紙おむつ支給事業費につきましては、以前にも全協そしてまた先般の一般質問でもさせていただいたとおり、町民からの声として、いわゆる紙おむつ支給事

業と在宅の介護手当は別物であると。そしてまた、そういったものを町民の方々が疑問に思い、そういった点を私が代弁して述べさせていただいた結果といたしますか、それを執行に真摯に考えていただいて、こういった予算措置をしていただいたことは本当にありがたいことであり、私からも町民の皆様方に、このような形で補正予算を組んでいただき対応していただきますということが今日から説明できますので、ご安心いただければというふうに思っております。

長くなりましたが、以上のような理由により、私は一般会計補正予算に賛成する立場で討論を述べさせていただきました。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第4、議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第5、議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療



特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

初めに、議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和4年度会計の決算に伴う繰越金の確定及び保険給付費の増額による補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,708万2,000円とするものがあります。

詳細につきましては、50ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 次に、議案書55ページをお願いいたします。

議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和4年度会計の決算に伴う繰越金の確定に伴う補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,336万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、60ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 以上、一括上程されました議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（角田真美）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第19号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第19号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和4年度会計の決算に伴う繰越金及び令和4年度介護

給付費確定による国・県補助金の返還などに係る費用などの補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,131万1,000円とするものです。

詳細につきましては、70ページ、71ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第19号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私から何点か質疑を申し上げます。

1点目は、70、71ページの歳入の件でありまして、ここに第三者行為納付金ということで11万6,000円が計上されておりますが、第三者行為とはどのようなことがあったのか。そしてまた、これは実際には次のページの歳出の一番上に書いてある第三者行為求償管理事務負担金ということにつながってくると思うんですが、この辺のいきさつを教えていただければと思います。

もう1点が、歳出の部分の認知症総合支援事業費ということで、主なものは認知症カフェの費用の増というふうに考えておりますが、この辺が増加する理由についてお尋ねいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず、歳入の第三者行為納付金11万6,000円につきましては、第三者行為求償事務が完了したことに伴い、損害賠償金の収入11万7,686円が歳入として予定されております。

続いて、歳入のほうと、先ほどの答弁が関連するわけですが、まず第三者行為求償事務についてご説明申し上げます。

こちらは、交通事故などによりまして負傷した被保険者が介護保険給付を受けた場合、介護保険サービスを利用した場合、第三者による不法行為がなければ、実際保険給付は本来発

生しなかったということになりますので、本来発生しなかった費用を保険者が本来の負担者に請求し、公平公正な財源確保を図るものでございます。第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得しまして、請求権に係る損害賠償金の徴収または収納の事務を国保連に委託することができるというふうに介護保険法でうたわれております。その事務負担金について、歳出では国保連へ請求に基づいて支出をするものでございます。

続いて、歳出のその下、認知症総合支援事業費、まず認知症総合支援事業は、議員おっしゃられるとおり、認知症カフェを現在は月1回ということでウエルシアのほうで実施しております。今後健康福祉センターが供用開始になった暁には、それを1回増やしまして月2回としまして実施するための費用増でございます。

あと、もう1点、ここの映像使用料につきましては、天栄村と共同で実施します映画の上映会を予定していることから、その映像の使用料の予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいま上程されました議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のほうをご説明申し上げます。

議案書77ページをお開き願います。

このたびの補正予算につきましては、令和4年度会計決算により生じた繰越金の処理及び工業団地の維持管理経費不足に対する増額補正予算となっております。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,574万8,000円とするものであります。

内容につきましては、79ページ以降の事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（吉田光則） 以上、議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）に係る提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） 提出者から提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第21号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第21号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

87ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和4年度決算に伴う補正予算でございます。第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,880万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、92ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第21号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、発議第1号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました発議第1号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議員提出議案1ページをご覧くださいというふうに思います。

発議第1号。

令和5年9月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由であります。

令和元年10月東日本台風により、阿武隈川では、堤防決壊、越水、溢水により事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生した。また、阿武隈川本川の水位上昇に伴い、支川の氾濫や内水被害等も発生した。この災害に対して、関係機関が連携してとりまとめた「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、国・県・市町村が連携し、築堤、河道掘削、遊水地

整備等の治水対策が概ね10年で実施される予定である。このプロジェクトは、ハード整備・ソフト対策が一体となった、流域全体における総合的な防災・減災対策を行うことにより、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すものとされている。

そのような中において、わが町においては、成田地区における広大な肥沃な農地や約70戸にも及ぶ宅地を犠牲にしての遊水地整備事業が計画されている。現状にあつては、地域住民への情報提供や理解を十分に得ながら事業が展開されようとしているが、今後の移転用地交渉や、遊水地事業用地の有効活用などの解決に向けて、鏡石町議会においても専ら当該事業にかかる特別委員会を前期に引き続いて設置し、鏡石町成田地区遊水地整備事業を含む「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」に関して求められる広範にわたる事項を調査・研究すること、及び、町執行部だけではなく国や県などの関係機関に対しても政策提言や陳情活動を行うこと、さらには、鏡石町成田地区遊水地整備事業を含む「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」に対する町民意識を高揚させることなどを目的として、この特別委員会を設置する。

2ページをご覧ください。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について

- 1 委員会の名称 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会
- 2 付議事件 国による「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の一環として、鏡石町成田地区において計画されている遊水地整備事業に関して必要となる広範にわたる事項
- 3 委員定数 議長を除く議員全員11名
- 4 委員長及び副委員長 各1名
- 5 期間 議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続する。

なお、先般、一般質問あるいは決算審査特別委員会等において、私からも一般質問、決算の中での質疑をさせていただきましたが、この委員会の重要性は、我々も、前から議員をやっている者も重々認識しております。また、執行におかれましても、この委員会が前期において活動したことに対しての大きな評価をいただいたつもりでございます。また、先般は、議長のお話の中には、こういった事業については継続性を持ってやるべきだというふうなお話もございました。そういった点も勘案いたしまして、ぜひ前向きな決断をいただきますよう、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（角田真美） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 皆さん、こんにちは。



今回、吉田議員が鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について発議をなされたこと、過去にも数十件ぐらいですか、出されておりますが、非常に先進的で、私には到底できないことでもあり、その優秀さには感心するばかりであります。執行機関へ対し、大きな一石を投げ続けているものであり、議会の在り方に変革をもたらし続けております。

さて、今回の発議案件を審議するわけではありますが、幾つか疑問点がありますので、お尋ねいたします。

少し長くなりますが、ご了承ください。

第1点は、整備事業に対して広範にわたる事項の調査・研究を今後続けていくとありますが、令和4年6月17日から令和5年6月13日まで11回の審議の中で委員長の立場にあったわけではありますが、委員長としてリーダーシップを執る中、審議ができなかった調査項目やその内容及びその理由は何かお尋ねいたします。

第2点は、審議の中で、遊水地整備事業推進3町村議会議員連盟、仮称でございますが、の結成のため、他2町村議会との交渉開始への同意を以前取り付けましたが、その後、なぜ実現に至らなかったのか、経緯と理由についてお聞かせください。

第3点は、町執行部だけでなく、国や県などの関係機関に対しても、政策提言や陳情活動を行うとありますが、前期に取りまとめて提出した意見書の中に6項目の要望事項がありましたが、前委員長の考え方としての政策提言として、そのほかに考えているもの、考えられるものはどのようなものがあるのか。さらには、意見書提出後に国・県とはどのような対応をしたのか、どのような回答等があったのか及びその効果は顕著に現れたのかお尋ねいたします。

第4点は、町民意識の高揚とありますが、前期の活動の中で成田地区の地権者の特別委員会に対する反応はどのようなものであったのか、また、成田のことは成田の住民に任せてほしいとの声もあったように聞いてもいますが、いかがでしょうか。

成田の住民と成田地区推進協議会に自主性を委ね、議会は注視を怠らず、重要案件が出た場合、全員協議会での協議や特別案件は常任委員会で審議するとの方法でもよろしいのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

以上、質疑といたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する、9番、吉田議員の答弁を求めます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま小林議員から質疑をいただきました5点について、順次答弁させていただきます。

なお、このような形で質疑をいただきましたこと、議論を深めること、本当にありがたく

感じておりますので、ありがとうございます。

さて、第1番目の質疑についてであります。

今回の委員会設置の目的でありますことに。成田地区において計画されている遊水地整備事業に関して必要となる広範にわたる事項ということでございまして、これは前期の改選前の特別委員会の内容と全く同じということでもありますけれども、以前の委員会の中での11回の審議について、確かに私は委員長としての立場で審議を牽引させていただいたつもりでございます。その中で、その際の委員の方々に対してご理解、ご支援を賜ましたこと、まず御礼を申し上げます。

さて、11回の審議の中におきましては、遊水地の是非、遊水地の計画等の説明を受けた上での様々な質疑、そしてまた要望事項等を皆さん方と共に慎重審議してまいったところございまして、皆様方ご存じのように、令和4年9月16日、令和4年9月議会では、発議第1号ということで、国・県に対する意見書を出ささせていただいております。その中については、まず4項目の要望事項でございました。要望事項については、ここでは割愛させていただきますが、令和4年9月の発議第1号の意見書提出については4項目であった。それに対し、令和5年6月14日、我々の改選前の最終の議会で、この際にこの特別委員会を閉じられることになったわけではありますが、発議第2号では、先ほど小林議員おっしゃったとおり、6項目の内容を要望する意見書になっております。といたしますのも、提案理由の内容はあまり変わりございませんでしたが、6項目の要望になったということで、この審議、要するに9月から6月の中において2つの要望事項が増えたというふうな事実がございます。その内容を簡略に申し上げます。

1つとして、二度と水害、洪水被害、浸水被害のない町づくり、地域づくりを行うための支援ということでございます。そしいまた、もう一つは、遊水地事業関連施設の整備ということでございまして、今申し上げました2項目が9月の発議第1号の中にはなかった内容の要望事項ということでございます。といたしますのも、この特別委員会には、個人名称を挙げてあれですが、小抜三吉さん、そしてまた滝口孝行さんという方、お二方からの陳情も特別委員会で慎重審議しており、結果的には、いずれも採択に至らずということになりましたけれども、そのお二方、特に滝口さんの思いを我々は慎重審議した結果、発議第2号の中で4番と5番という形で新たに要望事項を加え、そしてまた、これを国・県に出したということでございます。国も、内閣総理大臣をはじめ、担当所轄官庁である国交大臣、衆参両院議長、そしてまた県は、発議は県知事に対してだけではありませんけれども、福島県議会議長ということで、議会議長にも出させていただきましたということで、我々はこの意見書の提出をもって前期の特別委員会を閉じることになったということでございます。したがって、今申し上げましたとおり、この中で、委員会の中での活動を振り返りますと、当初の4項目

の要望事項が6項目に増えたということもございます。

そしてまた、なぜこれから我々やらなくちゃいけないのか、あるいは、それで不足しているもの、できなかったものは何かという質問でありますけれども、これにつきましては、私は一番大きなのは、今日の中にも書いてありますけれども、いわゆる一つの移転用地交渉の際のアドバイス、あるいは相談窓口というのは変ですが、そういったところの見守りをしっかりやっていかななくちゃならないと。要するに今各地権者と国とがいわゆる個別交渉に入っている中で、ある意味、秘密裏にこれが両者間で進められている中で、なかなかその実態が把握できておりません。もちろん、その金額については国の意見としても、これは誰にも教えないと。要するに当事者間でやる問題だからこれは公表しないということは、既に我々の特別委員会あるいは地元の説明会でも答弁いただいておりますけれども、こういったことについての情報が全くないと。そういう中であって、物すごい安い価格で宅地が買い上げられるんじゃないかというような危惧も出ております。ですから、その辺の実態調査、またその辺の住民の気持ち、そういったものに寄り添い、そういったものの理解を、理解といいますか、そういったものについて我々も理解を深めていくということが大事であるというふうに思っております。

もう1点が、先般から、これは我々もそうですが、執行も大変危惧されておる遊水地事業用地の有効活用であります。これにつきましては、今後国を中心に、そしてまた町も率先して、この集まりをつくるというふうな話がありますが、実際に成田の住民そしてまた鏡石町の町民、いろいろな粹・くくりがありますけれども、こういったものがないんじゃないかというアイデアがどんどん出てくるんじゃないかというふうに思います。もちろんこれについては、地元の地の利の詳しい、申し上げた地域住民や様々な情報を持っている執行には我々はかなわない部分はあると思うんですが、しかし、そういった方々との情報共有を行うことによって、遊水地事業地の今後の有効活用、特に令和10年度以降の話になりますが、しかし、長期的な視点に立ってやらなければならないということは、先般の一般質問の答弁でしっかりいただいておりますので、その辺のことをしっかりやらせていただくと。まず、そのためにも、この特別委員会を開かなければ、簡単に言いますけれども、特別委員会をつくらなければ、執行からの情報、そして特にまた国からの情報も十分に得られないと私は思っています。

特に、この特別委員会以外の組織をつくろうというふうな声も実はございます。これが2番の質問の答えにもつながってくるんですが、じゃ、例えば協議会や内々の議員同士の集まりではどうかというふうなこともございますが、逆に私は疑問に思うのは、そういった例えば議員の集まりをつくったときに、これが何の意味があるのか。そこには法的な根拠が一切ないわけでありまして。2番の質問の答えにもなりますが、いわゆる協議会をつくっても、そ

ここには法的根拠は全くございません。調査権もありません。議案の審査権、請願・陳情の審査権もありません。鏡石町民の例えば請願・陳情が上がったときに審議をする窓口がなくなると。ただ、しかし、議長の判断によっては、これは所管の常任委員会ということで、所管となれば恐らく産業厚生常任委員会という形になるんでしょうけれども、しかし、先ほどの質問にあったように、これを常任委員会でやったらどうなんだという話になりますが、常任委員会はそのほかたくさんの方のことをやらなくちゃいけない。特にこれからは健康福祉センターの在り方、そしてまた、それに伴う様々な残った古い施設の処分等も、これは担当の常任委員会でしっかり審議していただかなければならない。しかし、逆の半面を考えるならば、遊水地というものは一大事業でございまして、それについては、これは特別委員会を立ち上げてやるべきであると。要するに、そしてまた議員全員でしっかり審議すべきであるということで、これは5番の質問の答えになっているかもしれませんが、そのようにお答えしたいというふうに思います。

なお、全員協議会での話というのがあったんですが、これは議員各位には間違っていたら困るのは、全員協議会というのは、あくまでも協議及び意見調整の場であって、その場は審議の場ではありません。ですから、全員協議会では審議をするとは思っていただきたくはありません。これは議員必携等にも書いてありますし、町の条例にも書いてございます。ですので、今申し上げた協議会や全員協議会等は、こういったものを慎重審議する場ではないということを皆様方はしっかりご理解を賜りたいというふうに思います。

戻りますが、3町村議会の連結といいますか、特に他の2町村との、玉川村、矢吹町との取付けという話でございました。これは前委員会の皆様方にもご理解を賜り、そして私ども正副委員長、議長、局長とも関わりまして、局長のほうから他の2町村には掛け合っていたいただきました。そういったところ、今申し上げたように、他の2町村では特別委員会は設置はしていないと。協議会を設置しているところ、これ玉川村。そしてまた、そういうものもない、地域の協議会はあるけれども、議員の議会の中にはないということでの矢吹町の対応であったという中で、今の段階では私どもの鏡石町議会の中の特別委員会の思いは承るけれども、今のところ是一緒にやる、あるいは一緒の一つの大きな組織をつくる段階ではないというふうな答弁をいただいております。しかし、そういった動きは、実は閉会ときにはまだ結果的には見えておりませんで、結果的にはその後、聞こえてきたような話であります。私どもとしましては、任期中、最後の最後まで組織づくりに尽力したつもりではありますが、それが任期中でできなかったことは大変心苦しくおわびを申し上げたいと思うんですけれども、しかし、今後において、そういう団体が、今執行のほうでも3町村合同で陳情活動等一生懸命されておりますから、議員の中にあってもそういうふうな応援的な意味でも、こういった組織、特別委員会は必要であると。そしてまた、各町村にもまた働きかけて、同じような立

場で執行を支えていく、そういうことが大事であるというふうにも考えます。

そして、3の町執行部に対する政策提案、そしてまた、国・県に対する政策提案があったのかどうかということでございます。

まず、1点目、皆様方、前特別委員会では、国の方をお呼びいたしました。そしてまた、常に町の方にも臨席を賜ってご説明いただきましたし、県の方にもおいでいただいたときもございました。その中において、各委員からそれぞれ意見を賜り、それが国・県・市町村に対して意見として上がっているものと思っています。これは我々議員が政治家としての、いわゆる政策提案であります。もちろん、最終的にまとめた2つの意見書は、これは委員会を挙げての政策提案ということでございますが、そのような形で政策提案、政策提言をさせていただいたという実績はございます。そしてまた、要望事項は、これはいわゆる陳情活動に当たりますので、陳情は2回にわたって行ったと。そしてまた、私も特別委員長として、国会議員陳情のほうに帯同させていただきましたけれども、お会いできた全ての方々に、町長からそしてまた議長から、鏡石町の問題点の一つの大きな問題として遊水地を取り上げた。余談ですが、もう1点はスマートインターチェンジの24時間を取り上げということで、特に与党の国会議員については、こういった点をすぐに迅速に対応していただいたということがございます。そのような経緯は、皆様方、既にご存じだと思います。

また、これは私も成田地区の委員会のほうに臨席させていただいて、私の立場というのは、委員長という立場と、いわゆる成田地区協議会の委員という、協議会の会員という2つの立場が実際ございますが、ちょっと曖昧で申し訳ないところもあるんですが、両方の立場がございすけれども、臨席させていただきました。その中で、私が最初の頃から申し上げていたのは、いわゆる鏡石町と玉川村を結ぶ町道、村道を県道にしてもらえないか。要するに、今後の遊水地の中に入ったときの管理の関係から、これは町では大変だ、あるいは玉川のほうでは無理だということで、これは県道、あるいは国道にはできないと思いますから実質県道にすべきだということの提案もさせていただきました。結果的に、これは私が言ったわけではないですが、そういった声が多分たくさんあった中で、県もいわゆる成田の町道、そしてまた、鏡石の町道、玉川の村道を含めて、全部、いわゆる成竜橋を通るような道路を全て県道にするということにさせていただきました。これは、ひとえに、誰がというわけではありませんが、私も含めてたくさんの方々がそういう意見を申し上げたということで、県がやっただいたということでございます。そういうふうな実績といたしますか、形がでございます。

4番の質疑になりますが、5番についてはお答えしていますので、4が最後になると思います。

町民意識の高揚ということで、成田地区の反応はどうだったのかということではありますが、成田地区の反応は極めてですね、といいますのは、反応は、これはなかなか表面に見えてく

るのは少なかったと認識しています。というのは私も成田の出身であります、成田の人たちというのは結構シャイでありまして、なかなか表に意見を出さない、内に思っているがなかなか表に出せないというのが成田の人たちの性格であります。そういった中であっても、「委員長、副委員長含め、特別委員会頑張っているね」、私どもも毎回地域説明会には一回も休むことなく正副委員長とも参加させていただきましたので、そういった点を理解していただいたこともあると思うんですが、もちろん町の議会全体として委員会をつくって、その内容を議会だより等で広く知らしめたことに対する評価があったというふうに思っています。

しかし、地区説明会の中で、一部で、議会はそういったことを言うべきではないというふうなお声もあったということでございます。それが、町の担当課に来たときに、そういった町担当課を通して当時の議長から私ども議員に説明がありました、そういう苦情があったと。私は当時の議長にも全員協議会でも申し上げましたけれども、それは苦情ではありませんよと。私は、苦情と言われることは失礼だと言ったのは皆さん方ご存じだと思います。それは、その人の一つの意見であって、それは苦情ではない。むしろ正副委員長に対する、失礼ではないかということをやったならば、当時の議長は大変申し訳なかったということで議長がその発言を撤回されたという全員協議会での経過がございました。

要するに、成田地区住民の反応は様々であると理解しております。賛否両論様々あると。これについては、遊水地の是非そのものについても、実はいまだそういった点もあります。しかし、遊水地事業が前向きに進む中で、特別委員会というのは、皆様方委員の意見を総意し、成田住民の声を聞きながらそれを後押ししていくのが役割であるということだと思います。もちろん多数決の中で物事は、民主主義が進んでいきますから、そういった方向に進んでいくのは間違いないことなんでしょうけれども、個々の住民の声というのを、これを特に賛成意見も反対意見も大きく取り上げることなく、同じようなウエートでしっかりバランスよく酌み取って、そしてまた、議員は議員として多数決で判断していくというのが民主主義であると私は思いますので、その辺は別物として考えていただきたいというふうに思いますし、成田のことは成田住民で決めるべきだというふうな声もあるという話でしたが、これは一理あることでございます。というのは、成田の地権者の問題は地権者同士で、地権者と国がやればよいことであり、そこに価格交渉で例えば幾ら幾らだからというふうに国が提示したならば、本人が納得すればそれですとんと判こを押せばいいことであり、しかし納得しなければ判こを押さなければいいんだ、そういうことだと私は思っています。

しかしながら、今申し上げたようなことが起きれば、遊水地事業は進まなくなるということになってしまいますし、しかし、私が申し上げたいのは、個別的な話ではなく、個別はもちろんのこと、鏡石町の一大事業でございますから、町長も前からおっしゃっているとおり、

鏡石町にとっては、毎年1億5,000万円もの経済損失を負うと。そしてまた、その土地を国に提供することによっての見返りは一切ないという現状の中で、我々はどうしたらこの地域に対して経済的損失あるいはそういった精神的損害、そういったものを含めてどういったもので補填していくべきかといったときに、重ね重ねになりますけれども、遊水地をつくるということで進めた場合は、遊水地の跡地をしっかりと有効活用していくということが大事でありますので、ここを慎重審議していく必要があるということでもあります。重ね重ねであります。

そういう中で、先般町長は、他の2町村長と共に、遊水地事業内でいわゆる水田耕作（稲作）ができるかどうかというものを国に対して陳情活動を行ったと。これについては、いわゆる法律等々もありますから、これは国がこれから検討するというふうに前向きな答弁をいただいたというふうに思っておりますけれども、成田地区においては、自分の自前の土地での田んぼづくりではなくて、田んぼを貸して、あるいは喜んで借りて稲作をやっている人がいるんだと。そういうふうな実態を皆さん方にも理解していただきたいと思います。そういった方々の思いを受け継ぐためにも、そういった方々の実態の調査し、そしてまた、そういった方々の声を上げていくのも我々議員の役割であると思います。議員が12名いるという理由はそこにあるんだと私は思っております。

長くなりましたが、以上の答弁をもちまして、小林議員からいただきました5つの質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員の再質疑を認めます。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 大変答弁ですか、長く詳しくありがとうございました。

再質疑ということでお聞きします。

まず、1番の遊水地の有効活用、これにつきましては、吉田議員も言われましたように、3市町村長が要望に行ったということで、その使い道ですか、行ったということでございます。私は、それで足りるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、2番の議員連盟ですか、3町村の。それは、今はその段階ではないということでした。ただ、1年以上もたっているんですね。それで今はその段階ではないということは、実現のめどはかなり暗いのではないかと思っております。その辺をどのように考えて、やるとすればどのように説得するのかお尋ねいたします。

それから、3番の政策提言、県道ですか、成竜橋を通る道路、これが県道に昇格という云々ありましたけれども、私が聞いているのは、そのほかに将来的には何を考えているのか、考えられるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、4番の議会はそういうものを言うべきではない、成田住民の声であります、

先ほど成田地区の住民の意思は様々であるとおっしゃいましたけれども、私の聞いているところでは、かなり多数の方が、議会はあまり口出しをしてほしくないというのが私は聞いております、はっきりと。だから、その点を、様々な人がいる、五分五分ではないかということですが、成田地区の住民の実態を把握していないのではないかと思いますので、再度質疑させていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 小林議員からいただきました再質疑に対して順次答弁させていただきます。

まず、1点目、遊水地の有効活用について、先ほどの私の質疑の答弁の中で、町長の国への要望ということの話をしたことについて、それで十分ではないかというお話がありました。私は、これでは足りないと思っています。というのは、前も特別委員会でも話がありました。何で私どもは2回にわたって委員会が同じ内容の要望書を国に対して出したかということです。国に要望書を上げて、国がその要望書どおりにやったためしがあるかどうか。これは逆に人生経験の長い皆さんのほうが分かっているんじゃないんですか。地方から意見を上げて、全ての要望が実現されたためしはありますか。今は残念ながら、この前も私も一般質問でしましたけれども、地方創生と言いながら地方軽視ですよ。そういう中であって、地方の声はなかなか通りづらい。特に地元の国会議員に頑張ってもらって、所轄官庁にしっかりと橋渡しをしていただかなければ、これは地元の声は絶対に実現しません。今回の話を、話は変わりますが、先ほどのスマートICについても、何年前から要望してきたのか。要望、要望を毎年やってきて初めてですよ。遊水地も同じです。2回だけの要望、意見書の提出では足りません。そしてまた、今回の有効活用については、町長を含め3町村長が連盟で行っていますが、私は町長頑張っているのは分かりますけれども、新聞記事見たときに本当にうれしかったんですけども、それだけで足りるとは思っていません。しつこく何回もやる必要があります。意見書という形、役人といいますか国・県の担当官、そしてまた地元の国会議員に対して、何回も何回も、執行も議会もやらなければこれは通らない、実現できないと思っています。ですので、足りないというのが私の答えであります。

2番、3町村の議員連盟の実現の可能性はどうかということでございますけれども、これは大いにあると私は考えます。といいますのも、3町村とも今ほぼ同じような段階になってきました。しかし、最終的な、今は恐らく個別交渉の段階だというふうに思いますが、今度はだんだん課題が変わってきます。湧水位置造成後の有効活用となったときに、これは、私は鏡石町の第1遊水地、玉川の第2遊水地、矢吹の第3遊水地として考えるという、一つの、



1、2、3と分けて考える方法もありますが、遊水地群として考える必要性があるということです。特に3町村は郡も違く、間に入る県会議員もみんな違くと。そしてまた、国会議員も一部矢吹とは違ってくる、県中と県南で分かれるということで、そういった中で、実際にこういったものを地元のことが分かってやっていくことができるのは、やはり地元の議員であるというふうに思いますので、まして3町村の連携というのは私は大事だと。ですから、町村長（首長）の連携に加えて、議員も意見交流の場を設け、そしてまた、先ほど来から申し上げましたとおり、特に3町村一致して要望すべきものは3町村の連盟、あるいはそういった議員連盟等つくって、その会長の名前も入ったりして3町村でやらなければ物事は進まないし、3町村がもしばらばらになってしまったときに、これは、言い方は悪いですが国の言いなりになります。国が決めたとおりになって、3町村の思いがなかなか通りにくくなる。もし3町村が一緒にやりたいことがあるとするならば、今の段階からあらかじめ議論するということが大事だというふうに思っております。そしてまた、そういう方向性になるとすれば、これはそのときの新しい特別委員会の委員長が誰になるか分かりませんが、そういった委員長、副委員長中心に一生懸命頑張ってください、3町村の連結を図っていただきたい、団結を図っていただきたいというふうに思っています。

3番としまして、政策提言であります。先ほど県道の話をしていただきましたけれども、ほかに何を考えているかということでございます。これについては、実はこれからでございます。というのは、私の意見ではないんですよ。私は委員会を立ち上げるべきだと。そして委員会の中で、先ほど来申し上げましたとおり、委員が、こういう意見はどうだ、こういう意見はどうだというのを皆さん方が言う中で、特に多い意見についてはそれを意見書の中にまとめたり、あるいは委員長が代表してしかるべきところにお伝えするというのが、これが筋道だというふうに思っています。私の頭の中には構想は幾らもあります。遊水地の有効活用についての構想は。だけれども、それをここで申し上げる場ではないと。そういった場を設けていただければ幾らでもお話をできますが、それはここではしないと。というのは、政策提言をする場を設ける、私はそれが特別委員会だというふうに言っているわけですから、政策提言をその場でしていただきたいというふうに思います。

ただ、申し上げたいのは、何回も申しますとおり、遊水地の有効活用ということが一番の大きな問題になるのではないかと。その中であって、町長がやっていただいたように、農業をやれるようにするのか、そしてまた、いわゆる娯楽地、観光地等をつくるのか、はたまた中畠議員がこの前一般質問でされたように、ため池等での活用ができないか等々という意見は、これは既にあるわけですから、そういったもののほかについては、これから出てくるものだと理解しております。

4番、住民の声をという話でしたが、成田地区住民の声であります。多数がということで

ございますけれども、多い少ないというのは、いわゆる投票、アンケートをしたわけではないので、これは実際には分かりません。もし議員や皆様方の方々の周りに集まってくる人が言っていたというふうに言っただけののであれば、これは正しい表現かと思いますが、多数はという表現は、これは決して安易には言うてはいけないんじゃないでしょうか。要するに、客観的な指標がないときに、多数あるいは過半数、そういったものを言うことは、これは危険でありまして、それは言うてはいけません。特に我々は民主主義の中で賛成多数を決めるのは、いわゆる数です。どんないいことでも、否決されれば、数が少なければ否決です。ですから、そのように私は考えますので、もしかしらば、今回のこの議案もそういう方向になるかもしれませんが、残念ながらそうなっても致し方ないとも思いたくないですけれども、しかし、それはそうだという中で、多数だったということは言わないでいただきたい。

私が聞いている範囲では、いろんな意見があると申し上げたとおりです。賛成意見、反対意見、反対意見の方々の心情まで一部お聞きしました。私は反対意見があったということなので、反対意見が多数だったと聞いていません。反対意見があったということで聞いたんですよ、反対の方に。そうしたら、この問題は早々に解決したい、農地の売却そしてまた宅地の交渉を進めて早く早期移転するための資金を頂きたい、その声は十分に思っております。しかし、今のままでは、何回も申しますが、農地の価格は出ましたけれども、宅地の交渉で決裂する可能性、あるいは物すごい安価で土地を買い上げられるということになってしまっていて、逆に、しっかりここをまとめなければ、私はこの遊水地事業が延期あるいは頓挫することも可能性があるということの中で、私はこの問題をしっかりまとめていくべき存在としてこの特別委員会があり、そしてまた、そういった立場で執行と一緒にやっていくべきだということで、この特別委員会の設置を求めているものであります。

以上、小林議員の再質疑に対する答弁でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

ここで申し上げます。時間の都合とばかりではないんですが、できるだけ簡潔明瞭な発言でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の吉田議員の答弁に対して、若干補足の意見を申し上げたいと思います。

私が成田の住民から聞いている中身で、小林議員が言ったような、あまり議会は口を出すなという話なんですけど、これは今、吉田議員も申し上げましたように、早く金が欲しいということなんです。しかし、その人たちの中には、宅地のほうがなくて田んぼだけがある人なんかも多いんです。それは、早く田んぼの買収価格が一番先に早々と出されたわけですね。

その田んぼの値段が1反歩380万、今の田んぼの価格からいけば大変破格の価格が出ているんですね。ですから、この金が早く欲しい、いろんなことをやりたい。私の親戚なんかも、作業所を壊して駐車場を造りたいなんて、もう段取りしているんですね。そういう中での声であって、私は宅地の価格も示されない中で、片方でそういう焦りの声が出ているということに対して大変危惧しております。宅地について引っかかっている人たちは、非常に安い値段が出されているという声も聞くんですね。そういう声にも傾けていかないと、一部の声だけに惑わされてこの問題の解決を焦りますと、宅地あるいは元の家を壊した人たちの声などが全く無視されて進められることには大変危険性を感じております。ぜひその辺もご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 円谷議員に申し上げます。これは意見でしょうか。

○11番（円谷 寛） はい。

○議長（角田真美） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ある方いますか。

原案に反対の発言を許します。

1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 発議第1号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の議案に反対の討論をいたします。

本年6月14日、委員会発議として阿武隈川流域の治水対策を国及び県に求める意見書を吉田孝司委員長名で提出しました。意見書の要望事項としては6項目ありました。住民の高台移転の支援、移転に生じる法令・規則の見直しや簡素化、鈴川も含めた治水対策、洪水・浸水被害の町づくり支援、関係施設の整備、遊水地整備後の土地有効活用の支援でありました。この意見書は、内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、福島県知事、福島県議会議長宛てに町議会として本年6月14日で提出されております。

また、同日付で遊水地事業の調査概要として、令和4年6月17日の第1回から本年6月13日まで、合計11回を数えることが吉田委員長から調査報告されております。さらに、町長はじめ、河川国道事務所の専門官など、委員会の開催には議員のほかに約80名の出席者を招いて実施いたしました。そして、調査報告まとめとして、陳情の審議や土地への遊水地調査など課題整理の情報の共有に努めるとあり、委員会の終了を宣言したと私は判断しており、

遊水地事業特別委員会は、この1年間で十分審議を尽くしてまいりました。必要であれば、今後は我が町議会として任意の全員協議会の設置、委員会での取組、調査研究すべきと。再度調査特別委員会を設置することに反対いたします。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 地方自治法第109条及び第110条では、特別委員会を、災害対策などの特別な事柄を審査、調査するために必要に応じて議会で決議して設置することができると思っています。鏡石町議会条例でも、第4条で認めています。議会として、町民や町のためにできる最大の機能を最大に有効活用し、議会ならではの働きを最大に発揮すべきだと思います。それは、少ない意見、民意を吸い上げ、国や県に対して対等に対峙し、できる議会の存在意義が問われるのではないかとさえ私は思っております。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは、令和元年から令和10年をめどに実施される計画で、既に半分が過ぎ、中間期間となっております。我が町では、昨年6月に初めて特別委員会を立ち上げて、この1年2か月、他の遊水地の視察や県・国との会議、そして少数の貴重な民意の陳情についても、議場での話し合いができました。残念ながら否決されることもありましたが、経過の記録として残る非常に実のある会議でした。きめ細やかな民意の吸い上げと今後の移転問題、遊水地活用について、議会は重要項目として力を入れ取り組んでいく必要があります。当事者間だけの問題ではなく、町全体として第三者的に俯瞰して見る第三機関的なものが必要なのではないかと。私は先輩方のご意見も理にかなったもつともだと思っております。今ありますが、今の私の、町として全体的に見る必要性があると思ひ、特別委員会は賛成の意見を述べさせていただきたいと思っております。

○議長（角田真美） ほかに討論ありますか。

反対討論を許します。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 反対討論を申し上げます。

成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について、反対討論を述べさせていただきます。

先ほどの質疑の中で疑問点を述べさせていただきましたので、簡単に申し上げますけれども、昨年1年間をかけて協議をし、国・県への遊水地事業に対する意見書を提出しております。これは先ほど畑議員がおっしゃいました6項目を出しております。それで、政策提言、

陳情を行っておりますが、前期議員の英知を集めた内容と自負しておりますし、そのために所期の目的を達成したと私は考えております。さらには、現在、地権者と国とで、個別的に水田等や宅地等の買収価格の交渉に入っている時期であり、議会がそこまで立ち入るべきか疑問に思う昨今であります。地権者の数名からも、個別折衝の段階なので、成田地区推進協議会と個人に任せて、議会はあまり干渉しないでほしいとの要請も起きております。したがって、当分の間は事態を見守り、緊急を要する事態が生じた場合は常任委員会等での対応が可能と思われまます。

上記の理由により、今回の特別委員会の再設置には、設置の必要性が薄いと思われまますので、強く反対の意を表します。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（角田真美） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎各常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第10、各常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

総務文教及び産業厚生各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

---

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る9月19日から本日までの14日間にわたり、全22議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決、同意、承認を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会は決算議会と言われるように、令和4年度決算審査が特別委員会において行われたところであります。決算審査はもとより、本会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重して対応してまいりたいと考えております。

また、議決いただきました今年度各会計補正予算につきましても、迅速な執行に努めてまいりたいと思います。

最後になりますが、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にて精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて、第1回鏡石町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時53分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 東 悟

署 名 議 員 根 本 廣 嗣

署 名 議 員 町 島 洋 一